

湖北広域行政事務センター
一般廃棄物処理基本計画
(素案)

平成 26 年 10 月

湖北広域行政事務センター

目次

第1編	共通編	1
第1章	総論	2
第1節	計画改訂の目的	2
第2節	計画の位置付け	2
第3節	広域的取り組みの推進	3
第4節	計画対象区域	3
第5節	計画の範囲	3
第6節	計画目標年次	3
第2章	地域の概況	4
第1節	圏域の概要	4
第2節	自然条件	7
第3節	社会条件	9
第4節	関連計画	17
第2編	ごみ処理基本計画編	21
第1章	ごみ処理の現状及び課題	22
第1節	ごみ処理行政の沿革	22
第2節	ごみ処理体制	23
第3節	ごみ処理の実績	29
第2章	ごみ処理行政・技術の動向	41
第1節	ごみ処理行政の動向	41
第2節	ごみ処理技術の動向	44
第3章	ごみ処理基本計画	48
第1節	ごみの発生量及び処理量の見込み	48
第2節	ごみ排出抑制・再資源化促進のための方策	64
第3節	ごみの適正な処理等に関する基本的事項	70
第4章	ごみ処理の施設の整備に関する事項	75
第1節	施設整備の基本理念	75
第2節	現有施設の概況	76
第3節	今後整備する施設の種類及び規模	77
第5章	その他処理に関し必要な事項	80
第1節	廃棄物減量等推進審議会	80
第2節	災害廃棄物対策	80
第3節	適正処理困難物等処理計画	81
第4節	計画推進体制	83
第5節	情報管理計画	83
第6節	計画実施スケジュール	83

第3編	資料編.....	85
第1章	事業所アンケート.....	86
第2章	市民アンケート.....	90

第 1 編 共通編

第1章 総論

第1節 計画改訂の目的

湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）は、長浜市ならびに米原市で構成されており、両市から排出される一般廃棄物の収集ならびに運搬および処理を行っている。

当センターにおける現行の一般廃棄物処理基本計画は、平成 21 年度に策定（見直し）し、見直しから 5 年が経過している。その間、長浜市では 2 回目の合併（平成 22 年 1 月）があり、当センターは、旧伊香地域の伊香衛生プラント組合で行われていた業務を引継いだ。これにより、旧センター地域（南部エリア）と旧伊香地域（北部エリア）でそれぞれに策定されていた一般廃棄物（生活排水）処理基本計画を、平成 22 年 3 月に「南部エリア」「北部エリア」として合冊し策定した。また、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画についても、平成 25 年 3 月に「南部エリア」「北部エリア」として合冊し策定した。（以下「現行計画」という。）

また、国のごみ処理基本計画策定指針の見直し（平成 25 年 6 月）、小型家電リサイクル法の施行（平成 25 年 4 月）などの廃棄物行政の変化や小売店の店頭での資源ごみの回収等の多様なリサイクル手法の普及による社会状況も大きく変化してきている。生活排水については、公共下水道の整備に伴い、し尿、浄化槽汚泥ともに減少してきているが、今後も合併処理浄化槽の設置促進等により公共用水域の水質保全に努める必要がある。

このようなことから、今般、南部エリア・北部エリアを統合し 1 地域とした圏域から発生するごみおよび生活排水の処理についての現状を調査分析し、排出抑制、適正処理を含めた一般廃棄物処理基本計画の見直しを行うものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき策定するものであり、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的事項を明らかにした上で、廃棄物の排出抑制および発生から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものである。

廃棄物処理法の第 6 条第 2 項の規定により定めるべき事項は、以下のとおりである。

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

本計画の位置づけは、**図 1** に示すとおりである。本計画は、当センターにおける一般廃棄物処理の最上位計画とし、上位計画として構成市の「総合計画」や「環境基本計画」に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示す。また、本計画に基づき施設整備に係る「循環型社会形成推進地域計画」および「施設整備基本計画」を策定する。

また、計画の策定にあたっては、国や滋賀県が定める基本方針等に配慮するものとする。

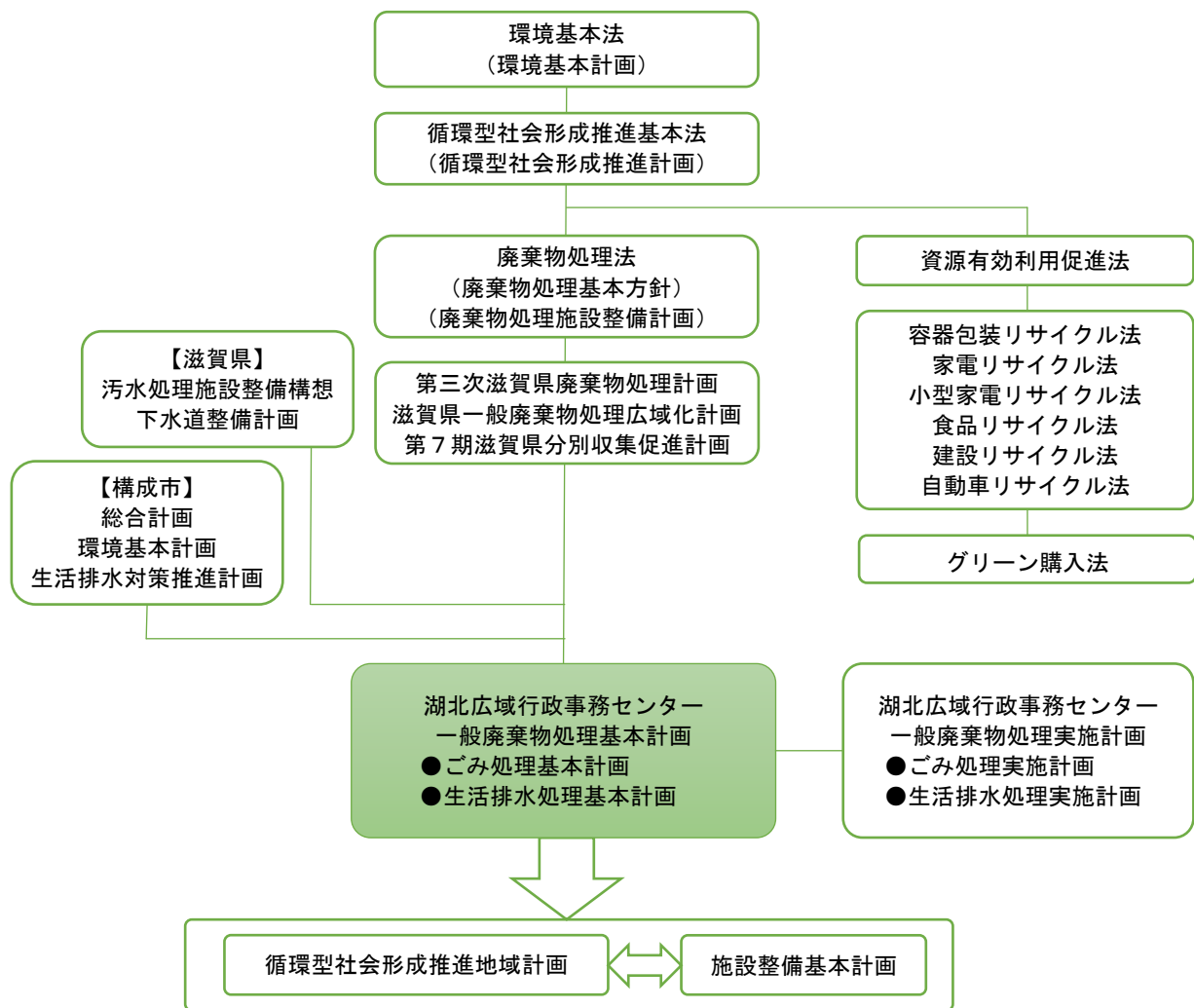


図1 本計画の位置付け

第3節 広域的取り組みの推進

本地域は、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月策定）において、湖北ブロックに位置づけられている。

第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、当センターを構成する長浜市及び米原市の行政区域全域とする。

第5節 計画の範囲

計画の範囲は、当センター構成市の行政区域全域（以下「圏域」という。）において発生する一般廃棄物（ごみおよび生活排水）を対象とする。

第6節 計画目標年次

本計画の計画目標年次は平成41年度とする。なお今後、概ね5年ごと、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合に見直しを行うものとする。

第2章 地域の概況

第1節 圏域の概要

第1項 位置

圏域は、

図2に示すように滋賀県の北東部に位置している。

圏域の面積は、表1に示すように総面積が93,125haである。このうち可住地面積は23,141haであり、全体の約25%となっている。

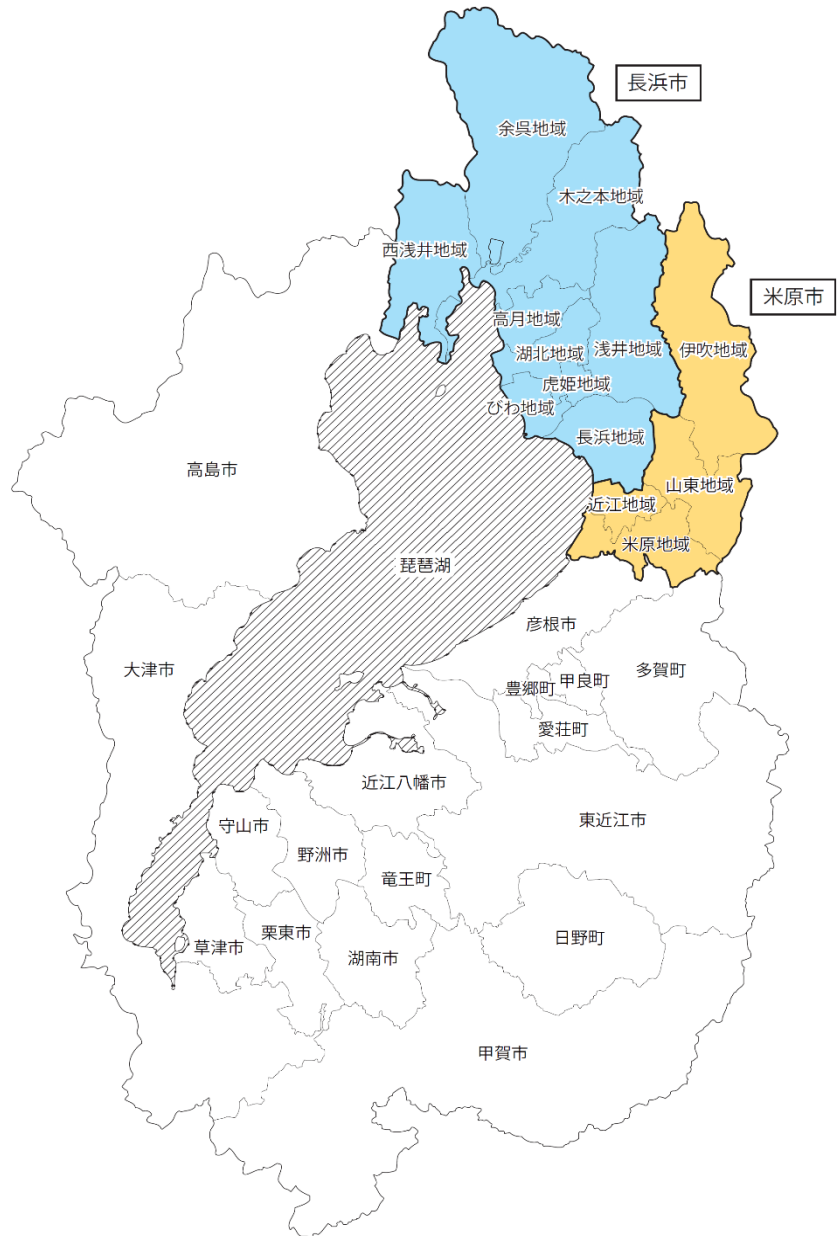


図2 圏域の位置図

表1 圏域の総面積及び可住地面積

区分	総面積		主要湖沼面積		林野面積		可住地面積	
	面積	構成比	面積	主要湖沼率	面積	主要湖沼率	面積	可住地率
長浜市	68,079	100.0%	14,131	20.8%	37,301	54.8%	16,647	24.5%
米原市	25,046	100.0%	2,736	10.9%	15,816	63.2%	6,494	25.9%
圏域合計	93,125	100.0%	16,867	18.1%	53,117	57.0%	23,141	24.8%

注) 総面積：琵琶湖の面積を含む。

可住地面積：(総面積) - {(林野面積) + (主要湖沼面積)}

出典) 長浜市統計書(平成22年度値)、米原市統計書(平成22年度値)

第2項 沿革

長浜市は、平成22年1月1日に、旧長浜市(平成18年2月13日に旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町が合併して誕生)、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、及び旧西浅井町の1市6町が合併し、現在の長浜市となった。

米原市は、平成17年10月1日、旧米原市(平成17年2月14日、旧山東町、旧伊吹町、旧米原町が合併して誕生)と旧近江町が合併し、現在の米原市となった。

当センターは、ごみ・し尿・伝染病隔離病舎を共同事務として、昭和40年に1市6町2村で「湖北広域衛生組合」として設立された。市町村合併に伴い、管轄区域を拡大し現在に至る。当センターの概要を表2に、執行機関組織図を図3に示す。なお、平成22年の合併に伴い、旧伊香郡衛生プラント組合の業務についても、当センターに移管された。

表2 湖北広域行政事務センターの概要

設立	昭和40年4月5日	
構成市	長浜市、米原市	
事務所の所在地	長浜市八幡中山町200番地	
	共同処理事務事業	関係市
	(1) 廃棄物処理法(昭和45年法律第137号。以下本表中「法」という。)第1条および第4条第1項の規定に基づき、関係市の区域内の一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。)のうち、管理者が指定する集積所に排出されたもの(関係市が収集し処理するものを除く。)を収集し運搬すること、ならびにこれを処分する施設の設置、管理および運営に関すること。(法第7条第1項および第6項に規定する許可に関する事務を含む。)	長浜市 米原市
	(2) 法第1条および第4条第1項の規定に基づき、関係市の区域内のし尿および浄化槽汚泥(関係市が収集し処分するものを除く。)を収集し運搬すること、ならびにこれを処分する施設(し尿および浄化槽汚泥中継槽を除く。)の設置、管理および運営に関すること。(法第7条第1項および第6項ならびに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する許可に関する事務を含む。)	長浜市 米原市
	(3) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定に基づく火葬場の設置、管理および運営に関すること、ならびに霊柩車の運行に関すること。	長浜市 米原市

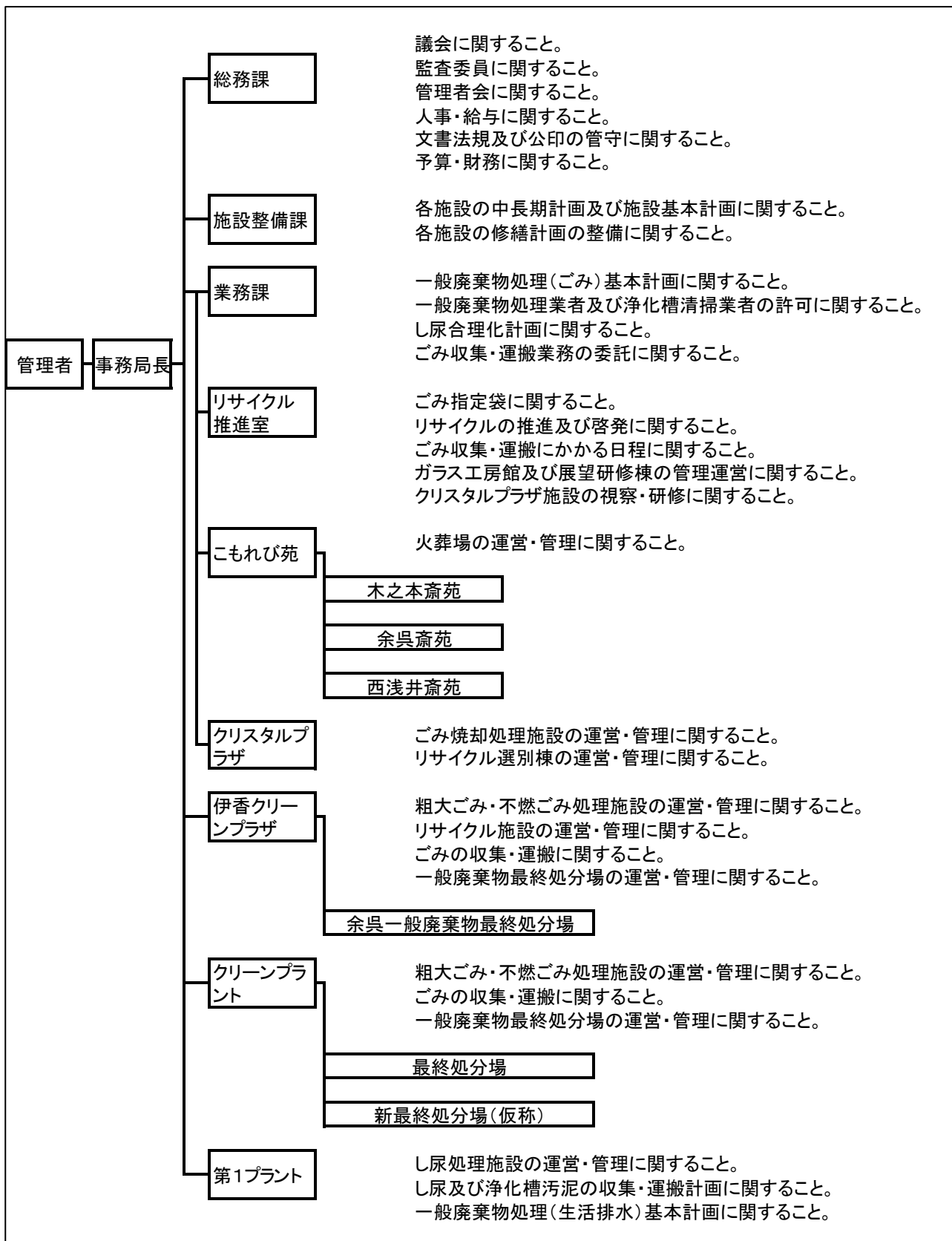


図 3 湖北広域行政事務センターの執行機関組織図

第2節 自然条件

第1項 地象及び水象

滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接している。周囲は伊吹山や霊仙山、琵琶湖に面しており、圏域の北部（長浜市）の中央には湖北平野が広がっている。琵琶湖に注ぐ河川として、姉川や高時川、余呉川、天野川等が流れている。

第2項 気象

圏域のうち、長浜観測所と米原観測所の2ヶ所の気象データを以下に示す。長浜市と米原市の気象に大きな違いはなく、気候は日本海型気候で北陸型に近く、晩秋には時雨、冬季には北西の季節風とそれに伴う降雪が見られる。

表3 平均気温と降水量（長浜市）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	平成21年	3.5	4.9	6.9	12.3	17.3	21.6	25.0	25.5	21.8	16.2	10.8	5.5
	平成22年	2.2	4.5	6.7	10.9	16.3	22.0	25.8	28.4	23.9	17.3	9.8	5.8
	平成23年	0.5	3.4	4.7	10.3	17.0	22.5	26.5	27.1	23.3	16.4	11.8	4.5
	平成24年	2.0	1.1	6.1	12.1	16.6	20.9	25.9	27.8	24.1	16.5	9.6	3.9
	平成25年	2.1	2.4	7.5	11.3	16.9	22.4	26.2	27.2	22.4	18.3	10.0	4.8
	平均	2.1	3.3	6.4	11.4	16.8	21.9	25.9	27.2	23.1	16.9	10.4	4.9
降水量の 合計 (mm)	平成21年	134	90	87	71	91	167	193	70	67	113	142	97
	平成22年	218	160	127	168	123	180	390	74	270	136	38	174
	平成23年	184	85	82	128	349	86	101	85	280	112	91	178
	平成24年	148	173	167	107	41	168	245	109	208	75	132	169
	平成25年	117	137	46	112	58	112	262	111	312	176	75	180
	平均	160	129	101	117	132	142	238	90	227	122	95	160

出典) 観測地点「長浜」(気象庁)

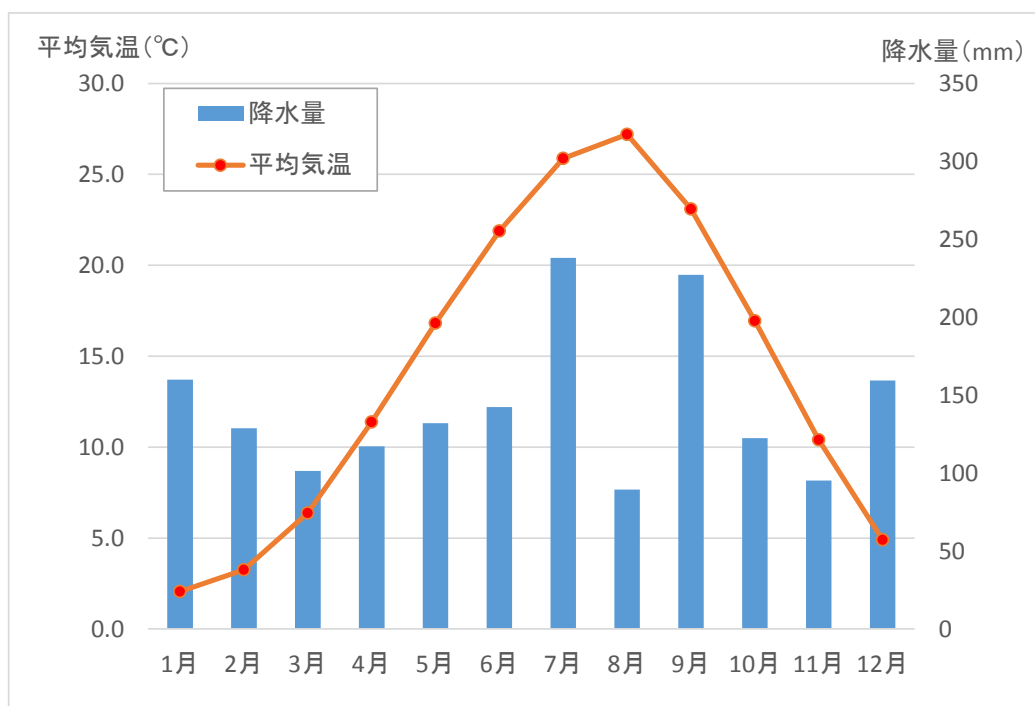


図4 平均気温と降水量（長浜市、5ヶ年平均）

表4 平均気温と降水量（米原市）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	平成21年	3.5	4.9	6.9	12.3	17.3	21.6	25.0	25.5	21.8	16.2	10.8	5.5
	平成22年	2.2	4.5	6.7	10.9	16.3	22.0	25.8	28.4	23.9	17.3	9.8	5.8
	平成23年	0.5	3.4	4.7	10.3	17.0	22.5	26.5	27.1	23.3	16.4	11.8	4.5
	平成24年	2.0	1.1	6.1	12.1	16.6	20.9	25.9	27.8	24.1	16.5	9.6	3.9
	平成25年	2.1	2.4	7.5	11.3	16.9	22.4	26.2	27.2	22.4	18.3	10.0	4.8
	平均	2.1	3.3	6.4	11.4	16.8	21.9	25.9	27.2	23.1	16.9	10.4	4.9
降水量の 合計 (mm)	平成21年	134	90	87	71	91	167	193	70	67	113	142	97
	平成22年	218	160	127	168	123	180	390	74	270	136	38	174
	平成23年	184	85	82	128	349	86	101	85	280	112	91	178
	平成24年	148	173	167	107	41	168	245	109	208	75	132	169
	平成25年	117	137	46	112	58	112	262	111	312	176	75	180
	平均	160	129	101	117	132	142	238	90	227	122	95	160

出典) 観測地点「米原」(気象庁)

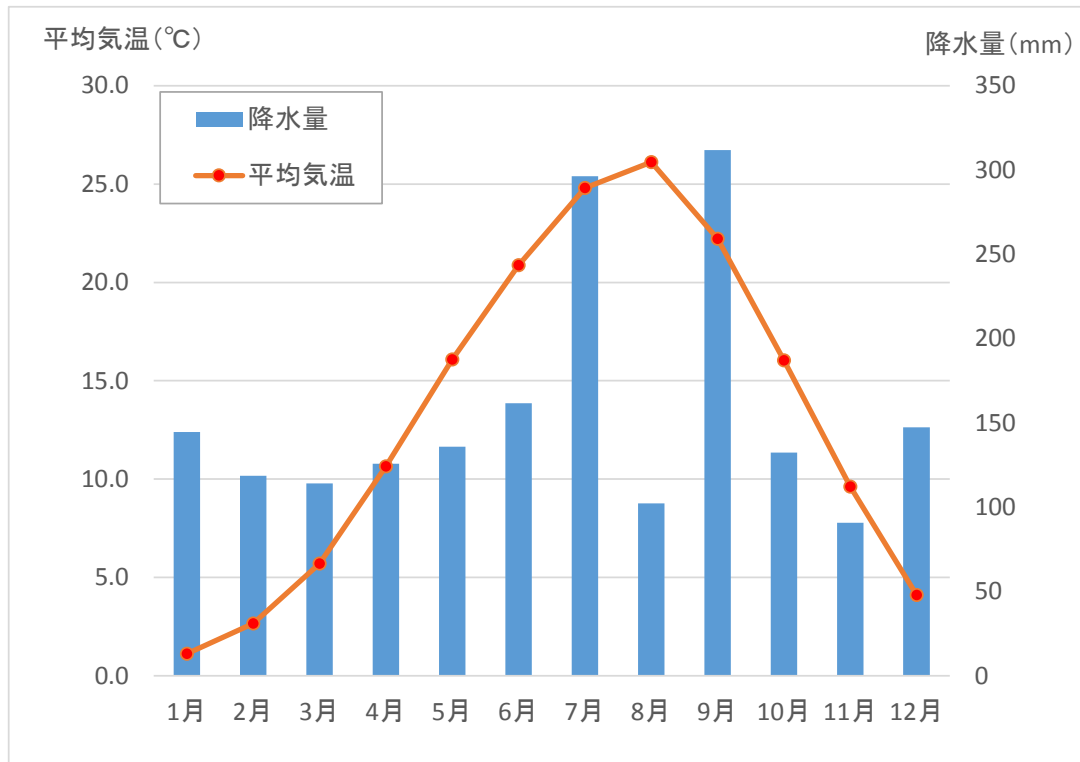


図5 平均気温と降水量（米原市、5ヶ年平均）

第3節 社会条件

第1項 人口動態

国勢調査による人口・世帯数の推移は、表5に示すとおりである。人口は、昭和55年以降概ね微増傾向であったが、平成17年以降長浜市及び米原市ともに微減に転じている。世帯数は、両市ともに増加し続けている。この結果、1世帯当たりの人員数は、両市ともに減少傾向にあり、平成22年度の圏域合計での一世帯当たり人員数は2.93人となっている。

表5 人口・世帯数の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯、人/世帯）

区分\年度		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	長浜市	119,988	122,393	121,481	122,415	123,862	124,498	124,131
	米原市	39,335	39,739	39,600	40,557	41,251	41,009	40,060
	圏域合計	159,323	162,132	161,081	162,972	165,113	165,507	164,191
世帯数	長浜市	31,312	32,499	33,120	35,450	37,987	40,713	43,015
	米原市	9,909	10,079	10,265	10,962	11,890	12,582	12,952
	圏域合計	41,221	42,578	43,385	46,412	49,877	53,295	55,967
一世帯当たり 人員数	長浜市	3.83	3.77	3.67	3.45	3.26	3.06	2.89
	米原市	3.97	3.94	3.86	3.70	3.47	3.26	3.09
	圏域合計	3.87	3.81	3.71	3.51	3.31	3.11	2.93

人口及び世帯数の出典）各年の国勢調査（市町合併前は旧市町の合算値）

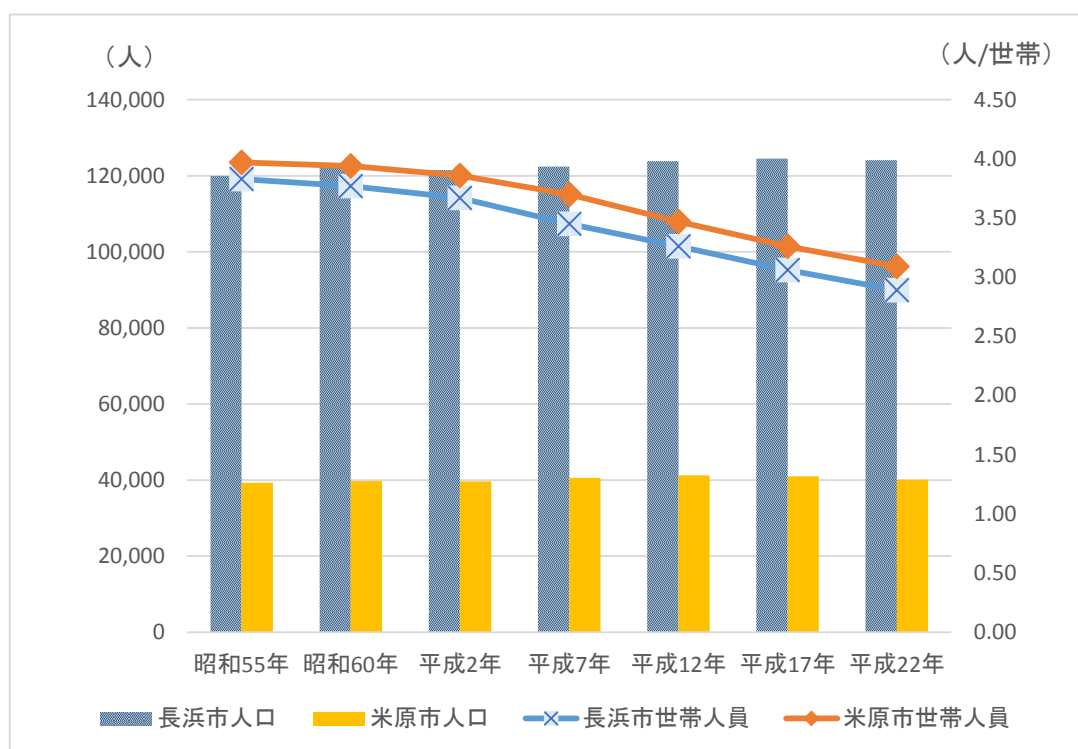


図6 構成市別 人口・世帯数の推移（国勢調査）

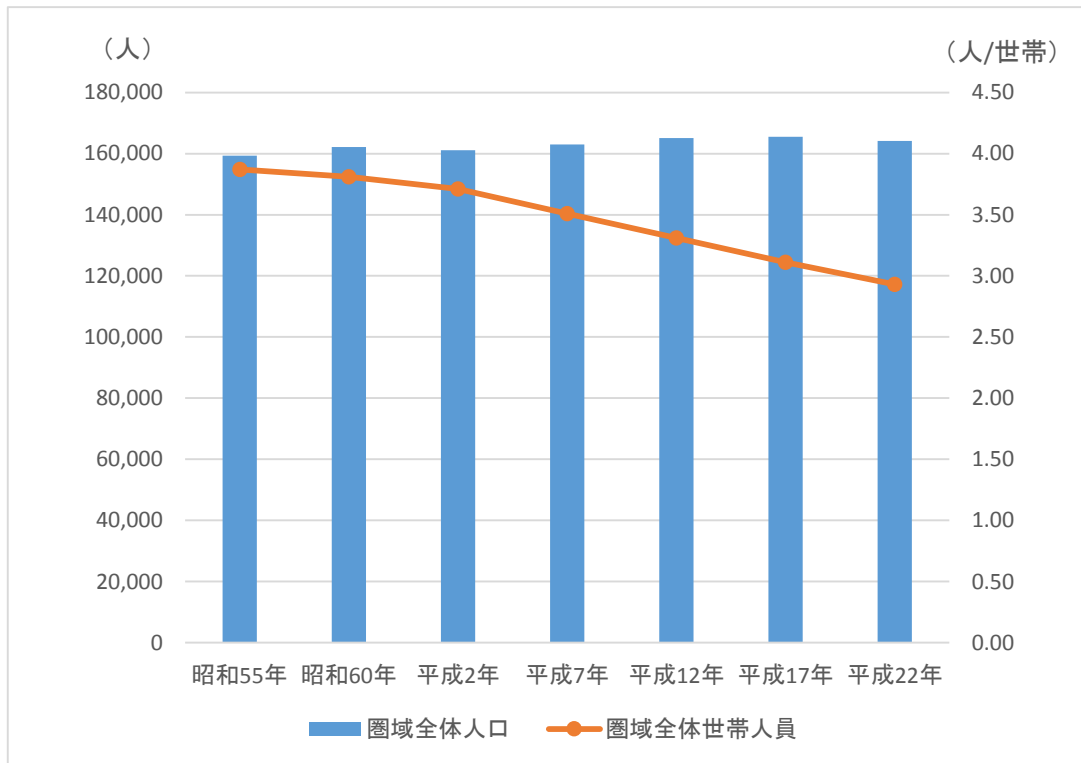


図7 圏域全体 人口・世帯数の推移 (国勢調査)

構成市の人口動態は、表 6 に示すとおりである。自然動態は、死亡が出生を上回る数が年々増加している。社会動態は、転入より転出の方が多くみられる。なお、平成 22 年に転出者数が大きく減少したのは、合併により長浜市の区域が広がったことが要因として考えられる。

表 6 人口動態（自然動態、社会動態）

	長浜市						米原市						圏域全体					
	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減
昭和55年	1,761	1,021	740				542	347	195				2,303	1,368	935			
昭和56年	1,628	982	646				485	326	159				2,113	1,308	805			
昭和57年	1,616	921	695				486	310	176				2,102	1,231	871			
昭和58年	1,630	911	719				520	352	168				2,150	1,263	887			
昭和59年	1,640	907	733				486	319	167				2,126	1,226	900			
昭和60年	1,556	934	622				503	289	214				2,059	1,223	836			
昭和61年	1,560	951	609				465	332	133				2,025	1,283	742			
昭和62年	1,510	871	639				485	348	137				1,995	1,219	776			
昭和63年	1,429	964	465				465	329	136				1,894	1,293	601			
平成元年	1,339	986	353				437	345	92				1,776	1,331	445			
平成2年	1,321	977	344				414	321	93				1,735	1,298	437			
平成3年	1,225	955	270				420	349	71				1,645	1,304	341			
平成4年	1,251	1,001	250				426	319	107				1,677	1,320	357			
平成5年	1,280	1,045	235				409	343	66				1,689	1,388	301			
平成6年	1,306	940	366				423	348	75				1,729	1,288	441			
平成7年	1,254	982	272				397	346	51				1,651	1,328	323			
平成8年	1,272	973	299	3,851	4,702	-851	406	364	42	1,250	1,468	-218	1,678	1,337	341	5,101	6,170	-1,069
平成9年	1,259	1,061	198	3,849	5,109	-1,260	390	372	18	1,549	1,621	-72	1,649	1,433	216	5,398	6,730	-1,332
平成10年	1,322	1,072	250	3,913	5,048	-1,135	382	385	-3	1,583	1,542	41	1,704	1,457	247	5,496	6,590	-1,094
平成11年	1,281	1,104	177	3,776	5,048	-1,272	411	357	54	1,386	1,532	-146	1,692	1,461	231	5,162	6,580	-1,418
平成12年	1,271	1,085	186	4,076	5,065	-989	401	395	6	1,393	1,502	-109	1,672	1,480	192	5,469	6,567	-1,098
平成13年	1,272	1,021	251	4,020	5,737	-1,717	427	359	68	1,229	1,522	-293	1,699	1,380	319	5,249	7,259	-2,010
平成14年	1,228	1,090	138	3,795	5,519	-1,724	371	407	-36	1,143	1,591	-448	1,599	1,497	102	4,938	7,110	-2,172
平成15年	1,129	1,096	33	3,662	5,519	-1,857	329	389	-60	1,236	1,622	-386	1,458	1,485	-27	4,898	7,141	-2,243
平成16年	1,209	1,123	86	3,777	5,777	-2,000	324	370	-46	1,259	1,550	-291	1,533	1,493	40	5,036	7,327	-2,291
平成17年	1,131	1,180	-49	3,747	5,808	-2,061	343	386	-43	1,178	1,514	-336	1,474	1,566	-92	4,925	7,322	-2,397
平成18年	1,198	1,141	57	3,802	5,958	-2,156	302	395	-93	1,085	1,738	-653	1,500	1,536	-36	4,887	7,696	-2,809
平成19年	1,103	1,156	-53	3,797	5,632	-1,835	314	402	-88	1,001	1,538	-537	1,417	1,558	-141	4,798	7,170	-2,372
平成20年	1,064	1,178	-114	3,858	5,667	-1,809	317	442	-125	999	1,656	-657	1,381	1,620	-239	4,857	7,323	-2,466
平成21年	1,067	1,224	-157	3,460	5,848	-2,388	317	428	-111	1,069	1,487	-418	1,384	1,652	-268	4,529	7,335	-2,806
平成22年	1,045	1,239	-194	2,758	2,910	-152	344	497	-153	947	1,053	-106	1,389	1,736	-347	3,705	3,963	-258
平成23年	1,117	1,330	-213	2,675	2,885	-210	298	468	-170	908	1,045	-137	1,415	1,798	-383	3,583	3,930	-347
平成24年	1,008	1,311	-303	2,323	2,876	-553	343	462	-119	956	1,034	-78	1,351	1,773	-422	3,279	3,910	-631

出典) 出生数・死亡数：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」（市町合併前は旧市町の合算値）
 転入出者数：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」（市町合併前は旧市町の合算値）

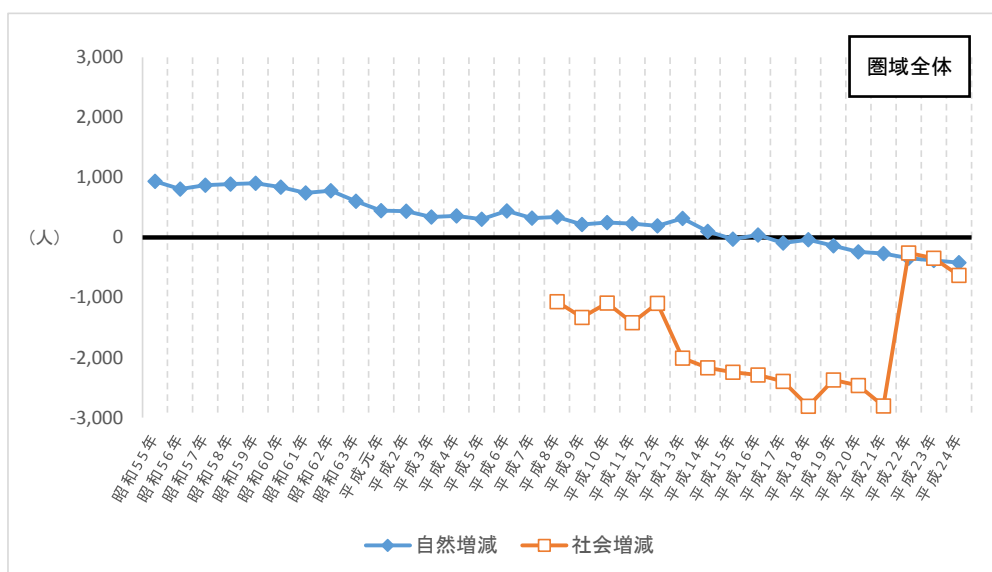


図 8 圏域全体の人口動態（自然動態、社会動態）

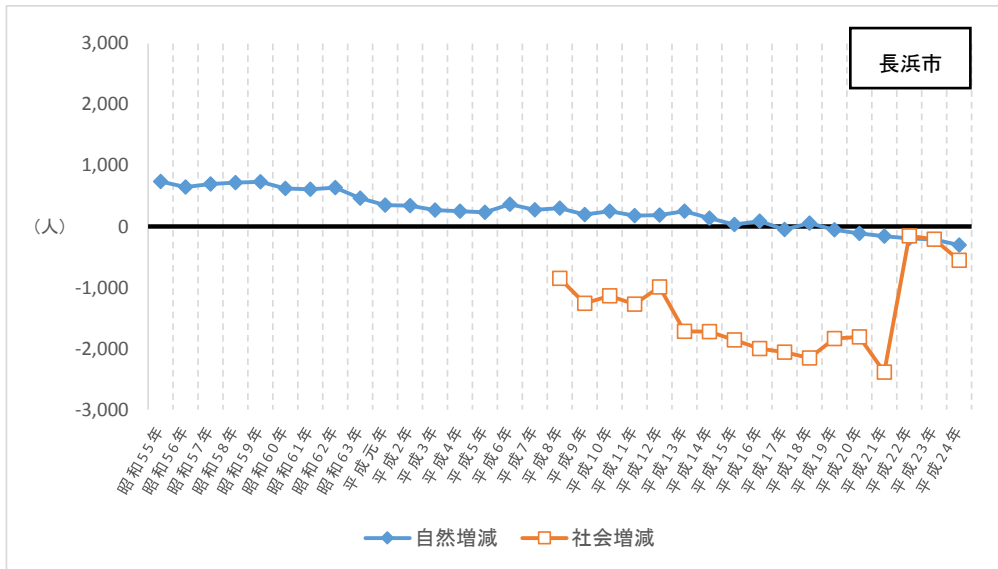


図9 長浜市の人口動態 (自然動態、社会動態)

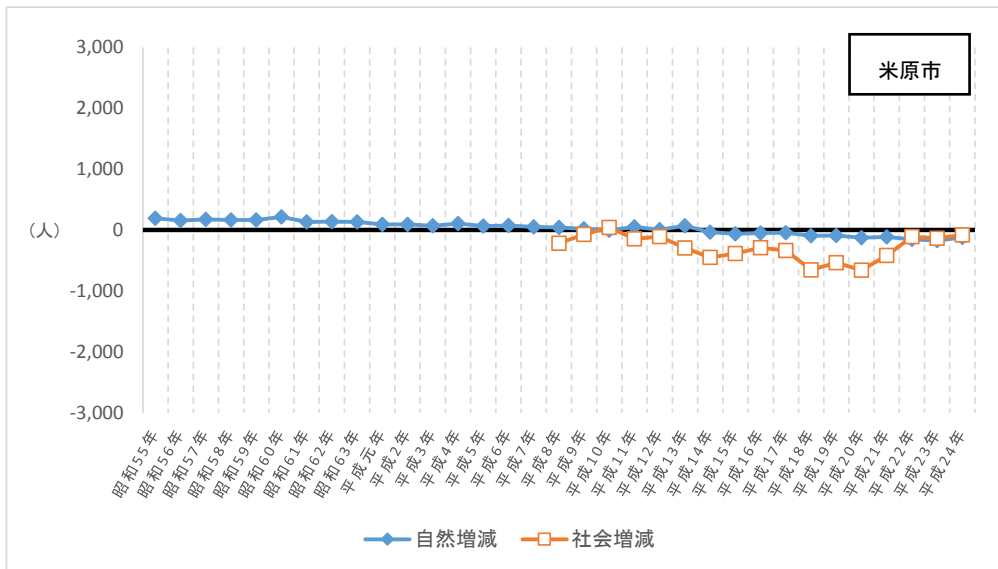


図10 米原市の人口動態 (自然動態、社会動態)

第2項 産業動向

産業別事業所数及び従業者数は、表7に示すとおりである。

長浜市は、平成23年度において、事業所数は5,811事業所となっており、内訳をみると、卸売・小売業が1,485事業所(26%)と最も多く、次いで建設業が818事業所(14%)、サービス業が635事業所(11%)の順となっている。従業者数は53,381人であり、内訳をみると、製造業が17,139人(32%)と最も多く、次いで卸売・小売業が10,212人(19%)、医療・福祉が5,225人(10%)の順となっている。

米原市は、平成23年度において、事業所数は1,502事業所となっており、内訳をみると、卸売・小売業が321事業所(21%)と最も多く、次いで製造業が230事業所(15%)、サービス業が214事業所(14%)の順となっている。従業者数は14,018人であり、内訳をみると、製造業が4,719人(34%)と最も多く、次いで卸売・小売業が2,042人(15%)、医療・福祉が1,291人(9%)の順となっている。

圏域全体は、平成23年度において、事業所数は7,313事業所となっており、内訳をみると、卸売・小売業が1,806事業所(25%)と最も多く、次いで建設業が1,019事業所(14%)、製造業が858事業所(12%)の順となっている。従業者数は67,399人であり、内訳をみると、製造業が21,858人(32%)と最も多く、次いで卸売・小売業が12,254人(18%)、医療・福祉が6,546人(10%)の順となっている。

表7 産業分類別事業所数及び従業者数

(単位:事業所、人)

区 分	長 浜 市		米 原 市		合 計	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	5,811	53,381	1,502	14,018	7,313	67,399
A～B 農林漁業	56	511	14	301	70	812
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	3	18	3	18
D 建設業	818	3,377	201	944	1,019	4,321
E 製造業	628	17,139	230	4,719	858	21,858
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	15	-	-	2	15
G 情報通信業	30	193	7	146	37	339
H 運輸業, 郵便業	118	2,673	51	1,264	169	3,937
I 卸売業, 小売業	1,485	10,212	321	2,042	1,806	12,254
J 金融業, 保険業	90	1,220	20	190	110	1,410
K 不動産業, 物品賃貸業	290	820	58	181	348	1,001
L 学術研究, 専門・技術サービス業	175	1,034	38	602	213	1,636
M 宿泊業, 飲食サービス業	553	4,557	109	862	662	5,419
N 生活関連サービス業, 娯楽業	435	1,796	110	377	545	2,173
O 教育, 学習支援業	138	873	35	95	173	968
P 医療, 福祉	315	5,255	74	1,291	389	6,546
Q 複合サービス事業	43	360	17	152	60	512
R サービス業(他に分類されないもの)	635	3,346	214	834	849	4,180

出典) 総務省統計局「平成24年度経済センサス」(平成24年2月1日現在)

(事業所数)

(人)

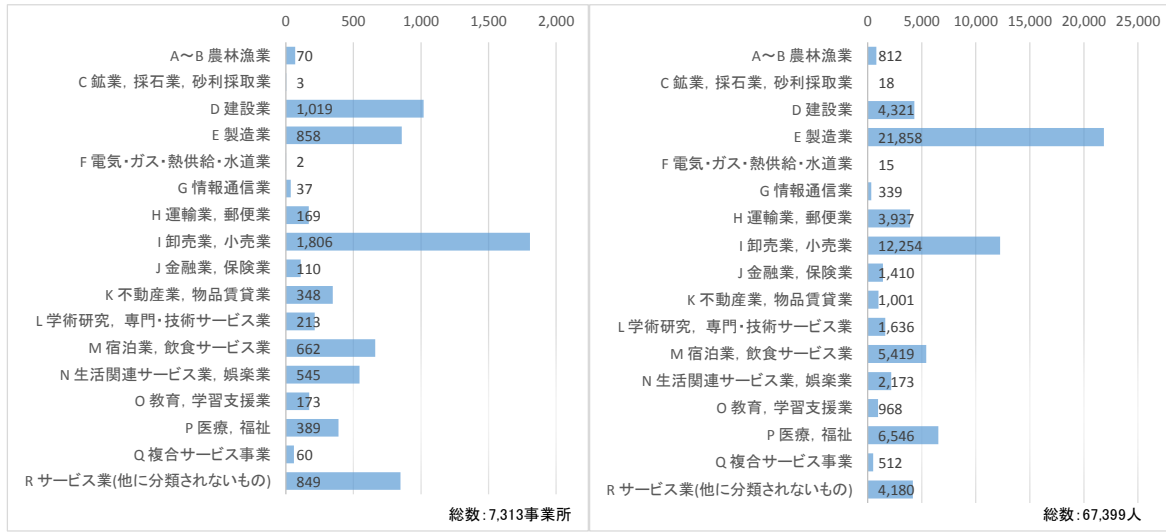


図 11 圏域全体の事業所数(左図)及び従業者数内訳(右図)

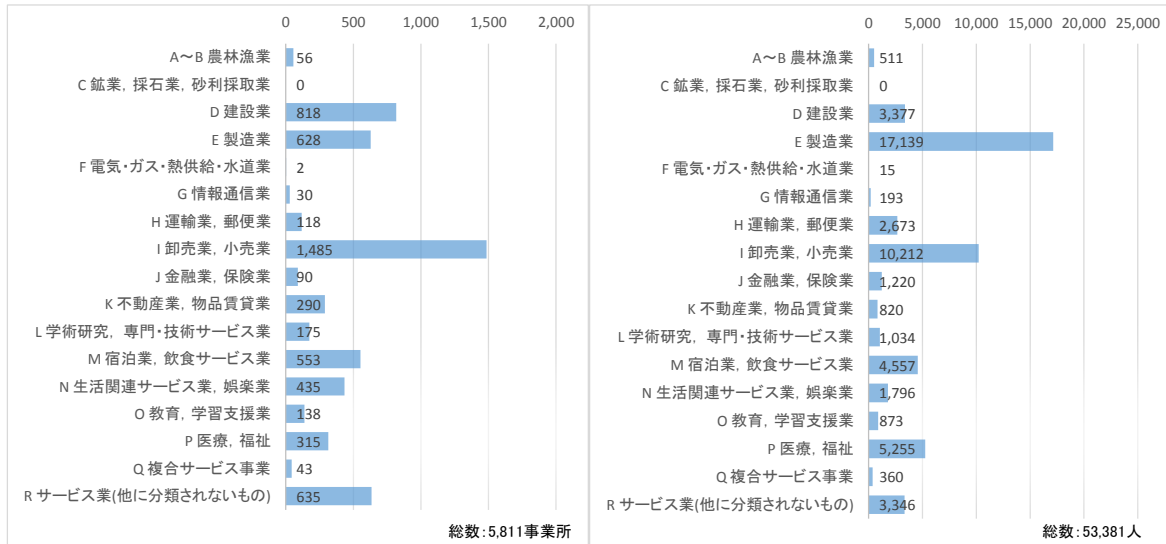


図 12 長浜市の事業所数(左図)及び従業者数内訳(右図)

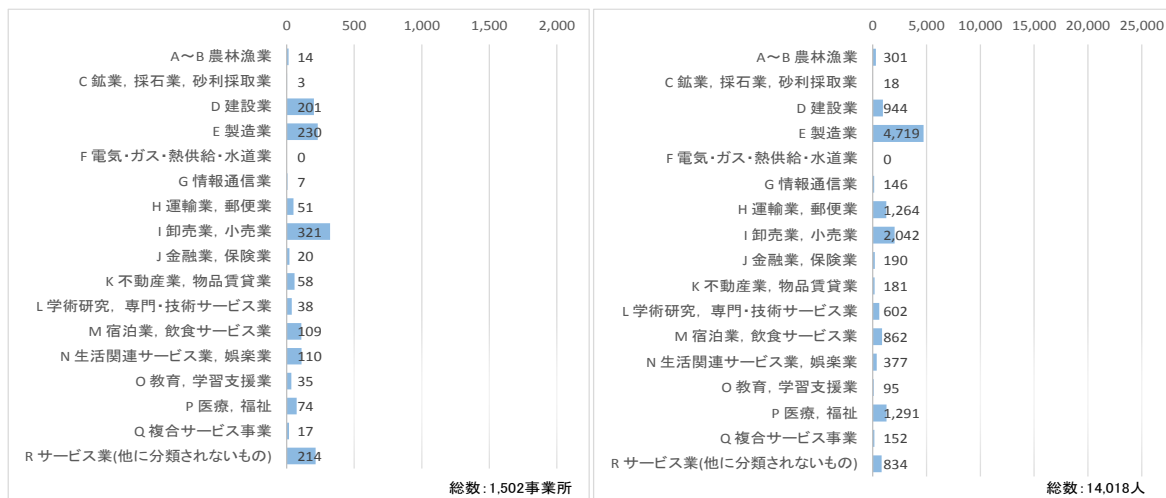


図 13 米原市の事業所数(左図)及び従業者数内訳(右図)

第3項 土地利用

地目別土地面積は、表8に示すとおりである。

長浜市の総面積(琵琶湖を除く)は53,949haであり、内訳をみると、山林が15,666ha(29%)と最も多く、次いで田7,864ha(15%)、宅地2,641(5%)の順となっている。

米原市の総面積(琵琶湖を除く)は22,311haであり、内訳をみると、山林が12,238ha(55%)と最も多く、次いで田2,551ha(11%)、宅地1,083(5%)の順となっている。

圏域全体の総面積(琵琶湖を除く)は76,260haであり、内訳をみると、山林が27,904ha(37%)と最も多く、次いで田10,415ha(14%)、宅地3,724(5%)の順となっている。

表8 地目別土地面積

(単位:ha)

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
長浜市	53,949	7,864	1,002	2,641	13	15,666	482	880	25,401
		15%	2%	5%	0%	29%	1%	2%	47%
米原市	22,311	2,551	428	1,083	8	12,238	158	535	5,310
		11%	2%	5%	0%	55%	1%	2%	24%
圏域合計	76,260	10,415	1,430	3,724	21	27,904	640	1,415	30,711
		14%	2%	5%	0%	37%	1%	2%	40%

注)「その他」は、墓地、道路、保安林、水道用地、水路、寺社境内、公共溜池、公園等を指す。

出典)各市統計書(長浜市は平成23年1月1日現在、米原市は平成22年1月1日現在)

※ 数値は課税対象の土地を対象としたものであるため、圏域合計が、表1 圏域の総面積とは一致しない。

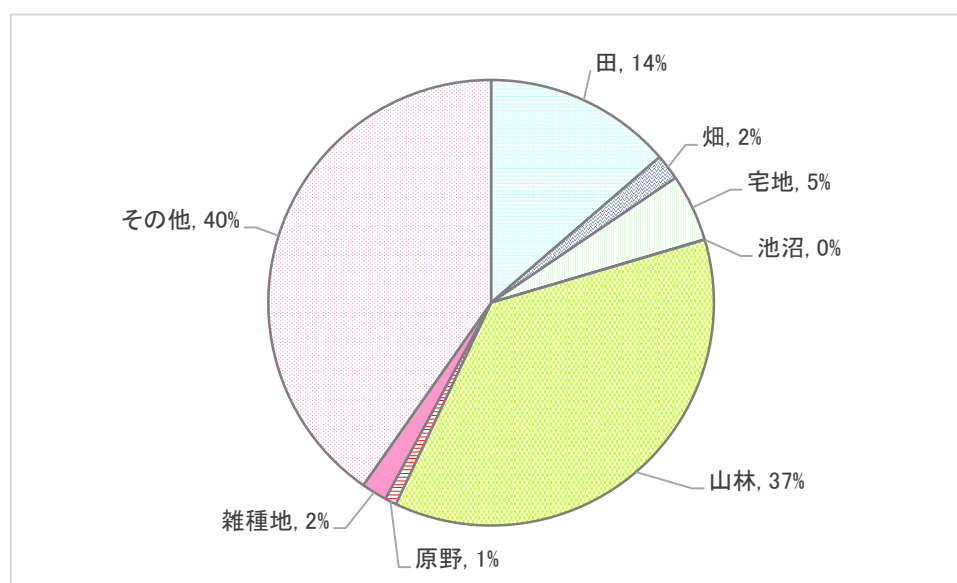


図14 圏域の地目別土地利用面積割合

第4項 交通

圏域は、古くから交通の要衝として栄え、現在も鉄道や高速道路などの交通網が充実している。

特に、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からはおおよそ60キロメートル圏域、大阪市からはおおよそ100キロメートル圏域にあり、JR新幹線・東海道本線・北陸本線・湖西線や名神高速道路・北陸自動車道・国道8号線・21号線を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついている。さらに、平成18年10月にJR北陸本線・湖西線が直流化されたことにより、「琵琶湖環状線」として京阪神圏はもとより、北陸圏域への交通利便性が今後ますます高まるものと考えられる。

第4節 関連計画

第1項 長浜市の関連計画

長浜市では、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町及び旧西浅井町との合併に伴い合併基本計画(平成22年1月)を策定しており、ごみ処理及び生活排水処理に関する概要は表9に示すとおりである。

また、長浜市では環境基本計画(平成26年3月)を策定しており、その概要は表10に示すとおりである。

表9 長浜市合併基本計画の概要

将来像	琵琶湖の真珠 ひと・まち・みどりが結び合う自律協働都市
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域活力の源泉となる多様な産業づくり(産業) ② 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり(自然・生活環境) ③ 地域全体の人間力を育むひとづくり(教育・文化) ④ 結いの心で結ぶセーフティネットづくり(保健・福祉・医療) ⑤ 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり(都市基盤) ⑥ 自律と協働による住民自治のまちづくり(まちづくりの推進)
目標人口	目標人口：125,000(平成32年)
ごみ処理方針、施策	<p><環境に配慮した生活スタイルの普及></p> <p>省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの活用、4R(Reduce、Reuse、Recycle、Refuse)の促進、環境に配慮した消費行動の促進など、地球温暖化防止などに向けた循環型スタイルの普及・啓発を図るとともに、フリーマーケットなど住民による主体的な活動を促進・支援する。</p> <p><ごみの資源化や適正処理への対応></p> <p>正しいごみ分別の啓発を図るとともに、湖北広域行政事務センター等との連携により、効率的で確実なごみの分別収集体制等の構築を図る。</p> <p>ごみの再資源化・再利用を促進するとともに、住民の自主的な取組活動を支援する。</p> <p>散在性ごみや不法投棄に対する啓発・監視活動を強化するとともに、関係機関と連携した美化運動を推進する。</p>
水環境に係る方針、施策	<p><地域の水質保全></p> <p>住民、事業者、行政が一体となって、河川・沼の水質保全活動に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現に向けた啓発活動を推進する。</p> <p><下水道の普及・管理></p> <p>快適な住民生活の実現と自然環境の保全を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業など、地域の特性に応じた下水道整備を進めるとともに、水洗化率の向上を図る。</p> <p>快適な生活環境を維持するため、下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、下水道計画区域内における農業集落排水施設の公共下水道への接続については、基幹施設の耐用年数、維持管理費等を総合的に勘案して進めていく。</p>

表 10 長浜市環境基本計画の概要

計 画 名	ながはま環境まちづくりプラン 21（平成 26 年 3 月）
環 境 像	自然とひとがともに生きる環境重視のまち・ながはま
ごみ処理の 目標、方針	<p><取り組みの目標></p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却を図り、地域全体で資源の有効利用を図る循環型の地域づくりをすすめる。</p> <p><方針></p> <p>市民、事業者、行政が一体となって、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本にごみの減量をすすめるとともに、効率的なごみの分別・収集体制づくりに努め、廃棄物の適正な処理を推進する。また、有機資源など、地域内で循環再生利用が可能なものについては、可能な限り有効活用を図り、資源の地域内循環を進める。</p>
ごみ処理 基本施策	<p><廃棄物の発生抑制></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民への意識啓発を通じて、省資源型のライフスタイルの普及を促す。 ● 学校における環境教育や地域における学習会を通じて、省資源についての意識を啓発する。 ● 事業者の過剰包装の自粛や環境配慮商品の提供などの取り組みを促す。 ● ごみの減量化に向けた市民の活動を支援する。 ● 事業者が廃棄物発生量の抑制に向けた自主的な行動を進めるように、取り組みを促す。 ● 生ごみの減少に向け、3つのキリ（使いキリ、食べキリ、水キリ）を推進する。 ● 滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定を推進する。 <p><リサイクルの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭などから発生する生ごみの堆肥化を推進する。 ● 再生資源（建設副産物など）の再利用を推進する。 ● ごみ分別収集を徹底する。 ● 市民のグリーン購入を促す。 ● グリーン購入をすすめる事業者を支援する。 ● 家電製品の円滑なリサイクル体制の整備を促進する。 ● 行政と環境推進員の連携による地域での取組の活性化を図る。 ● フリーマーケットの開催や不用品情報の収集・提供などリユースにつながる活動を推進する。 ● 資源回収団体等への支援をすすめる。 ● 市内の未利用有機資源の利活用を促進する。 ● バイオマスを活用した市内産業の育成を図る。 ● ごみに関する出前講座の開催や広報誌による情報発信など周知を図る。
水環境等の 目標、方針	<p><取り組みの目標></p> <p>河川・琵琶湖の水質汚濁、地下水および土壌の汚染に関する環境基準をすべて達成し、多様な生きものがすみ、触れてみたくなるような清らかな水と土の確保をめざす。</p> <p><方針></p> <p>生きものが生育・生息し、子どもたちが水遊びしたくなるような水を取り戻すため、日常生活や事業活動における排水対策により、河川や琵琶湖の水質の改善を図る。また、安全な農作</p>

	物や飲料水を確保するため、化学物質の適正管理などにより、土壌・地下水の汚染を防止する。
生活排水の基本施策	<p><河川・琵琶湖の保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林の適正な管理に努めることで、水質浄化機能の向上を図る。 ● 専門家の指導のもと、適切なヨシ群落等の保全活動に取り組む。 ● 公共下水道への接続率向上と市民の水環境に対する意識啓発を推進する。 ● 合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進する。 ● 農村下水道施設の適正な維持管理を徹底する。 ● 住民参加による河川環境保全活動を推進する。 ● 家庭などからの生活排水を見直すための活動を支援する。 ● 環境保全型農業の推進を通じて、農業排水対策を進める。 <p><土壌・地下水の保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業使用の適正化により、農地などからの汚濁負荷の抑制に努める。 ● 公園、街路樹などへの農薬の使用を抑制する。

第2項 米原市の関連計画

米原市の総合計画及び環境基本計画の概要や、ごみ処理及び生活排水処理に関する基本方針等は表11及び表12に示すとおりである。

表11 米原市の総合計画の概要

計画名	米原市総合計画（平成19年9月）
将来像	自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち
目標人口	平成28年：42,000人
ごみ処理方針、施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別収集等の啓発：一般廃棄物の分別収集処理の市民への普及啓発 ● リサイクルの推進：資源の有効活用や再利用、体験学習の拠点としてのリサイクルステーションの活用 ● 有機物資源の利活用：米原市コンポストセンターの有効活用 ● 廃棄物の適正処理：一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための計画の策定。ごみの減量化及びごみの分別に対する意識の向上。指定ごみ袋有料制度の検討 ● バイオマス構想の推進体制の充実：有機資源の利活用の検討
水環境に係る方針、施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川のアプローチ意識の啓蒙と自治活動の促進 ● 下水道整備の推進と水洗化の啓発 ● 公共下水道施設及び農業集落排水処理施設の適切な維持管理

表12 米原市の環境基本計画の概要

計画名	米原市環境基本計画（平成20年3月）
環境像	ホテルが輝き 笑顔あふれる田舎都市 まいばら
ごみ処理方針、取組	<p><ごみ排出量の削減></p> <p>環境マネジメントシステムによる環境管理を確実に推進する中で、自らごみの減量化に取り組むとともに、廃棄物削減の重要性について市民・事業者に対して啓発を図り、市全体で3R</p>

	<p>※（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境マネジメントシステムによる環境管理を確実に推進し、ごみ排出量の削減に努める。 ● ごみの適正な処理に関する普及啓発を進める。 ● 給食施設からの生ごみの減量化に努める。 ● イベントや観光地におけるごみ減量や分別の推進を図る。 ● グリーンコンシューマーに関する啓発を行うとともに、簡易包装やマイバッグ運動など、環境に配慮した店舗運営を行う店を市民に広報する。 ● クリスタルプラザやクリーンプラント、米原市コンポストセンターの見学会を開催し、ごみ減量化を啓発する。 ● エコライフ啓発活動の拠点として、米原市リサイクルステーションを運営し、不用品・手づくり品の持ち込み販売や手づくり講習会、環境学習会などを実施する。 <p><未利用資源の有効活用の推進></p> <p>バイオマスタウン構想を策定し、未利用資源の有効活用を推進しており、「米原市コンポストセンター」では、農業集落排水脱水汚泥や生ごみ、刈草、剪定枝、畜糞などの堆肥化を進めています。廃棄物の排出量を削減するとともに、省資源および未利用資源の有効活用を図り、持続可能な循環型社会の形成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物品調達については、グリーン購入を実践しリサイクル商品を選んで購入する。 ● 米原市コンポストセンターでの堆肥化の取り組みについて、市全域への拡大の可能性について検討する。 ● 廃食用油の活用方法について研究する。 ● 木質バイオマス（間伐材・製材端材・建設廃材など）の電力・熱としての利用可能性を研究する。 ● 公共工事における再生資材の利用を推進する。 ● 回収された資源ごみのリサイクル（再生利用）を推進する。
<p>水環境の方針、取組</p>	<p>琵琶湖市町境界設定に伴う交付税増額などを活用し、水質への負荷の軽減や水辺の美化などを通して、潤いのある水辺空間の創造・保全を推進する。</p> <p><取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道へ接続推進を図る。 ● 市内を流れる河川について、定期的に水質調査を行い、水質の監視に努める。 ● 河川・水路の河床や護岸に、自然素材の利用や植栽を行うことにより、自浄能力の向上に努める。 ● 親水護岸など水辺とふれあえる空間整備を推進する。 ● 河川環境パトロールを実施する。 ● 地域での水辺清掃や美化活動を推進する。 ● 観光客や市民に対し、水質保全に向けたモラルやマナーの徹底を呼びかける。 ● 琵琶湖や姉川等の近隣自治体へ流出する河川については、広域的な水質保全のため、流域自治体との交流や連携を強化する。

第2編 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 ごみ処理行政の沿革

当センターにおけるごみ処理行政の沿革は、表13に示すとおりである。

表13 湖北広域行政事務センターにおけるごみ処理行政の沿革

年月日	経緯
昭和40年 4月 5日	● 1市6町2村（高月町を除く）で組合設置。共同事務はごみ・し尿・伝染病隔離病舎
昭和44年10月 1日	● 長浜市八幡中山町に可燃ごみ焼却処理施設を建設し全面供用開始
昭和46年10月 1日	● 旧山東町大野木に最終処分場を建設し供用開始
昭和54年 4月 1日	● 湖北広域衛生組合から湖北広域行政事務センターへ名称を変更
昭和58年12月 1日	● 旧伊吹町杉沢に最終処分場を建設し供用開始
平成 2年 4月 1日	● 旧浅井町大依にクリーンプラント（最終処分場・粗大ごみ破碎処理施設）を建設し供用開始。粗大ごみ、ガラスびん、使用済み乾電池類の収集開始（長浜市のみ昭和53年度からガラスびん・金属類のモデル収集）
平成 6年 1月17日	● 不燃ごみ・粗大ごみ処理の共同事務に高月町が加入
平成11年 2月17日	● 可燃ごみ処理およびごみの収集・運搬の共同事務に高月町が加入
平成11年 4月 1日	● 長浜市八幡中山町にクリスタルプラザ（可燃ごみ焼却処理施設・リサイクルプラザ）を建設し、全面供用開始
平成11年11月 1日	● 資源ごみの分別収集を開始（空き缶、ペットボトル、紙パック、発泡スチロール）
平成14年 4月 1日	● 可燃ごみを指定袋有料化（超過量有料制 ^{※1} ）による収集開始
平成14年 4月 1日	● 不燃ごみを指定袋有料化（超過量有料制 ^{※1} ）による収集開始
平成14年 4月 1日	● 古紙（新聞紙、ダンボール、雑誌・チラシ）の収集開始
平成15年 4月 1日	● 古布（古着）の収集、プラスチック製容器包装のモデル収集開始
平成16年 4月 1日	● プラスチック製容器包装収集開始
平成17年 2月14日	● 旧米原町、旧山東町、旧伊吹町が合併し、米原市が誕生。構成市町が2市6町に変更
平成17年 4月 1日	● 可燃ごみ指定袋の無料配布枚数を100枚/年から80枚/年に変更
平成17年 4月 1日	● ボタン電池類収集開始（使用済み乾電池類として）
平成17年10月 1日	● 米原市と旧近江町が合併。構成市町が2市5町に変更
平成17年10月 1日	● 使用済み蛍光管分別収集開始
平成18年 2月13日	● 旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町が合併し、長浜市が誕生。構成市町が2市3町に変更
平成20年10月 1日	● 可燃ごみと不燃ごみ収集の有料化制度を、超過量有料制から単純従量制 ^{※2} に移行
平成22年 1月 1日	● 旧長浜市、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町が合併し、長浜市が誕生。構成市が2市に変更
平成22年 1月 1日	● 旧伊香郡衛生プラント組合の業務について湖北広域行政事務センターに移管
平成23年 7月 1日	● スプレー缶類・ライター類の分別収集開始
平成25年 4月 1日	● 伊香クリーンプラザ管内の可燃ごみをクリスタルプラザに処理統合
平成25年10月 1日	● 資源ごみ等の中間処理施設の統合
平成25年11月26日	● 廃棄物減量等推進審議会設置
平成26年 4月 1日	● 圏域の資源ごみ等の分別ルールの一

※1 超過量有料制（指定袋を一定量無料配布し、超過分を有料とする制度）

※2 単純従量制（指定袋を1枚目から有料とする制度）

第2節 ごみ処理体制

第1項 ごみの分別区分及び収集運搬体制

家庭系ごみの分別区分は、表14に示すように「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」の4区分とし、「資源ごみ」は11種15品目に分別しており、米原市は伊吹地域において生ごみを分別収集している。

家庭系ごみの収集・運搬は、当センターが主体となって直営もしくは委託業者により行っており、米原市（伊吹地域）の生ごみも当センターが主体となって収集（週1回）している。可燃ごみと不燃ごみについては、超過量有料制（指定袋）による収集を行っていたが、平成20年10月1日からは単純従量制による有料化（指定袋）に移行している。粗大ごみは、エフ（氏名記入）を付けたものを収集対象とし、資源ごみは品目ごとに専用の回収容器等により収集している。

事業系ごみについては、主に可燃ごみを対象に許可業者による収集もしくは自己搬入としている。

表14 ごみの分別区分及び収集・運搬体制

分別区分		排出容器	排出先	収集頻度	収集体制	備考	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず・木くず、ぬいぐるみ、紙おむつ、汚れの落ちないプラスチック類、テープ等	指定袋(有料)	ステーション	週2回	委託直営	指定袋は平成20年10月1日から、超過量有料制を単純従量制による有料化に変更	
不燃ごみ	陶磁器、金属類、スプレー缶、小型家電製品、硬いプラスチック製品、はきもの・かばん、電球等	指定袋(有料)	ステーション	月1回	委託直営		
粗大ごみ	家具、雨戸、網戸、自転車、ガスコンロ、布団、カーペット、小型家電製品等 (大きさ:学習机、重さ:60kg)	エフ付(無料)	ステーション	年2回	直営	年間6品目まで	
資源ごみ	空き缶	アルミ缶・スチール缶 スプレー缶類	ステーション	月2回	委託直営	アルミ缶・スチール缶: 平成11年度～ スプレー缶類: 平成23年度～	
	ガラスびん	無色びん				黄色コンテナ	平成2年度～ (旧長浜市は昭和53年度～)
		茶色びん				茶色コンテナ	
		その他有色びん				青色コンテナ	
		ペットボトル				回収容器、網袋	平成11年度～
		発泡スチロール				回収容器、網袋	平成11年度～
		プラスチック製容器包装				透明袋	平成16年度～
		紙パック				回収容器	平成11年度～
	古紙	新聞紙				紐結束	平成14年度～
		ダンボール				紐結束	
		雑誌・チラシ				紐結束	
		古布(古着)				透明袋	平成15年度～
		使用済み乾電池類				コンテナ	平成2年度～
	ライター類	回収容器	平成23年度～				
	使用済み蛍光管	回収容器	ステーション 拠点回収	年2回 随時	直営	平成17年度～	
法定リサイクル	パソコン エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機 (※平成21年4月1日からは「液晶テレビ・プラズマテレビ」と「衣類乾燥機」を追加)						
収集・持込できないごみ	産業廃棄物、農機具類、農林業用資材、農薬、バイク、舟艇、ピアノ、電気温水器、ボイラー、浴槽・便槽、耐火金庫、ポンプ類、ガスボンベ、消火器、バッテリー、タイヤ、ホイール、ワイヤー類、毒物・劇薬、油脂類、シンナー、塗料、危険物、石膏ボード、粗大ごみ処理施設での破碎処理が困難なもの						

表 15 収集車両体制及び収集人員体制

		ごみ種及び車種		台数
収集車両	委託	可燃・不燃・プラスチック製容器包装	パッカー車・ロータリー車	15台 (内4台予備)
		資源	パッカー車・箱車	16台 (内4台予備)
	直営	3t パワーゲート車		1台 (伊香クリーンプラザ)
		4t パッカー車		3台 (クリーンプラント) 2台 (伊香クリーンプラザ)
		3t パッカー車		4台 (伊香クリーンプラザ)
		3tトラック		1台 (伊香クリーンプラザ)
		2tトラック		2台 (伊香クリーンプラザ)
		0.85tトラック		1台 (クリーンプラント)
収集人員	委託	52人		
	直営	16人		

なお、指定袋の料金及び持込手数料は、表 16 に示すとおりである。

表 16 指定袋の料金及び持込手数料

区分		内容			
指定袋	家庭系 指定袋		旧制度(～平成 20 年 9 月 30 日)		新制度 (平成 20 年 10 月 1 日～)
			無料配布分	追加販売分	
		可燃ごみ	～H16:100 枚/年 H17～:80 枚/年	大(45 ㍓):1000 円/10 枚 小(30 ㍓): 600 円/10 枚	大(45 ㍓):450 円/10 枚 中(30 ㍓):300 円/10 枚 小(20 ㍓):200 円/10 枚
	不燃ごみ	20 枚/年	大(45 ㍓):1000 円/10 枚	大(45 ㍓):450 円/10 枚 中(30 ㍓):300 円/10 枚	
事業系 指定袋	可燃ごみ	事業所用可燃ごみ指定袋:4000 円/20 枚(自治会の了承を得て集積所へ出す)			
持込ごみ 手数料	家庭系	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	40 円/10kg ※資源ごみは無料		
	事業系	可燃ごみ 再生資源	130 円/10kg		

第2項 現状のごみ処理フロー

現状のごみ処理フローを図15に示す。分別排出されたごみを当センターのクリスタルプラザ、クリーンプラント、および伊香クリーンプラザで処理・処分・再資源化(一部直接業者回収)している。なおクリーンプラントでは、当センターの第1プラントで発生する汚泥焼却残渣を埋立処分している。

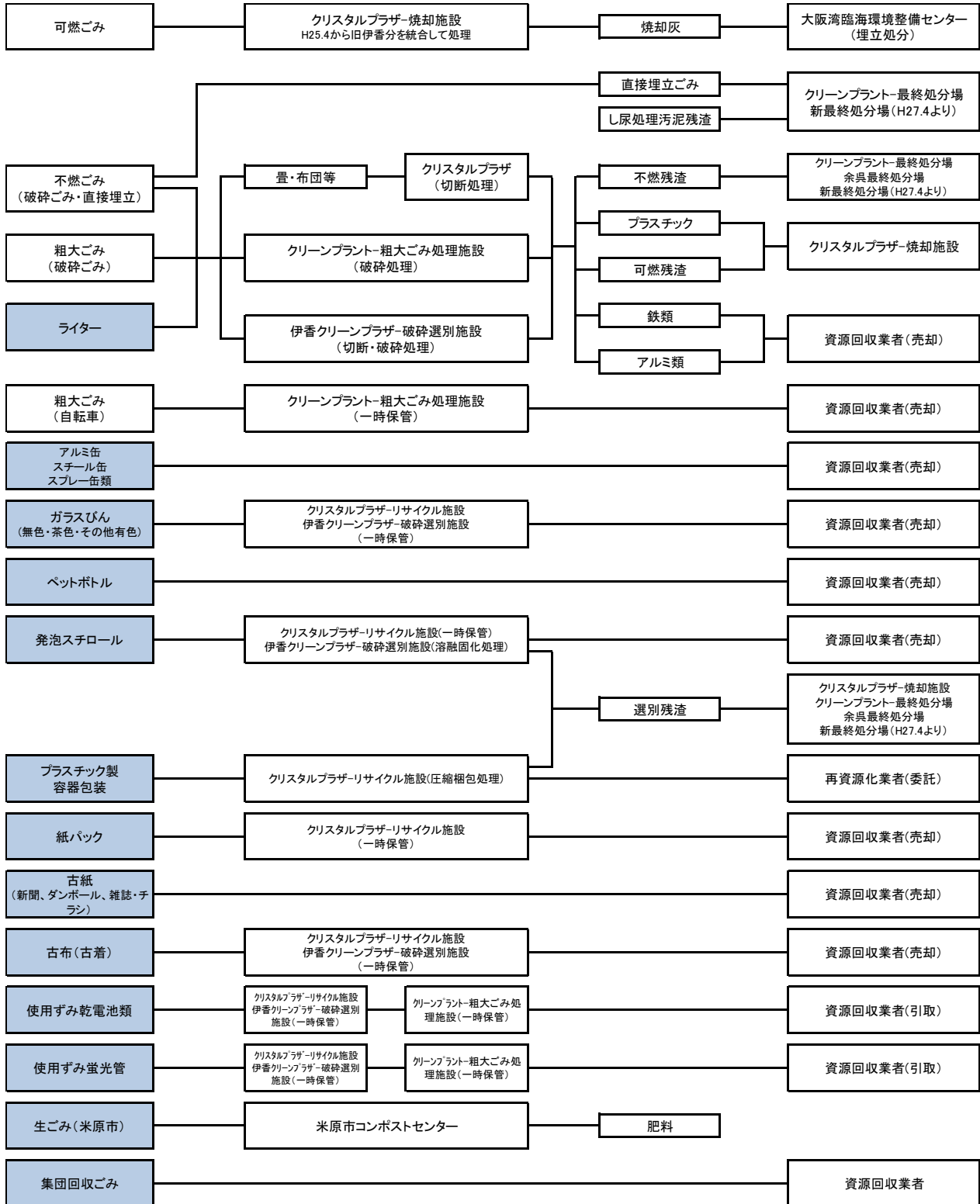


図15 現状のごみ処理フロー

第3項 中間処理施設・最終処分場の現状

センターが管理運営を行っているごみ処理施設の配置状況を図16に、概要を表17に示す。なお、現在、最終処分場の建設中であり、平成27年度から供用開始を予定している。

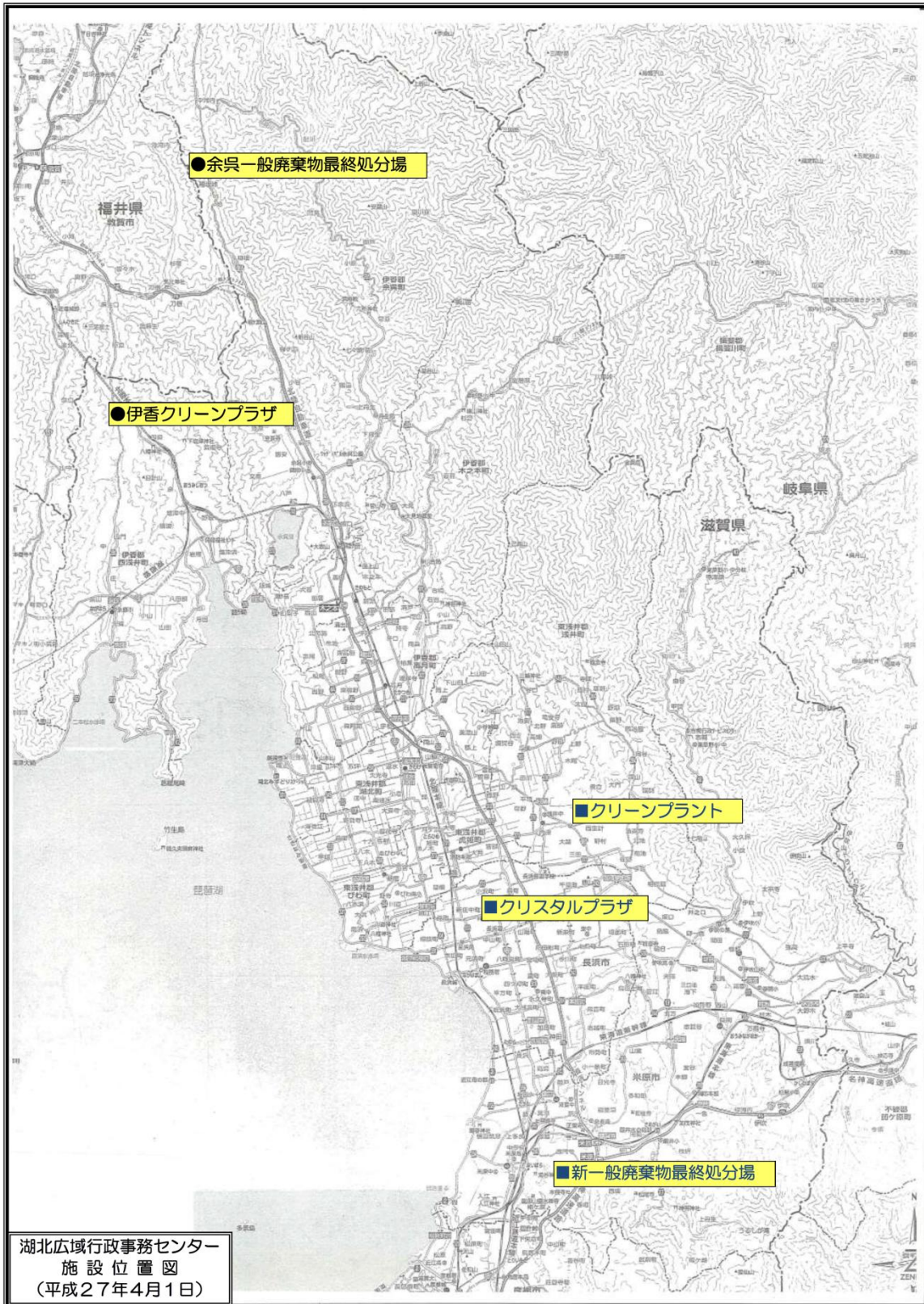


図16 湖北広域行政事務センター 施設位置図

表 17 湖北広域行政事務センター ごみ処理施設及び最終処分場の概要

施設名称	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ		湖北広域行政事務センター クリーンプラント	
所在地	滋賀県長浜市八幡中山町200番地		滋賀県長浜市大依町1337番地	
敷地面積	14,258m ²		47,612m ²	
竣工年月	平成11年3月		平成2年3月	
施設区分	ごみ焼却処理施設	リサイクル施設	粗大ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場
処理能力	168t/日 (3.5t/h×2炉:24h運転)	圧縮梱包:1t/h	40t/日(5h)	埋立面積:18,700m ² 埋立容量:201,672m ³
処理方式	ストーカ方式	圧縮梱包・一時保管	破碎選別 (粗大ごみ、不燃ごみ)	サンドイッチ埋立方式 (全面遮水シート張り)
設備概要	排ガス処理:ろ過式集じん機+乾式有害ガス除去装置+無触媒脱硝方式 余熱利用:場内の暖房、給湯等 飛灰処理:薬剤処理 切断機:可燃性粗大ごみ処理	圧縮梱包:プラ製容器包装 一時保管:びん、紙パック 古布、発泡スチロール ガラス工房館 展望研修棟	破碎機:堅型回転式、切断機 選別:鉄、アルミ、不燃物、プラスチック類、可燃物 一時保管:乾電池類 蛍光管	<浸出水処理施設> 処理能力:50m ³ /日平均 処理方式:生物処理(接触酸化・脱窒)+高度処理(凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着)
運転管理	直営(一部委託)	直営(一部委託)	直営(一部委託)	直営
用地所有状況	センター所有(7,723m ²)+借地(6,535m ² :長浜市、~H41.3)		センター所有	

施設名称	伊香クリーンプラザ		余呉一般廃棄物最終処分場	(仮称)新一般廃棄物最終処分場
所在地	滋賀県長浜市西浅井町沓掛1313-1		滋賀県長浜市余呉町中河内897番地	滋賀県米原市番場地先
敷地面積	6,096m ²		64,548m ²	44,600m ²
竣工年月	平成9年3月		昭和61年度	平成27年3月(予定)
施設区分	ごみ焼却処理施設	破碎選別・資源化施設	一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場
処理能力	28t/日 (1.75t/h×2炉:8h運転)	破碎選別:5.0t/日(5h運転) 資源選別:3.0t/日(5h運転)	埋立面積:6,800m ² 埋立容量:35,800m ³	埋立面積:14,700m ² 埋立容量:97,000m ³
処理方式	ストーカ方式 (機械化バッチ式)	破碎選別(粗大・不燃) 圧縮梱包・一時保管	遮水工:有 浸出水処理施設:有	遮水工:有 浸出水処理施設:有
設備概要	※伊香クリーンプラザ焼却施設は、クリスタルプラザ焼却施設と平成25年4月に統合したため、休止中。	破碎機:堅型回転式、切断機 選別:鉄、アルミ、不燃物、可燃物 減容固化:発泡スチロール 一時保管:乾電池類、蛍光管、びん、紙パック、古布	<浸出水処理施設> 処理能力:50m ³ /日平均 処理方式:生物処理+高度処理(凝集沈殿・砂ろ過)	<浸出水処理施設> 処理能力:70m ³ /日 処理方式:生物処理+高度処理(凝集沈殿・砂ろ過)
運転管理	委託	委託	一部委託	直営(予定)
用地所有状況	センター所有		借地(長浜市、自治会他~H35.9)	センター所有

※米原市コンポストセンター

構成市のうち米原市では、平成18年12月から伊吹地域の生ごみを分別収集し、米原市コンポストセンターで堆肥化している。当センターが所有する施設ではないが、参考として、米原市コンポストセンターの概要を表18に示す。

表 18 米原市コンポストセンターの概要

施設名称	米原市コンポストセンター
所在地	滋賀県米原市藤川153番地
敷地面積	7,523.63m ²
稼働開始	平成18年12月
処理方式	自然発酵型堆肥化施設
処理能力	4.5t/日
処理対象物 (計画を含む)	生ごみ(家庭系:伊吹地域、学校給食センター:米原市全域) 農業集落排水汚泥(米原市全域)、蓄糞(伊吹地域) 刈草・剪定枝(家庭系:伊吹地域、市道・公民館等の公共施設:米原市全域)
堆肥利用法	肥料として売却

第4項 ごみ処理事業におけるセンターと構成市の業務分担

センターと構成市の業務分担を表19に示す。

表19 ごみ処理事業におけるセンターと構成市の業務分担

事務・事業の種類	湖北広域行政事務センターの担当事務	構成市の担当事務
一般廃棄物処理計画策定事務	①圏域の一般廃棄物処理基本計画を定める(構成市単独実施分を除く) ②圏域の一般廃棄物処理実施計画を定める(構成市単独実施分を除く) (ステーションにごみが出された後の収集・運搬・中間処理・最終処分に関する事務)	①構成市の一般廃棄物処理基本計画を定める ②構成市の一般廃棄物処理実施計画を定める (ステーションにごみが出され、収集されるまでの業務に関する事務: 排出抑制と分別、リサイクル、集団回収、住民啓発等)
ごみ収集に関する事務	①ごみステーションからの収集・運搬業務に関する事務 ・直営収集 or 委託収集の選択と決定: 委託の場合の業者の決定 ・分別収集の方式の決定(分別の種類・収集方式等) ・収集回数及び日程の決定 ②ごみ処理手数料、使用料の決定 ③ごみ指定袋の形状決定、調達、料金の設定 ④資源ごみ収集容器の調達、管理 ⑤構成市との連絡調整	①ステーションにごみが出され、収集されるまでの一切の業務に係る住民への指導 ・啓発事務 ・排出の抑制、分別の徹底、リサイクル活動の推進等の事務 ②ごみの分別・リサイクル等に関する対住民協議会等の設立推進 ③ごみステーションの整備に係る助成 ④ごみ収集に関する住民の意見、要望、苦情等のとりまとめ
ごみ処理施設の整備及び計画策定事務	①整備する施設の優先順位と整備内容の決定 ・エネルギー回収推進施設(熱回収施設等)、マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター等)、最終処分場	①共同処理事務以外で構成市単独実施 ②エコタウン構想(滋賀県と県内市が主体となって産業廃棄物・一般廃棄物の排出量抑制と資源化を目指し、民間活用による産業を興す)の趣旨に則り、参加市が独自に計画、立案の事業例)生ごみ、農業集落排水汚泥等の堆肥化と農家還元を目的とした施設の整備等
ごみ処理施設の維持・管理	①法令等の基準に基づく維持管理(公害規制等) ②点検整備計画に基づく効率的かつ経済的な維持補修 ③機器操作従業者の教育・訓練	①構成市単独施設に係る適正な維持管理 ②ごみ処理施設の円滑な維持のための住民に向けたごみ分別や減量等の啓発 ③住民を対象とした研修会の開催(施設の現状を見てもらう)
一般廃棄物の収集・運搬・処分業の許可および指導・監督に関する事務	①センターが許可等審査委員会を経て許可する	①許可業者の適正な収集運搬・処理処分に係る業務監視
ごみの排出抑制・減量化施策	①持込み住民・事業所に対して ・適宜文書による指導、啓発 ・受付窓口における指導 ②許可業者に対して ・収集先(事業所)での分別の徹底を指導 ・センター施設へ搬入時に指導事項の履行度を確認 ・許可証更新時(2年毎)に経営者、従業員共に指導	①住民、事業所への指導・啓発に関する事務 ②集団回収に関する事務 ③住民を対象にしたリサイクルフェアの開催 ④不用品交換情報の提供 ⑤多量排出事業者の計画の提出
ごみステーションの設置・整備		①センターと協議の上、構成市において実施
廃棄物減量等推進審議会の設置及び環境衛生推進員の選任等	①廃棄物減量等推進審議会の開催	①環境推進員の選任
広報活動	①ホームページや構成市の各戸に配布する「広域だより」を発行 ・「広域だより」によりセンター業務の現状やリサイクルに向けた取り組み、問題点等を掲載し、幅広い関心と協力を求めるなどの広報活動をしている	①ホームページや独自に発行の広報誌において当該自治体独自のごみ減量化、資源化、環境美化等への取り組みについて広報・啓発活動をしている
廃棄物条例の制定	①ごみステーションから中間処理、最終処分までの業務と処理業の許可などに関する事務内容について制定	①各家庭、事業所からごみステーションに出されるまでの業務に関する事務内容について制定

第3節 ごみ処理の実績

第1項 これまでに実施した排出抑制等

構成市では、ごみの排出抑制を推進するために以下の施策等を実施してきている。

(1) 集団回収活動に対する助成

長浜市では、古紙等の集団回収活動を行っている団体等に対して表 20 に示す助成制度により支援してきた。また米原市でも平成 17 年度合併以前まで同様の支援を行ってきた。現在は両市とも助成制度を廃止しているが、団体等による自主的な回収活動は行われている。

表 20 構成市における集団回収助成制度の概要

市名	概要
長浜市	●対象品目：新聞紙類、ダンボール類、雑誌類、繊維類、びん類 ●奨励金：リサイクル活動 1 回につき事務費 1000 円、上限 12,000 円（12 回分） ●支給対象：自治会、子供会、婦人会、老人会、PTA 等

(2) 生ごみ処理機器購入に対する助成

長浜市では、家庭用生ごみ処理機器等の購入に対して表 21 に示す助成制度により支援をしてきたが、現在は助成制度を廃止している。

表 21 構成市における生ごみ処理機器購入助成制度の概要

市名	概要
長浜市	●対象機器：生ごみ処理機 ●補助率：購入価格の 1/2 以内（5,000 円以上の商品）、上限 30,000 円

(3) ごみ集積所設置に対する助成

長浜市および米原市では、ごみ集積所の設置を行う自治会等に対して表 22 に示す助成制度により支援をしている。

表 22 構成市におけるごみ集積所設置に対する助成制度の概要

市名	概要
長浜市	●補助対象：自治会世帯数を 30 で除して得た数、もしくは 2 のいずれかの大きい数の範囲内（1 自治会 5 基まで） ●補助率：1/2（上限 50,000 円/基） ●修繕補助：補助率 1/2（上限 20,000 円/基） 補助対象基数に制限なし
米原市	●補助対象：自治会 ●補助率：1/2（上限 50,000 円）

(4) センター資源ごみ還元金

長浜市および米原市では、センターからの資源ごみ還元金を表 23 に示す事業等の運用に用いている。

表 23 構成市におけるセンター資源ごみ還元金の使途

市名	概要
長浜市	各自治会へ報償費として交付しているほか、ごみの減量化、資源化への施策に活用。 均等割額：2,000 円/自治会 世帯割額：200 円/世帯
米原市	各自治会への還元、湖北広域行政事務センター負担金への充当 均等割、世帯割

(5) その他排出抑制策等

構成市において、その他実施されている排出抑制策等は表 24 に示すとおりである。

表 24 構成市におけるその他排出抑制策等

市名	概要
長浜市	●不用品交換情報の提供 ●ごみの分別等についての出前講座の実施
米原市	●ごみの分別等についての出前集会の実施 ●廃食油の利活用 4 庁舎で拠点回収した廃食油をバイオディーゼル燃料に精製し、公用車に使用している。

第2項 ごみ発生量の実績(分別品目別)

実績は、平成22年度に当センターの業務区分が現在の区分になり、長浜市、米原市の全域の実績数値を共通で把握できるようになったため、平成22～25年度までの4年間を対象として整理する。

本計画では当センターで処理される量を排出量とし、排出量に集団回収量を合わせた量を発生量として整理する。なお、四捨五入の都合上、内訳と合計が一致しない場合がある。

(1) 長浜市

長浜市の過去4年間におけるごみ発生量は、概ね横ばいとなっている。内訳をみると、不燃ごみおよび資源ごみが減少し、可燃ごみが増加している。資源ごみの内訳では、特に新聞、雑誌・チラシが減少している一方、集団回収量が増加している。資源ごみと集団回収の合計はやや減少している。

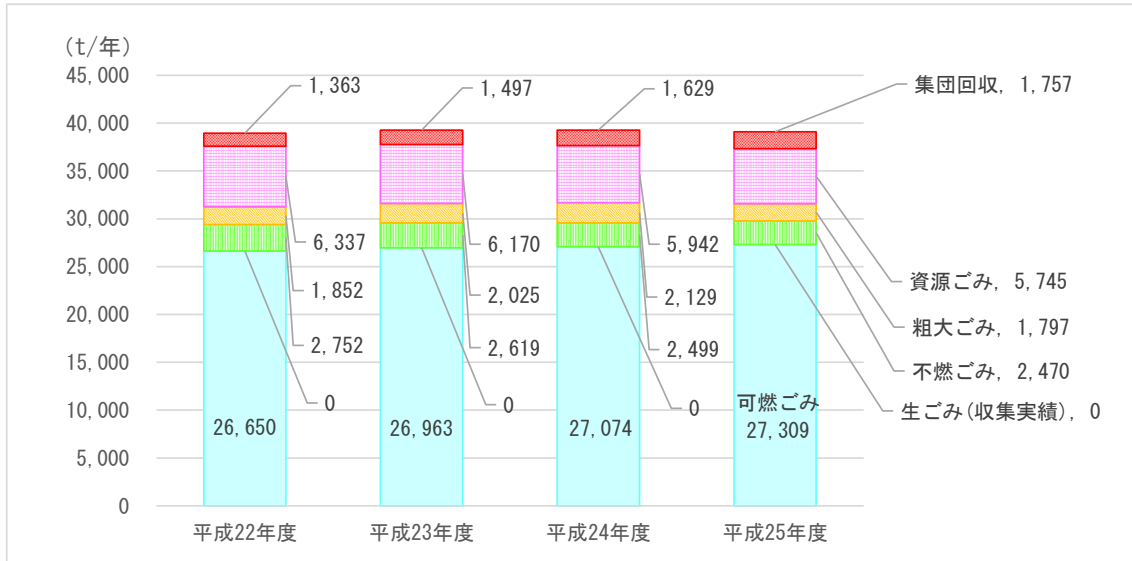


図17 長浜市でのごみ発生量(品目別)

表25 長浜市でのごみ発生量(品目別)

(単位：t)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
長浜市		t/年	38,954	39,273	39,273	39,078
処理対象ごみ		t/年	37,591	37,776	37,645	37,321
可燃ごみ		t/年	26,650	26,963	27,074	27,309
生ごみ(収集実績)		t/年	0	0	0	0
不燃ごみ		t/年	2,752	2,619	2,499	2,470
粗大ごみ		t/年	1,852	2,025	2,129	1,797
破碎ごみ		t/年	1,808	1,976	2,089	1,742
自転車		t/年	44	48	40	54
資源ごみ		t/年	6,337	6,170	5,942	5,745
ペットボトル		t/年	260	252	246	246
発泡スチロール		t/年	99	94	91	84
紙パック		t/年	51	50	47	46
アルミ缶		t/年	68	67	59	53
スチール缶		t/年	161	172	167	154
無色びん		t/年	347	341	319	325
茶色びん		t/年	300	272	255	256
その他有色びん		t/年	83	86	88	89
新聞		t/年	1,108	1,048	1,009	941
ダンボール		t/年	739	736	707	730
雑誌・チラシ		t/年	1,990	1,886	1,822	1,699
古布(古着)		t/年	318	333	320	296
プラスチック製容器包装		t/年	771	790	769	786
使用済み乾電池類		t/年	34	36	36	34
使用済み蛍光灯		t/年	10	6	4	3
ライター		t/年	0	2	2	2
集団回収		t/年	1,363	1,497	1,629	1,757

(2) 米原市

米原市の過去4年間におけるごみ発生量は、減少している。内訳をみると、特に不燃ごみおよび資源ごみが減少している。資源ごみの内訳では、特に新聞、雑誌・チラシが減少している一方、集団回収量が増加している。資源ごみと集団回収の合計は減少している。

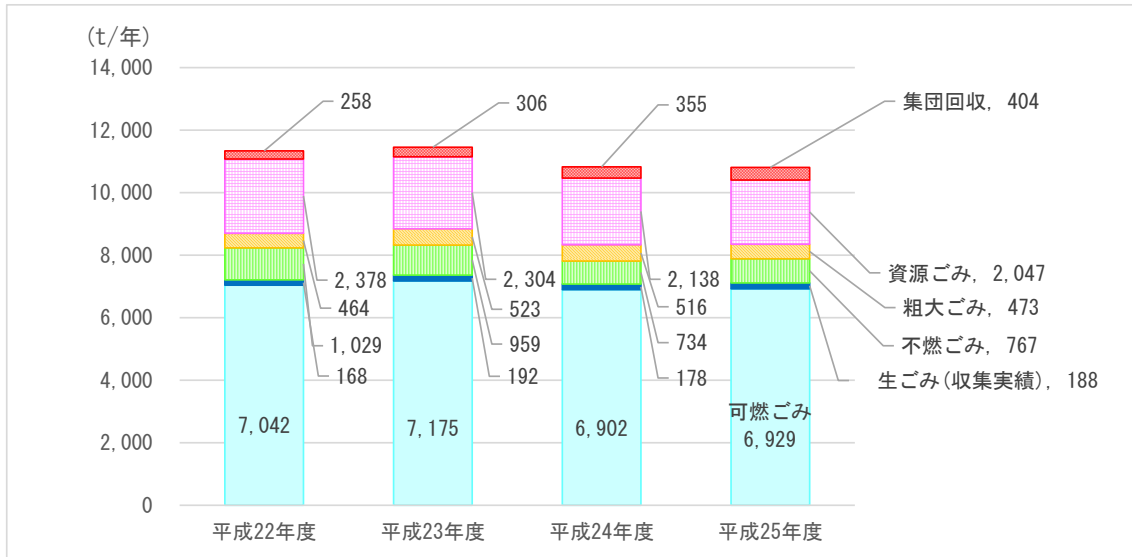


図 18 米原市でのごみ発生量(品目別)

表 26 米原市でのごみ発生量(品目別)

(単位：t)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
米原市		t/年	11,339	11,459	10,824	10,808
処理対象ごみ		t/年	11,080	11,153	10,469	10,404
可燃ごみ		t/年	7,042	7,175	6,902	6,929
生ごみ(収集実績)		t/年	168	192	178	188
不燃ごみ		t/年	1,029	959	734	767
粗大ごみ		t/年	464	523	516	473
破砕ごみ		t/年	456	509	510	459
自転車		t/年	8	14	6	14
資源ごみ		t/年	2,378	2,304	2,138	2,047
ペットボトル		t/年	89	84	78	79
発泡スチロール		t/年	26	23	23	23
紙パック		t/年	20	20	18	17
アルミ缶		t/年	16	15	14	14
スチール缶		t/年	48	53	49	43
無色びん		t/年	116	113	103	106
茶色びん		t/年	95	89	84	84
その他有色びん		t/年	24	26	26	26
新聞		t/年	414	408	375	349
ダンボール		t/年	287	283	281	284
雑誌・チラシ		t/年	800	745	657	602
古布(古着)		t/年	107	112	107	98
プラスチック製容器包装		t/年	319	317	309	309
使用済み乾電池類		t/年	12	13	12	12
使用済み蛍光管		t/年	4	3	2	0
ライター		t/年	0	1	1	1
集団回収		t/年	258	306	355	404

(3) 圏域合計

圏域合計の過去4年間におけるごみ発生量は、概ね横ばいとなっている。内訳をみると、不燃ごみおよび資源ごみが減少している。資源ごみの内訳では、特に新聞、雑誌・チラシが減少している一方、集団回収量が増加している。ただし、資源ごみと集団回収の合計は減少している。

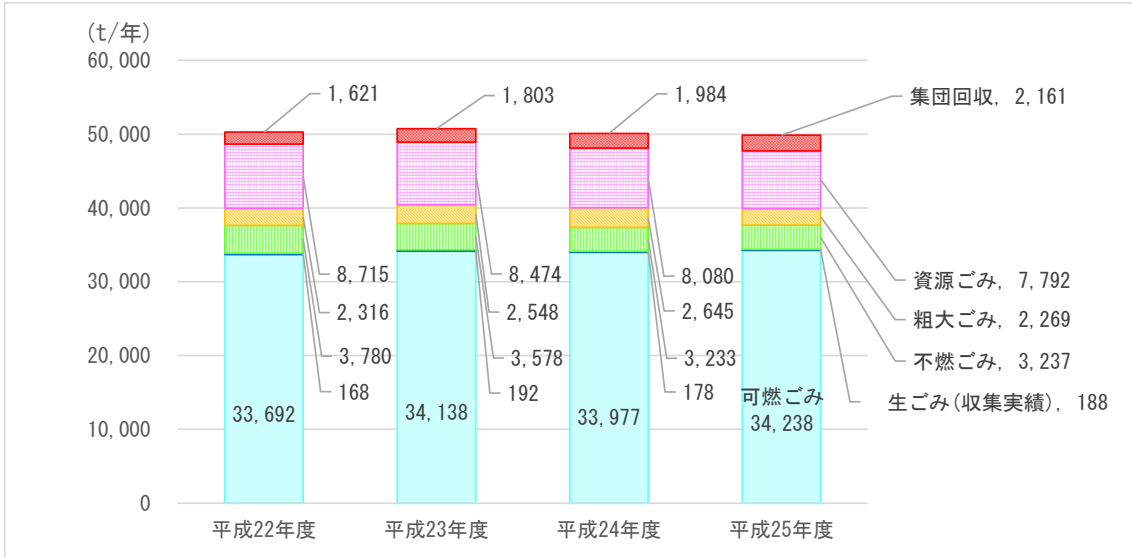


図 19 圏域合計でのごみ発生量(品目別)

表 27 圏域合計でのごみ発生量(品目別)

(単位: t)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
圏域合計		t/年	50,292	50,732	50,098	49,886
処理対象ごみ		t/年	48,671	48,929	48,114	47,725
可燃ごみ	t/年	33,692	34,138	33,977	34,238	
生ごみ(収集実績)	t/年	168	192	178	188	
不燃ごみ	t/年	3,780	3,578	3,233	3,237	
粗大ごみ	t/年	2,316	2,548	2,645	2,269	
破砕ごみ	t/年	2,264	2,485	2,599	2,201	
自転車	t/年	53	62	46	68	
資源ごみ	t/年	8,715	8,474	8,080	7,792	
ペットボトル	t/年	349	336	325	326	
発泡スチロール	t/年	125	117	113	107	
紙パック	t/年	71	69	65	63	
アルミ缶	t/年	84	82	74	67	
スチール缶	t/年	209	225	216	197	
無色びん	t/年	463	454	422	431	
茶色びん	t/年	395	361	340	340	
その他有色びん	t/年	107	112	114	115	
新聞	t/年	1,522	1,455	1,384	1,290	
ダンボール	t/年	1,025	1,019	988	1,013	
雑誌・チラシ	t/年	2,789	2,631	2,479	2,301	
古布(古着)	t/年	425	445	426	394	
プラスチック製容器包装	t/年	1,090	1,107	1,078	1,095	
使用済み乾電池類	t/年	46	49	48	46	
使用済み蛍光管	t/年	14	9	6	3	
ライター	t/年	0	3	3	4	
集団回収	t/年	1,621	1,803	1,984	2,161	

第3項 ごみ発生量の実績(排出形態別)

(1) 長浜市

長浜市では、過去4年間、家庭系ごみは概ね横ばいとなっている。一方、事業系ごみがやや増加しており、特に事業系可燃ごみが増加している。

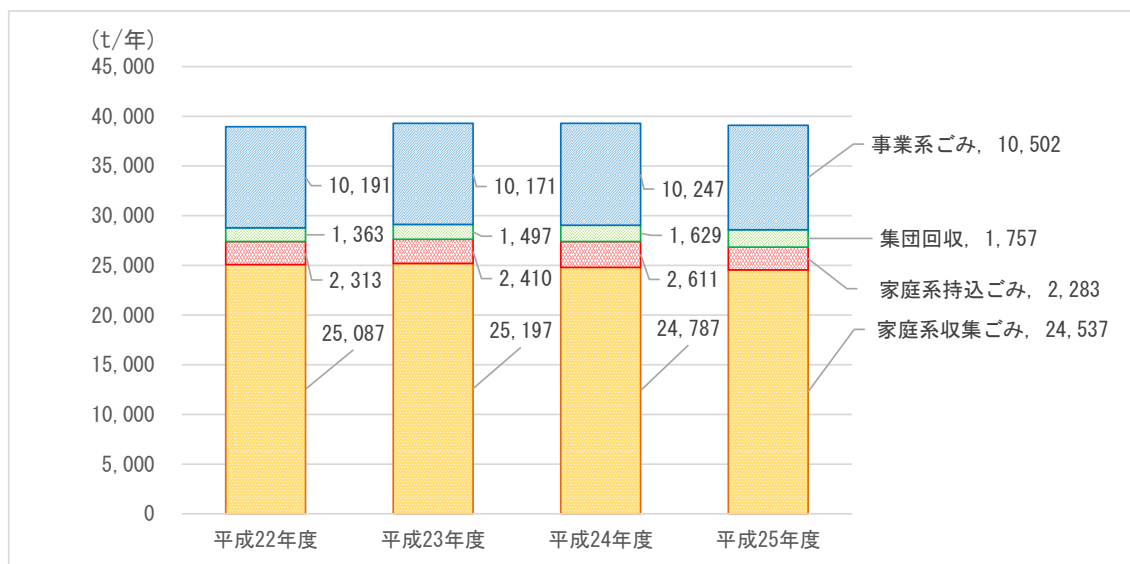


図 20 長浜市でのごみ発生量(排出形態別)

表 28 長浜市でのごみ発生量(排出形態別)

(単位：t)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
長浜市		38,955	39,275	39,274	39,078
家庭系ごみ	t/年	28,763	29,104	29,027	28,576
収集ごみ	t/年	25,087	25,197	24,787	24,537
可燃ごみ	t/年	16,385	16,636	16,485	16,527
生ごみ	t/年	0	0	0	0
不燃ごみ	t/年	1,799	1,781	1,751	1,670
粗大ごみ	t/年	566	610	609	595
破碎ごみ	t/年	522	562	569	540
自転車	t/年	44	48	40	54
資源ごみ	t/年	6,337	6,170	5,942	5,745
持込ごみ	t/年	2,313	2,410	2,611	2,283
可燃ごみ	t/年	813	752	748	721
不燃ごみ	t/年	293	322	407	419
粗大ごみ	t/年	1,207	1,336	1,456	1,143
集団回収	t/年	1,363	1,497	1,629	1,757
事業系ごみ	t/年	10,191	10,171	10,247	10,502
可燃ごみ(事業系)	t/年	9,265	9,395	9,662	9,877
可燃ごみ(公用ごみ)	t/年	187	181	179	184
不燃ごみ(公用ごみ)	t/年	660	516	342	382
粗大ごみ(公用ごみ)	t/年	79	79	64	59

(2) 米原市

米原市では、過去4年間、家庭系ごみはやや減少している。また、事業系ごみも減少しており、特に事業系可燃ごみおよび不燃ごみ(公用ごみ)が減少している。

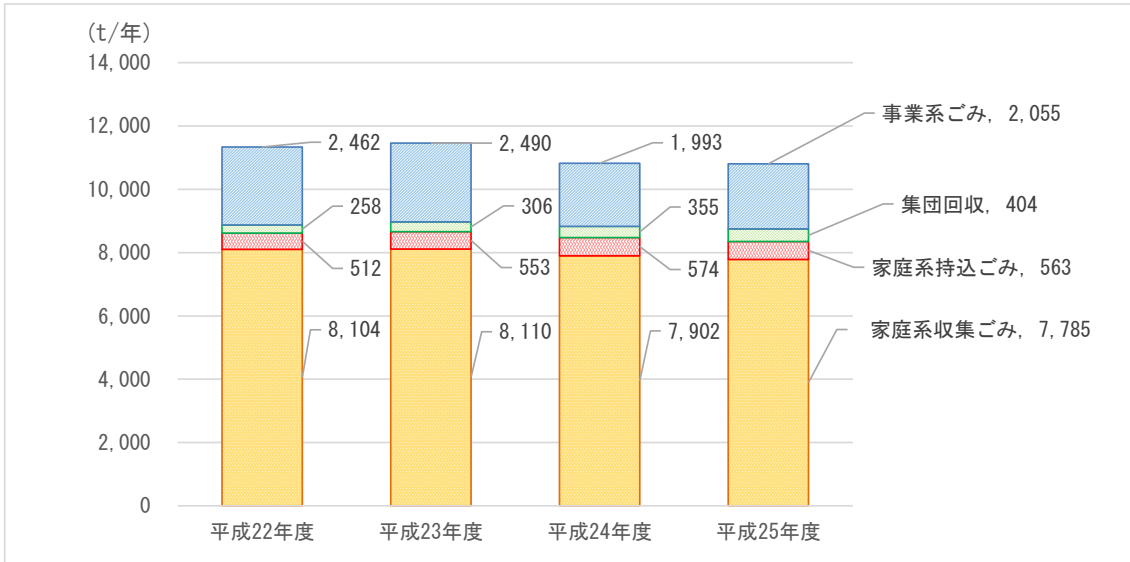


図 21 米原市でのごみ発生量 (排出形態別)

表 29 米原市でのごみ発生量 (排出形態別)

(単位：t)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
米原市		t/年	11,337	11,459	10,825	10,808
家庭系ごみ		t/年	8,875	8,969	8,832	8,752
収集ごみ		t/年	8,104	8,110	7,902	7,785
可燃ごみ		t/年	4,756	4,789	4,795	4,786
生ごみ		t/年	168	192	178	188
不燃ごみ		t/年	632	636	624	604
粗大ごみ		t/年	170	189	167	161
破碎ごみ		t/年	162	175	161	147
自転車		t/年	8	14	6	14
資源ごみ		t/年	2,378	2,304	2,138	2,047
持込ごみ		t/年	512	553	574	563
可燃ごみ		t/年	169	161	172	171
不燃ごみ		t/年	73	76	81	100
粗大ごみ		t/年	270	316	322	291
集団回収		t/年	258	306	355	404
事業系ごみ		t/年	2,462	2,490	1,993	2,055
可燃ごみ(事業系)		t/年	2,052	2,149	1,856	1,904
可燃ごみ(公用ごみ)		t/年	64	75	80	67
不燃ごみ(公用ごみ)		t/年	323	247	29	63
粗大ごみ(公用ごみ)		t/年	24	18	28	21

(3) 圏域合計

圏域合計では、過去4年間、家庭系ごみは概ね横ばいとなっている。また、事業系ごみも概ね横ばいとなっているが、内訳としては、事業系可燃ごみが増加しており、不燃ごみ(公用ごみ)が減少している。

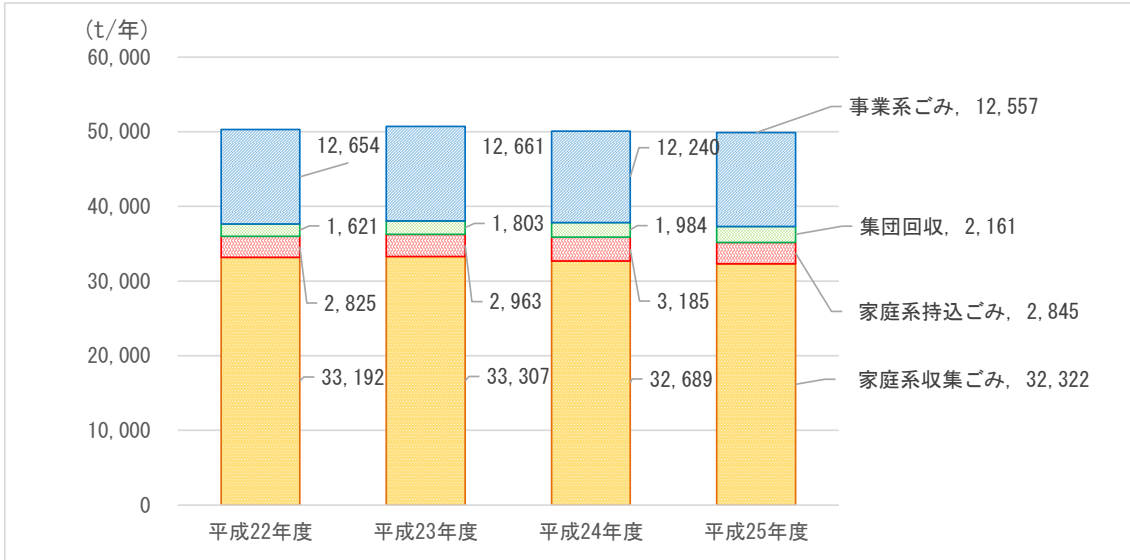


図 22 圏域合計でのごみ発生量(排出形態別)

表 30 圏域合計でのごみ発生量(排出形態別)

(単位：t)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
圏域合計		t/年 50,292	50,734	50,098	49,886
家庭系ごみ		t/年 37,638	38,073	37,858	37,329
収集ごみ		t/年 33,192	33,307	32,689	32,322
可燃ごみ	t/年	21,141	21,425	21,280	21,313
生ごみ	t/年	168	192	178	188
不燃ごみ	t/年	2,431	2,417	2,375	2,273
粗大ごみ	t/年	736	799	776	755
破碎ごみ	t/年	684	737	730	687
自転車	t/年	53	62	46	68
資源ごみ	t/年	8,715	8,474	8,080	7,792
持込ごみ	t/年	2,825	2,963	3,185	2,845
可燃ごみ	t/年	982	914	920	892
不燃ごみ	t/年	367	398	488	519
粗大ごみ	t/年	1,477	1,652	1,778	1,435
集団回収	t/年	1,621	1,803	1,984	2,161
事業系ごみ		t/年 12,654	12,661	12,240	12,557
可燃ごみ(事業系)	t/年	11,317	11,544	11,518	11,781
可燃ごみ(公用ごみ)	t/年	251	257	259	252
不燃ごみ(公用ごみ)	t/年	983	763	371	445
粗大ごみ(公用ごみ)	t/年	103	97	92	79

第4項 ごみ中間処理量の実績(施設別搬入量・搬出量)

表31 ごみ中間処理量(施設別搬入量及び一時保管量)

(単位: t)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
クリスタルプラザ-焼却施設	t/年	33,493	33,983	33,960	37,045
可燃ごみ	t/年	30,641	31,126	30,923	34,406
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの可燃残渣	t/年	1,978	1,814	1,955	1,966
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの廃プラスチック	t/年	795	957	1,002	604
クリスタルプラザ-リサイクル施設からの可燃残渣	t/年	80	77	79	76
伊香クリーンプラザ-破砕選別施設からの可燃残渣	t/年	0	0	0	254
伊香クリーンプラザ-破砕選別施設からの廃プラスチック	t/年	0	0	0	87
クリスタルプラザ-リサイクル施設	t/年	2,566	2,558	2,455	2,444
資源ごみ	t/年	2,566	2,558	2,455	2,444
発泡スチロール	t/年	108	100	100	98
紙パック	t/年	69	67	62	61
無色びん	t/年	425	418	387	395
茶色びん	t/年	358	325	307	308
その他有色びん	t/年	94	101	102	104
古布(古着)	t/年	412	433	413	382
プラスチック製容器包装	t/年	1,048	1,062	1,036	1,053
使用済み乾電池類	t/年	40	43	43	41
使用済み蛍光管	t/年	12	8	5	3
直接再生事業者へ	t/年	5,804	5,562	5,279	5,000
資源ごみ	t/年	5,804	5,562	5,279	5,000
ペットボトル	t/年	306	295	288	286
アルミ缶	t/年	69	69	62	59
スチール缶	t/年	193	199	193	179
新聞	t/年	1,493	1,426	1,354	1,256
ダンボール	t/年	999	988	955	976
雑誌・チラシ	t/年	2,744	2,585	2,427	2,244
クリーンプラント-粗大ごみ施設	t/年	4,661	4,832	4,756	4,584
不燃ごみ(破砕ごみ)	t/年	2,618	2,614	2,563	2,559
粗大ごみ	t/年	1,990	2,153	2,143	1,953
自転車(一時保管)	t/年	53	62	46	68
ライター	t/年	0	3	3	4
クリーンプラント-最終処分場	t/年	2,245	2,086	1,732	1,570
直接埋立ごみ	t/年	863	610	297	316
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの不燃物	t/年	1,164	1,360	1,322	1,153
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの廃プラスチック	t/年	122	0	0	0
し尿処理汚泥残渣	t/年	96	116	113	100
伊香クリーンプラザ-焼却施設	t/年	3,488	3,542	3,667	48
可燃ごみ	t/年	3,051	3,012	3,054	48
伊香クリーンプラザ-破砕選別施設からの可燃残渣	t/年	315	379	434	0
伊香クリーンプラザ-破砕選別施設からの廃プラスチック	t/年	122	151	179	0
伊香クリーンプラザ-破砕選別施設	t/年	971	1,100	1,218	1,022
不燃ごみ(破砕ごみ)	t/年	300	354	374	361
粗大ごみ	t/年	327	395	502	316
資源ごみ	t/年	345	352	342	344
ペットボトル	t/年	43	41	37	40
発泡スチロール	t/年	17	17	14	9
紙パック	t/年	3	3	3	3
アルミ缶	t/年	15	13	12	8
スチール缶	t/年	16	26	23	19
無色びん	t/年	37	36	35	36
茶色びん	t/年	37	35	33	32
その他有色びん	t/年	13	11	11	11
新聞	t/年	29	30	31	33
ダンボール	t/年	27	31	33	37
雑誌・チラシ	t/年	45	46	52	57
古布(古着)	t/年	13	12	14	12
プラスチック製容器包装	t/年	42	45	42	41
使用済み乾電池類	t/年	6	6	5	5
使用済み蛍光管	t/年	1.4	0.7	0.6	0.3
余呉最終処分場	t/年	536	409	371	196
直接埋立ごみ	t/年	0	0	0	0
伊香クリーンプラザ-破砕選別施設からの不燃物	t/年	109	128	156	196
伊香クリーンプラザ-焼却施設からの焼却残渣	t/年	427	281	215	0
米原市コンポストセンター	t/年	168	192	178	188
集団回収	t/年	1,621	1,803	1,984	2,161

表 32 ごみ中間処理量(施設別搬出量)

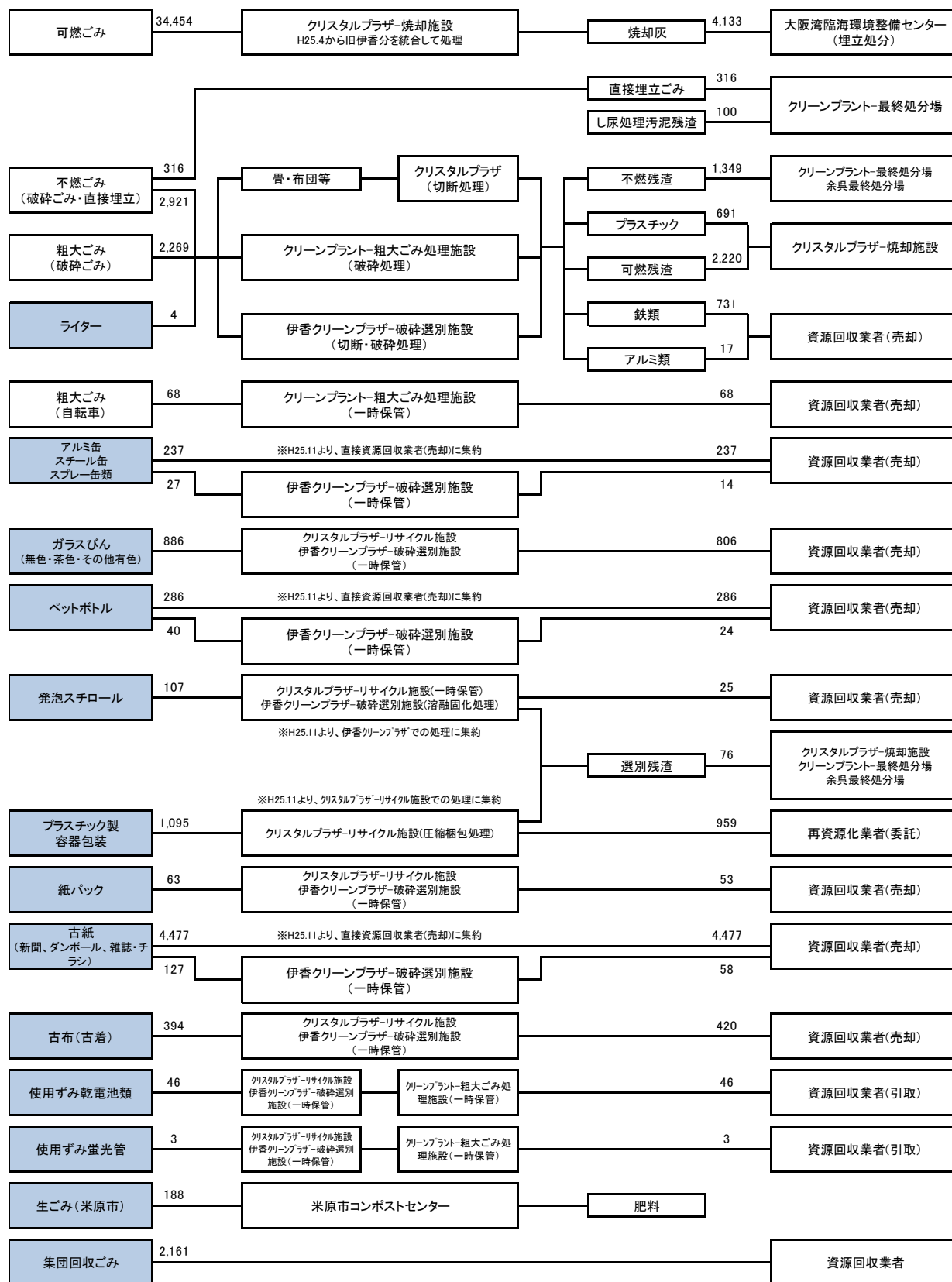
(単位：t)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
クリスタルプラザ-焼却施設	t/年	3,996	3,913	3,897	4,133
焼却残渣(フェニックス処分場へ)	t/年	3,996	3,913	3,897	4,133
クリスタルプラザ-リサイクル施設	t/年	2,518	2,526	2,413	2,312
資源ごみ(再生事業者へ)	t/年	2,438	2,449	2,334	2,236
発泡スチロール	t/年	39	39	39	22
紙パック	t/年	67	85	62	53
無色びん	t/年	415	400	390	319
茶色びん	t/年	335	334	314	319
その他有色びん	t/年	97	121	99	115
古布(古着)	t/年	439	446	436	420
プラスチック製容器包装	t/年	993	973	946	944
使用済み乾電池類	t/年	40	43	43	41
使用済み蛍光管	t/年	12	8	5	3
可燃残渣(クリスタルプラザ-焼却施設へ)	t/年	80	77	79	76
クリーンプラント-粗大ごみ施設	t/年	4,767	4,825	4,952	4,482
鉄分(再生事業者へ)	t/年	620	603	600	675
アルミ(再生事業者へ)	t/年	36	29	27	16
自転車(再生事業者へ)	t/年	53	62	46	68
不燃物(クリーンプラント-最終処分場へ)	t/年	1,164	1,360	1,322	1,153
可燃残渣(クリスタルプラザ-焼却施設へ)	t/年	1,978	1,814	1,955	1,966
プラスチック類(クリスタルプラザ-焼却施設へ)	t/年	795	957	1,002	604
プラスチック類(クリーンプラント-最終処分場へ)	t/年	122	0	0	0
伊香クリーンプラザ-焼却施設	t/年	427	281	215	0
焼却残渣(余呉町最終処分場へ)	t/年	427	281	215	0
伊香クリーンプラザ-破碎選別施設	t/年	890	1,007	1,100	767
鉄分(再生事業者へ)	t/年	33	36	38	56
アルミ(再生事業者へ)	t/年	2	1	2	1
不燃物(余呉町最終処分場へ)	t/年	109	128	156	196
資源ごみ(再生事業者へ)	t/年	309	312	291	173
ペットボトル	t/年	32	37	32	24
発泡スチロール	t/年	10	9	10	3
紙パック	t/年	2	0	0	0
アルミ缶	t/年	10	7	11	6
スチール缶	t/年	13	11	13	8
無色びん	t/年	37	40	28	22
茶色びん	t/年	39	38	28	19
その他有色びん	t/年	12	9	12	12
新聞	t/年	29	30	31	14
ダンボール	t/年	27	31	32	17
雑誌・チラシ	t/年	45	46	52	27
古布(古着)	t/年	12	12	0	0
プラスチック製容器包装	t/年	34	36	36	15
使用済み乾電池類(再生事業者へ)	t/年	6	6	5	5
使用済み蛍光管(再生事業者へ)	t/年	1.4	0.7	1.0	0.5
伊香クリーンプラザ-焼却施設への可燃残渣	t/年	315	379	434	0
伊香クリーンプラザ-焼却施設への廃プラスチック	t/年	122	151	179	0
クリスタルプラザ-焼却施設への可燃残渣	t/年	0	0	0	254
クリスタルプラザ-焼却施設への廃プラスチック	t/年	0	0	0	87

平成25年度から可燃ごみの焼却をクリスタルプラザ-焼却施設に集約したことにより、クリスタルプラザ-焼却施設での処理量が増加した。

なお、粗大ごみ処理施設および破碎選別施設での搬入量合計と搬出量合計との差については、ストックヤードに貯留しているごみ量の差によるものと考えられる。

平成 25 年度の中間処理実績を図 23 に示す。



※図内の数値は各ごみの発生量、施設搬出量を示す。(単位：t)

図 23 平成 25 年度中間処理実績フロー

第5項 ごみ処理実績に関する指標(ごみ発生原単位・リサイクル率・最終処分量)

1人1日あたりごみ総発生量は、平成25年度で、圏域全体で840.64g/人・日であり、現行計画の目標値であった881g/人・日を大きく下回っている。各構成市では、長浜市では875.24g/人・日、米原市では735.77g/人・日であり、米原市の方が小さい。

リサイクル率は、平成22年度に21.94%であったが平成25年度には21.05%となっており、減少しているとともに、現行計画の目標値であった26%を下回っている。

1人1日あたり家庭系ごみ発生量は、長浜市・米原市・圏域全体ともに、平成22年度から平成23年度にかけてやや増加しているが、平成23年度以降は概ね横ばいまたは微減している。

1日あたり事業系ごみ発生量は、長浜市では増加、米原市では減少しており、圏域全体では概ね横ばいとなっている。

最終処分量は、過去4年間で大きく減少している。

表33 ごみ処理実績に関する指標(ごみ発生原単位・リサイクル率・最終処分量)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1人1日あたり家庭系ごみ発生量	g/人・日	619.02	630.03	632.79	628.72
長浜市	g/人・日	628.33	639.46	644.79	640.10
米原市	g/人・日	590.68	601.28	596.31	594.22
1日あたり事業系ごみ発生量	t/日	34.67	34.69	33.53	34.40
長浜市	t/日	27.92	27.87	28.07	28.77
米原市	t/日	6.75	6.82	5.46	5.63
ごみ総発生量(家庭系・事業系の合計)	t/年	50,292	50,734	50,098	49,886
長浜市	t/年	38,955	39,275	39,274	39,078
米原市	t/年	11,337	11,459	10,825	10,808
1人1日あたりごみ総発生量	g/人・日	827.14	839.54	837.37	840.22
長浜市	g/人・日	850.95	862.93	872.41	875.35
米原市	g/人・日	754.57	768.18	730.87	733.75
収集運搬量	t/年	33,192	33,307	32,689	32,322
中間処理量	t/年	51,151	51,766	51,509	50,332
焼却処理	t/年	36,981	37,525	37,627	37,093
破碎選別処理	t/年	5,287	5,578	5,628	5,194
資源化处理	t/年	8,883	8,663	8,255	8,045
総資源化量	t/年	11,083	11,050	10,778	10,574
直接資源化	t/年	5,804	5,562	5,279	5,000
中間処理後再生利用	t/年	3,658	3,685	3,515	3,413
集団回収	t/年	1,621	1,803	1,984	2,161
リサイクル率	%	22.04%	21.78%	21.51%	21.20%
最終処分量	t/年	6,777	6,408	6,000	5,898
焼却残渣	t/年	3,996	3,913	3,897	4,133
その他(直接埋立ごみ・不燃残渣・し尿処理汚泥残渣)	t/年	2,781	2,495	2,103	1,765

※ 1人1日あたり家庭系ごみ発生量=(可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)÷(人口)÷(365日)

※ 1日あたり事業系ごみ発生量=(事業系可燃ごみ、公用可燃ごみ、公用不燃ごみ、公用粗大ごみ)÷(365日)

※ ごみ総発生量 = 処理対象ごみ量(家庭系ごみ及び事業系ごみ) + 集団回収量

※ 1人1日あたりごみ総発生量 = ごみ総発生量 ÷ 人口

※ 収集運搬量 = 収集ごみ(可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)

※ 中間処理量 = 処理対象ごみ量(家庭系ごみ及び事業系ごみ) + (破碎後の可燃残渣・廃プラスチック)

※ 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

※ リサイクル率 = 総資源化量 ÷ ごみ総発生量 × 100%

※ 最終処分量 = 直接埋立ごみ + 破碎後の不燃残渣 + し尿処理汚泥残渣 + 焼却残渣

なお、「集団回収量」とは、「市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量」を指すものとする。よって、センターが量を把握できていないもの(補助金を交付していない集団回収や、事業者の店頭回収、事業所での自家処理等)は含まれていない。

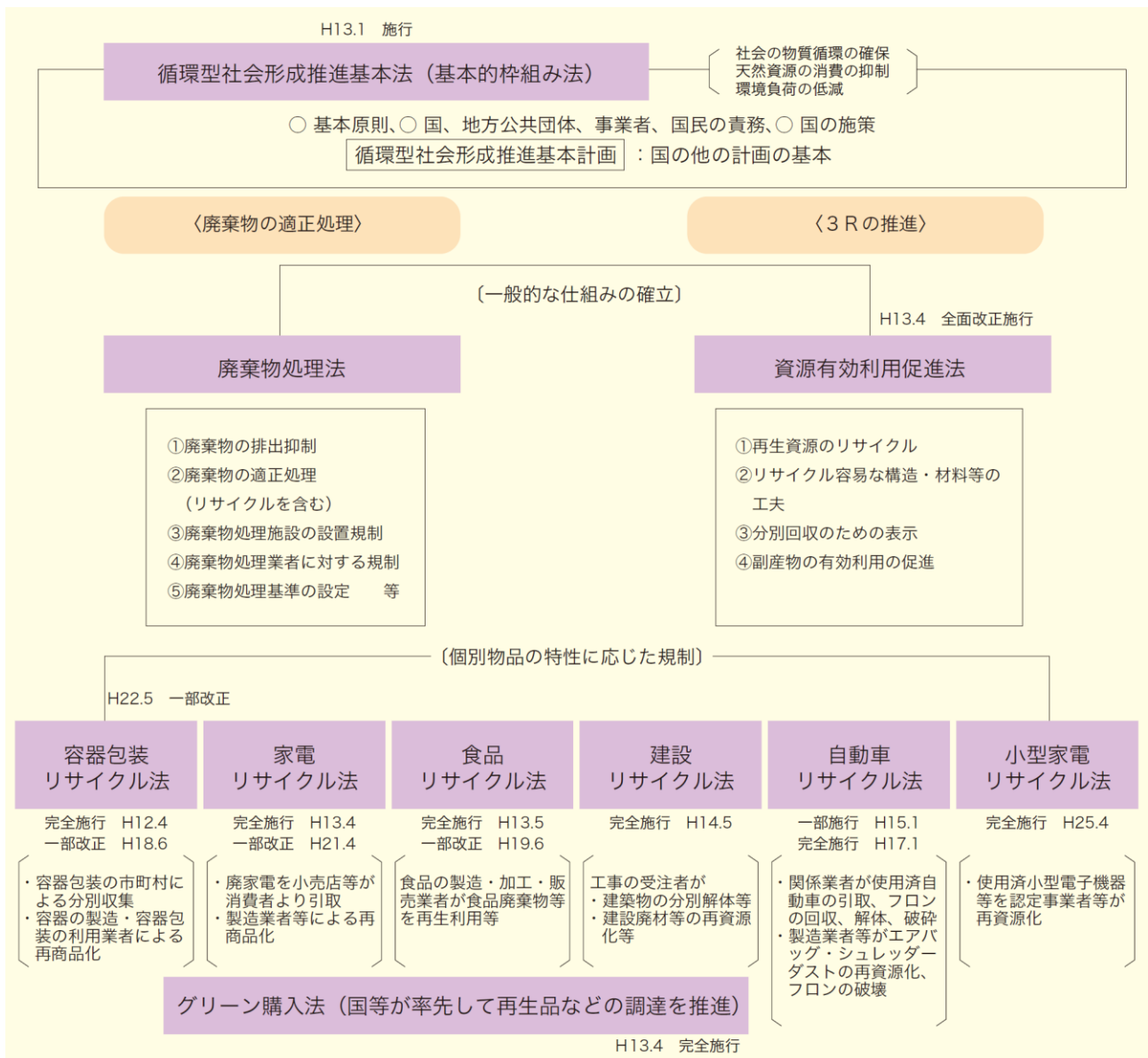
第2章 ごみ処理行政・技術の動向

第1節 ごみ処理行政の動向

第1項 国の動向

(1) 法体系

国の廃棄物に関する法体系は、**図24**に示す通りである。平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行され、これまで大半が埋立処分されていた使用済小型家電の新たなリサイクルが開始された。



出典) 経済産業省「資源循環ハンドブック 2013」

図24 循環型社会形成のための関係法令

(2) 減量化目標等

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理基本方針」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定している。また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定(見直し)された「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成 25 年 3 月閣議決定)では、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定している。

国の減量化目標等を整理すると、表 34 に示すとおりである。

表 34 国の減量化目標等

	国の廃棄物処理基本方針 (第二次循環基本計画と整合)	第三次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成 19 年度	平成 12 年度
目標年度	平成 27 年度	平成 32 年度
排出削減	ごみ総排出量 約 5%削減	ごみ総排出量 約 25%削減 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 約 25%削減 事業系ごみ排出量 約 35%削減
リサイクル率	約 25%	—
最終処分量	約 22%削減	—

注) 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率

なお、第三次循環型社会形成推進基本計画では、最終処分量の削減など、これまで推進してきた廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、

- ① リサイクルより優先順位の高い 2R (リデュース・リユース) の取組がより進む社会経済システムの構築
 - ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
 - ③ アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理
 - ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
 - ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
 - ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化
- 等を基本的方向として掲げている。

第2項 滋賀県の動向

滋賀県では、廃棄物処理法に基づき平成14年3月に「滋賀県廃棄物処理計画」を策定した。平成23年8月には、廃棄物の排出の実態や目標の達成状況等を踏まえて、資源循環型社会の形成と適正な廃棄物処理の推進を掲げた第二次計画の基本的な考え方を引き継ぎ、循環型社会の形成を一層進めるため、「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定した。

計画の中では、「持続可能な滋賀社会づくり」を目指すべき将来の姿と位置付け、健全な県土の保全と良好な生活環境の確保に向けた施策を基礎としながら、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会づくり」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会づくり」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組むこととしている。

さらに地震や台風など大規模な災害により発生した災害廃棄物の処理について、市町の災害廃棄物処理計画の策定に対する助言を行うほか、災害時における市町間等の迅速かつ円滑な相互協力を図るため、情報の共有や協議の場を設けるなどの広域的な連携体制の充実を図るほか、一般廃棄物の処理に関しては、市町、一部事務組合および県で構成する「滋賀県廃棄物適正管理協議会」において、情報交換や連携を図ることにより計画を推進するとしている。

表 35 第三次滋賀県廃棄物処理計画の概要

基本的方向性	<p>廃棄物の再使用に重点をおく</p> <p>3R 取り組みのステップアップにより持続可能な滋賀社会づくりを進める</p>
基本方針	<p>① 日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出前からではなく出る前での廃棄物の減量を進めるリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を促進する</p> <p>② 温室効果ガスの削減につなげるため、3R の取組(とりわけリデュース)や省エネ・熱利用型の処理を促進する</p> <p>③ 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る</p>
一般廃棄物の減量目標	<p>1人1日あたりの排出量 (g/人・日) 910g (平成27年度)</p> <p>1人1日あたりの最終処分量 (g/人・日) 95g (平成27年度)</p>

第2節 ごみ処理技術の動向

第1項 収集・運搬技術

廃棄物を保管場所で収集車に積み込む一連の作業を収集といい、収集された廃棄物を中継施設や中間処理施設、中間処理施設から最終処分場、あるいは直接最終処分場まで運ぶ作業を運搬という。

ごみ収集・運搬は、非常に経費のかかる作業であり、廃棄物処理経費のうちに占める割合は非常に高い。近年では、分別区分の拡大や交通事情の悪化など経費の増大をもたらす要因が増えている。このため、ますます計画的で合理的なごみ収集・運搬システムを構築することが求められている。

(1) 収集方式

収集方式として日本で適用されている方式には、ステーション収集及び戸別収集があり、ステーション収集が最も一般的方法といえる。

(2) 運搬方式

収集・運搬機材は、車両（トラック）、パイプライン、鉄道、船舶など多様な機材が用いられているが、一般の物流と同様、収集・運搬機材の大半が車両によって占められている。車両による収集・運搬は、機動性、柔軟性に優れており、一部地域で他の収集方式が採り入れられることはあっても、将来的にも主流であると考えられている。

第2項 中間処理技術

ごみの中間処理は、不要物を処分しても自然界に悪影響を与えないように、予め、人為的に汚濁物質や有害物質を除去・無害化したり、減容・安定化したりするものである。

その主要な方法としては、焼却、破碎、解体、熔融、ガス化熔融、改質、分解、発酵などが挙げられる。個別の中間処理技術とその動向は、表36に示すとおりである。

表 36 ごみ処理技術の動向

処理施設	要素技術
焼却施設	【焼却技術】 高温の炉内に可燃物をおくと自燃することを利用した処理技術であり、ごみの低位発熱量が一定の値以上であれば、炉温を維持するための助燃を行うことなく自燃する。 焼却工程では有機性廃棄物を気体中で高温酸化させ廃棄物の大部分を、安定した酸化ガスと少量の安定した無機物質（焼却灰）に変える。 焼却技術については、実績も多くほぼ確立されている。
	【焼却廃熱回収技術】 ごみの焼却に伴う熱エネルギーを熱交換器（温水器、廃熱ボイラ）により回収し、温水として給湯や暖房での利用、蒸気として発電や直接温熱源としての利用が可能である。 発電は、焼却施設の燃焼ガス冷却設備（排ガス処理設備により燃焼排ガスを処理するために冷却を行う設備）をボイラ方式とし、蒸気を得て、蒸気タービンにより行う。 ごみ質により発熱量が変動するため、変動を吸収する対策が必要なことや、燃焼排ガス中の酸性成分によりボイラチューブの腐食等の発生の可能性が高いこと等に留意が必要である。

<p>焼却残渣溶融施設</p>	<p>燃料の燃焼熱や電気から得られた熱エネルギー、またはその他のエネルギーにより焼却残渣を加熱し 1,200～1,400℃の高温条件で有機物を燃焼、ガス化させ、無機物を溶融してガラス質のスラグとして回収するものである。</p> <p>乾き灰より比重の大きい溶融スラグとなることにより、容積減少を図ることができる。</p> <p>スラグの資源化を指向した場合には、その需要先の確保、また、灰が高温になり低沸点の重金属（化合物）がガス中に移行するため、その対策等に留意が必要である。</p>
<p>ガス化溶融施設</p>	<p>廃棄物の熱分解工程に併せて無機物の溶融固化に至るまでを同時に行いスラグを回収する技術である。</p> <p>大別すれば、乾燥、熱分解・ガス化、溶融を一つの炉で行い、ガスの燃焼のみを別炉で行う熱分解・溶融一体型と、乾燥、熱分解・ガス化を一つの炉で行い、ガス燃焼、溶融を別炉で行う熱分解・溶融分離型に分けられる。</p> <p>廃熱回収についても焼却施設と同様な手法により可能であり、方式の得失も焼却施設＋焼却残渣溶融施設と大筋で同様であるが、焼却施設＋焼却残渣溶融施設に比べ、一つのプロセスで溶融処理ができるため設備構成がシンプルになり、管理要員の低減化が図れることや処理対象物の自由度が高くなる等の特徴があると言われている。また、方式によっては、還元雰囲気であること、高温であること、ガス化燃焼で燃焼制御が容易になることにより、ダイオキシンの発生が抑制されると言われている。</p>
<p>熱分解ガス化・油化施設</p>	<p>有機物を 500℃～1,000℃の還元性雰囲気中で乾留し、①炭化水素、一酸化炭素などからなる可燃性ガス、②各種有機化合物を含むタールまたは油、③チャー（炭）などに化学的に分解する技術である。</p> <p>ごみ溶融炉は熱分解技術を応用したものであるが、ガス抽出、油抽出については、残渣混入などがあり良質な燃料回収としての位置づけは難しい。また、熱分解残渣等の二次処理にも留意が必要である。</p>
<p>炭化施設</p>	<p>ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼又は回収するとともに、熱分解後の炭化物を再生利用の目的で回収する技術である。</p> <p>現在炭化施設はバッチ式と連続式、また移動式連続バッチ式がある。バッチ炉は小型に多く、連続式にはキルン型・スクリュウ型・堅型シャフト型・流動床型と揺動型がある。炭化熱源としては自らの乾留ガスを燃焼させる自然式と重油式の燃料を燃焼させる外部燃料式があり、さらに直接原料に熱を加える直燃式と間接的に熱を加える間接加熱式がある。</p>
<p>固形燃料化施設</p>	<p>廃棄物中の可燃物を破砕したり、成形したりして燃料として取り扱えるようにする技術である。対象廃棄物は、木くず及び紙くずを中心とするが、プラスチック類や厨芥類を対象とする場合がある。</p> <p>ごみ燃料燃焼後の残渣を考えれば、減量効果が高いとは言えないが、ごみとしてではなく燃料として利用する点に意義のあるシステムであり、近年、種々の方法が実用化されている。</p> <p>処理対象物に対する適合性の範囲が限られていること、燃料として一定の品質を維持することが重要であることから、処理不適物については、別途処理方式を設定する必要がある。また、燃料化することにより、安定燃焼が図られるが、需要側での環境保全対策や腐食防止対策が必要となる。</p>
<p>高速堆肥化施設</p>	<p>好気性条件下で生物学的に易分解性有機物を分解、減容化させるとともに、発酵熱により水分を低下させ、取り扱い易く、安定化させる技術であり、この最終生成物をコンポスト（堆肥）という。</p> <p>製品品質を向上させるための分別の徹底や処理不適物の別途処理が必要である。また、コンポストの需要は、年間を通して平均的にあるわけではないため、製品のストックヤードの確保に留意が必要である。</p>
<p>ごみ飼料化施設</p>	<p>ごみを微生物による生物反応、加温等による分解、乾燥等の処理によって有機物から動物の栄養になる飼料を得る技術である。</p> <p>処理対象物は、異物を除去した厨芥など飼料化に適したごみに限られる。生物反応、加温等により飼料化する施設であって、発酵装置、乾燥装置等が必要となる。</p>

メタン化施設	<p>ごみ中の有機性廃棄物（厨芥類、紙類、草木類など）を主な処理対象として、メタン発酵させることにより、メタンを主成分とするバイオガス（可燃性ガス）を回収する技術である。</p> <p>本施設は簡略な前処理で、低発熱量の有機性廃棄物から可燃性のバイオガスの回収と、残渣の堆肥への有機利用が可能なシステムである。またダイオキシン類が生成される処理工程がなく、再合成される温度域がない。</p>
粗大ごみ処理施設	<p>【破碎技術】</p> <p>処理対象物に外部から力学的変形を与えることにより、対象廃棄物を破壊し、細分化する技術である。</p> <p>破碎処理の方法には、剪断力のみによる剪断式、対象物に高速回転をするハンマ等の重量物を衝突させ、その衝撃エネルギーとハンマとケーシングとの剪断力を利用する衝撃剪断式、及び、一定の寸法内に対象物を押し込めることにより圧縮変形による破碎を行う圧縮式がある。</p> <p>各破碎方式により、金属塊、コンクリート塊に適す方式、繊維製品、畳等に適す方式など処理対象物に対する得失や破碎粒度等が異なるため、破碎対象物や目的（焼却、埋立の前処理及び資源の回収）により、破碎方式を選定する必要がある。</p> <p>また、危険物が混入した場合、火災、爆発等が発生することがあるため、その対策必要である。</p> <p>【選別技術】</p> <p>選別の原理は各廃棄物が持っている物理的または化学的特性あるいはその両者を組み合わせたものが基本となっている。</p> <p>主なものを挙げれば、以下のとおりである。</p> <p>ふるい分け選別…可燃物は比較的粗く、不燃物は細かく破碎される特性を利用して、一定の開孔または間隙を有するふるいの通過の可否により、分離する。</p> <p>風力選別…空気中の落下速度、空気抵抗の差を利用して可燃物、不燃物及びプラスチックを選別する。</p> <p>磁気選別…永久磁石または電磁石で鉄分を吸引し選別する。</p> <p>渦電流選別…渦電流と磁場との相互作用で良導電性物質を横方向に移動させる力が働く原理を応用し、非鉄金属性物質から非磁気性金属（アルミ）を選別する。</p> <p>光学選別…ガラスびんの色選別やプラスチックボトルの素材選別を行うものであり、形状や透過光及び反射光を画像処理し、大小別、色別及び素材別に選別するものである。</p>
リサイクル施設	<p>【資源化技術】</p> <p>基本的に粗大ごみ処理施設で述べた選別技術と圧縮成形等により、資源純度を高めるとともに貯留、運搬効率を高めるものである。</p> <p>回収物の純度や回収率は、投入廃棄物の形態により大きく異なるため、純度を要求される場合には、排出段階において予めある程度分別しておくことが望ましい。また、機械選別と手選別（作業環境に留意が必要）との併用も考えられる。</p> <p>容器包装リサイクル法に則った容器包装を対象とする場合は、次のような設備が考えられる。</p> <p>金属缶…スチール・アルミの排出段階の分別 or 磁気選別、渦電流選別及び圧縮成形機</p> <p>ガラスびん…色別の排出段階の分別 or 光学選別</p> <p>ペットボトル…圧縮成形機</p> <p>段ボール…圧縮梱包</p> <p>その他の紙…圧縮梱包</p> <p>その他のプラスチック…溶融固化 or 圧縮梱包</p> <p>これらの設備の他に紙パック等の検品ヤードや分別基準適合物ごとのストックヤードが必要となる。</p> <p>【啓発機能】</p> <p>ごみの減量化や再生利用の啓発拠点として、研修室、展示室、ごみ情報室、工房、修</p>

	理室、ごみ図書館、ごみ博物館等のようなスペースを確保することがある。
廃棄物運搬 中継・中間 処理施設	収集・運搬の過程において圧縮等の中間処理を行うことにより、ごみをコンパクト化し、大型車両による大量かつ長距離輸送を可能にするなど収集運搬の効率化を図るものであり、ごみの中継・中間処理に必要な受入・供給、圧縮、詰込み、搬出設備等及びそれを補完する設備から構成されるものである。

第3項 最終処分技術

最終処分とは、家庭や事業所等から排出されるごみを資源回収や減容・減量化などの中間処理を経た後に、衛生的に生活環境を保全しながら埋め立てることである。

埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられる。

埋立処分技術として、従来は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式（オープン型）が主流であったが、近年、自然条件に左右されないことを目的としたクローズドシステム最終処分場の採用も増えている。

クローズドシステム最終処分場は自然条件の人為的な制御の他に、埋立地の外観が見えないことから従来の最終処分場のイメージを解消できることや処分場の地域融和として上部の覆蓋を利用した施設を地域住民へ開放することも可能である。ただし、従来のオープン型最終処分場と比べて、建設費用が割高になる。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

第1項 人口推計

(1) 人口推計の方法

推計方法は、『旧ごみ処理施設構造指針解説』に示された推計式ならびに現行計画における推計方法に準じ、次の6種類の推計式を用いた。

- ① 線形近似
- ② 放物線近似
- ③ 対数近似
- ④ 累乗近似
- ⑤ 指数近似
- ⑥ ロジスティック近似

(2) 推計式採用の考え方

上記6つの推計式による推計結果から、いずれを採用するかについては、

- 過大（過小）な予測結果を避ける
- 近接した推計結果の中で比較的中位にあるものを採用する
- 相関係数（ R^2 ）が高いものを採用する

などの考え方がある。

本計画では、これらの考え方及び、過去の実績の推移から総合的に勘案して、各市地域別に最も適当と考えられる推計結果を採用した。

(3) 人口推計結果

各市について、地域別の推計結果を合算し、各市の推計人口としたものを以下に示す。地域別の人口推計結果の詳細については、参考資料に示す。

また、平成 25 年度に策定された「施設整備に関する基本方針」での推計結果、及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を参考値として示す。

表 37 人口推計結果

(単位：人)

年度	長浜市 合計	米原市 合計	合計	施設整備基本方針予測値			人口問題研究所			
				長浜市	米原市	合計	長浜市	米原市	合計	
実績値	H16	127,450	42,250	169,700						
	H17	127,407	42,210	169,617						
	H18	127,305	42,099	169,404						
	H19	127,586	41,985	169,571						
	H20	127,088	41,849	168,937						
	H21	126,039	41,559	167,598						
	H22	125,418	41,163	166,581						
	H23	124,695	40,868	165,563						
	H24	123,335	40,577	163,912						
	H25	122,310	40,354	162,664						
予測値	H26	122,142	40,226	162,368	121,777	39,979	161,756			
	H27	121,762	40,031	161,793	120,893	39,696	160,589	122,313	38,879	161,192
	H28	121,387	39,808	161,195	120,009	39,422	159,431			
	H29	121,018	39,589	160,607	119,125	39,155	158,280			
	H30	120,522	39,371	159,893	118,241	38,897	157,138			
	H31	120,007	39,156	159,163	117,356	38,647	156,003			
	H32	119,495	38,945	158,440	116,472	38,405	154,877	119,755	37,575	157,330
	H33	118,990	38,736	157,726	115,588	38,171	153,759			
	H34	118,489	38,530	157,019	114,704	37,946	152,650			
	H35	117,994	38,328	156,322	113,820	37,728	151,548			
	H36	117,503	38,128	155,631	112,935	37,519	150,454			
	H37	117,017	37,931	154,948	112,051	37,317	149,368	116,568	36,146	152,714
	H38	116,538	37,737	154,275	111,167	37,124	148,291			
	H39	116,062	37,546	153,608	110,283	36,939	147,222			
	H40	115,592	37,360	152,952	109,399	36,763	146,162			
	H41	115,126	37,176	152,302	108,514	36,594	145,108	113,651	34,970	148,621

注 1) 実績値：各年度末現在（外国人登録人口を含む）

注 2) 人口問題研究所の推計値のうち平成 41 年度の値は、平成 37 年度の値と平成 42 年度の値から比例按分により算出した。

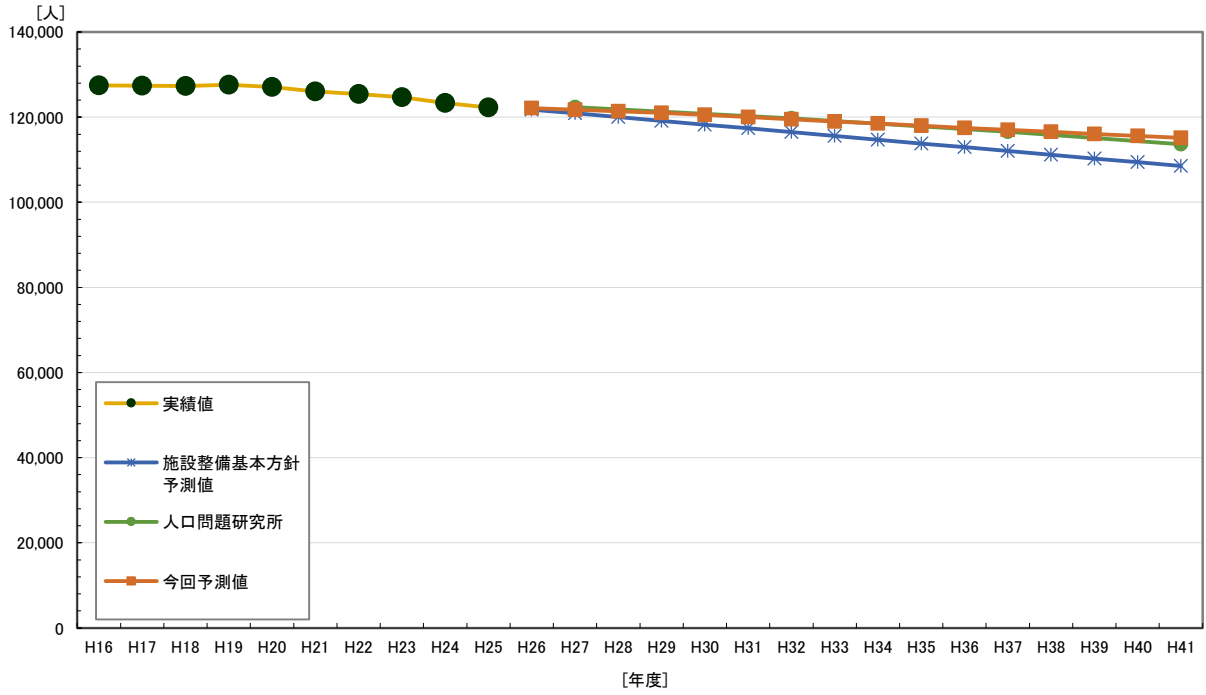


図 25 長浜市人口推計結果

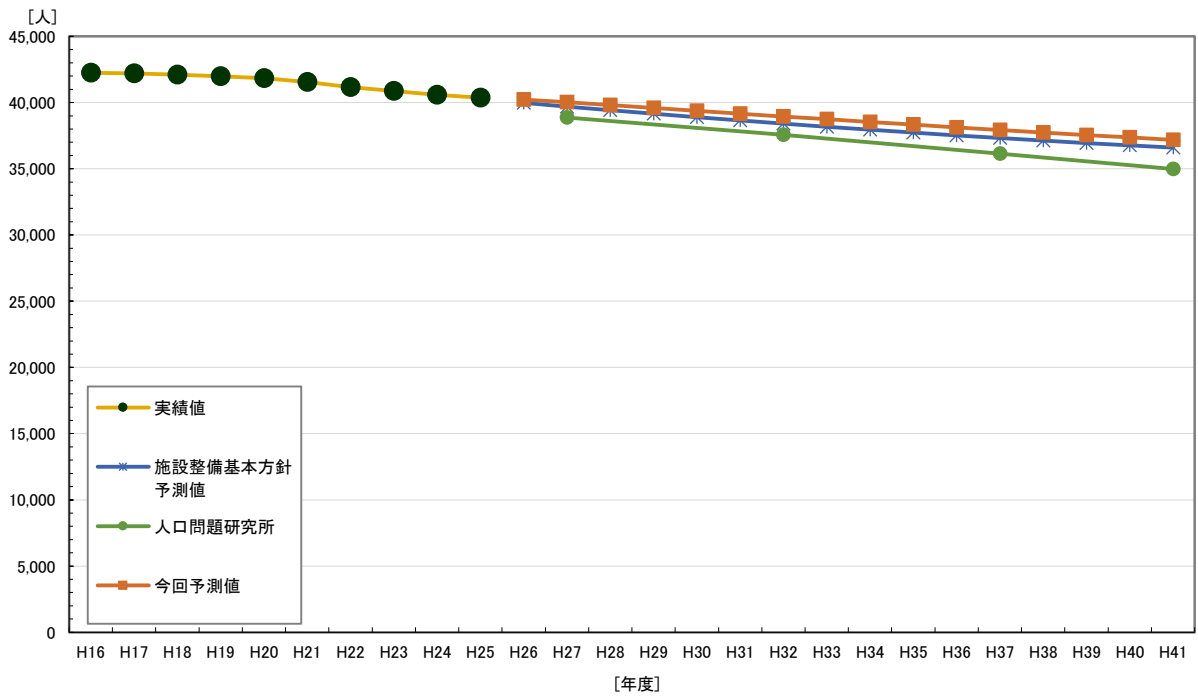


図 26 米原市人口推計結果

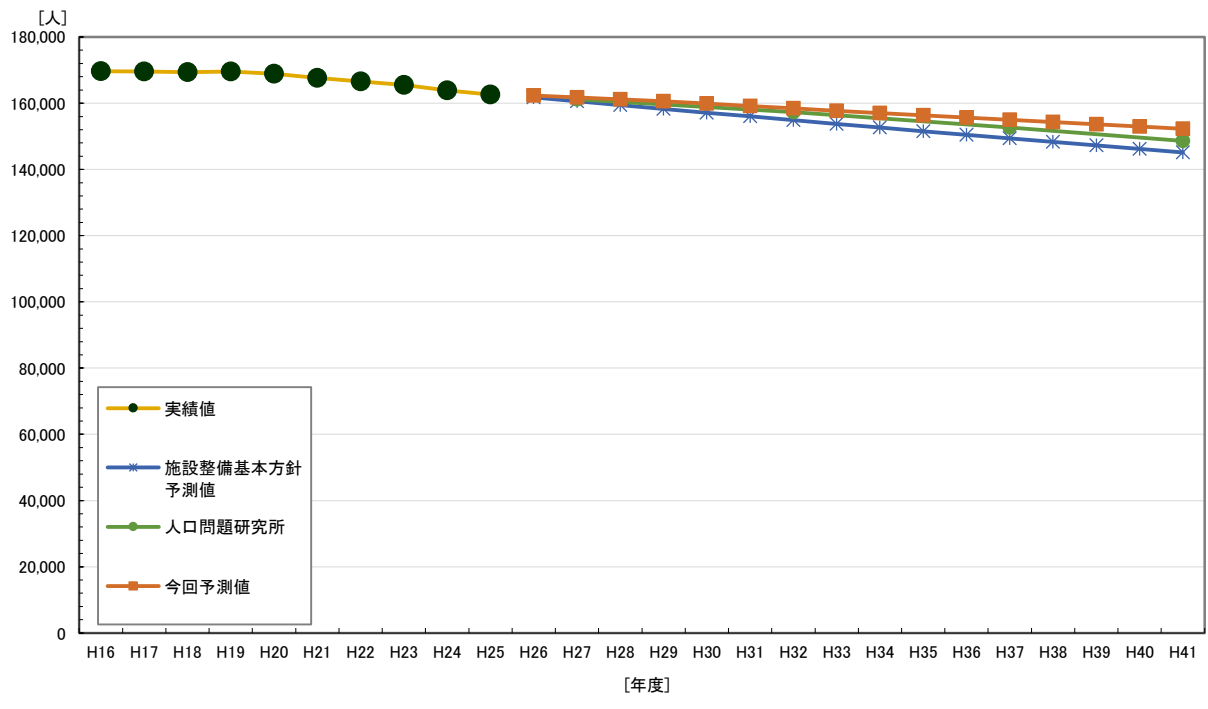


図 27 圏域合計人口推計結果

第2項 ごみ量推計(現状^{すうせい}趨勢ケース)

現状のまま特段の施策を打たずに推移した場合の、目標年度の平成41年度におけるごみ量を推計する。家庭系および事業系では排出形態が異なり、排出抑制に対する施策も異なるため、排出形態別に推計した。推計の条件は以下のとおりとした。

- 1人1日あたり家庭系ごみ発生量を、平成25年度と同値とする。
⇒家庭系ごみの総発生量は、人口による減少分のみとなる。
※品目別の内訳は、平成25年度の割合を適用する。
- 1日あたり事業系ごみ発生量を、平成25年度と同値とする。
⇒事業系ごみの総発生量は、平成25年度と同値となる。

推計の結果については、「第4項 ごみ量推計(目標ケース)」でまとめて示す。

第3項 目標値の設定

(1) 家庭系ごみの排出抑制に関する目標

家庭系ごみについては、今後人口が減少すると予測されることから、実績値を維持すれば人口減少に伴いごみ総発生量は減少するものと予測される。また平成25年度における1人1日あたりのごみ総発生量(1人1日あたりごみ総排出量)は現行計画の目標値881g/人・日をすでに達成していることから、家庭系ごみの排出抑制に関する目標については、1人1日あたり家庭系ごみ発生量(資源ごみや集団回収量を含む)を、平成25年度実績値以下とすることを目標とする。

【家庭系ごみの排出抑制に関する目標(目標年度:平成41年度)】

1人1日あたり家庭系ごみ発生量を、平成25年度実績値(628.72g/人・日)以下とする。

(2) 事業系ごみの排出抑制に関する目標

事業系ごみについては、当センターの処理対象が可燃ごみであることから、可燃ごみ発生量について目標を定めることとする。

【事業系ごみの排出抑制に関する目標(目標年度:平成41年度)】

事業系可燃ごみ発生量を、平成25年度実績値(11,781t)から5%以上削減する。

(3) 不燃ごみ・粗大ごみからの資源物回収に関する目標

不燃ごみ・粗大ごみの内可燃性粗大ごみは、切断処理し焼却処分している。その他のごみは、破碎処理し、鉄及びアルミを回収した後、その多くを不燃物として埋め立てている。

しかし不燃ごみ・粗大ごみの中には平成 25 年度から施行された小型家電リサイクル法の対象品や資源対象物も含まれている。切断及び破碎する前にこれらを選別することにより、資源量を増加させることが可能であり、これらの回収について目標を定める。

【不燃ごみ・粗大ごみからの資源物回収に関する目標（目標年度：平成 41 年度）】
不燃ごみ・粗大ごみ量のうち 20% を、破碎前に不燃ごみ・粗大ごみから回収し資源化する。

(4) リサイクルに関する目標

リサイクル率については、現行計画で平成 35 年度までに 26%以上とする（平成 19 年度実績値 22.23% から 3.77 ポイント上昇）と定められていた。

しかし、平成 19 年度からの食品リサイクル法の施行等の廃棄物行政の変化や、小売店の店頭での資源ごみの回収、リサイクルショップの進出等の社会状況の変化により、平成 19 年度当時に当センターに搬入され処理していたごみの一部が当センター以外で再資源化されるようになった。資源化されている事実は変わらないものの、多様なリサイクルの手法の普及により、当センターでの処理量が減少し、リサイクル率は下降している。また人口減少によるごみ総発生量における資源ごみ量の減少等もあり、現状のまま特段の施策を実施せず推移すると、平成 41 年度には表 46 のとおりリサイクル率は 20.77%に下降していくと予想される。よって事業系可燃ごみの排出抑制、不燃ごみ・粗大ごみからの資源物回収等の実現可能な施策と、リデュース（排出抑制）やリユース（再使用）を進めることにより、23%以上を目標とする。

【リサイクルに関する目標（目標年度：平成 41 年度）】
リサイクル率を、23%以上に上昇させる。

第4項 ごみ量推計

(1) ごみ発生量の推計(分別品目別)

1) 長浜市

長浜市のごみ発生量は、現状趨勢ケースでは4.29%減少、目標ケースでは5.56%減少となる。

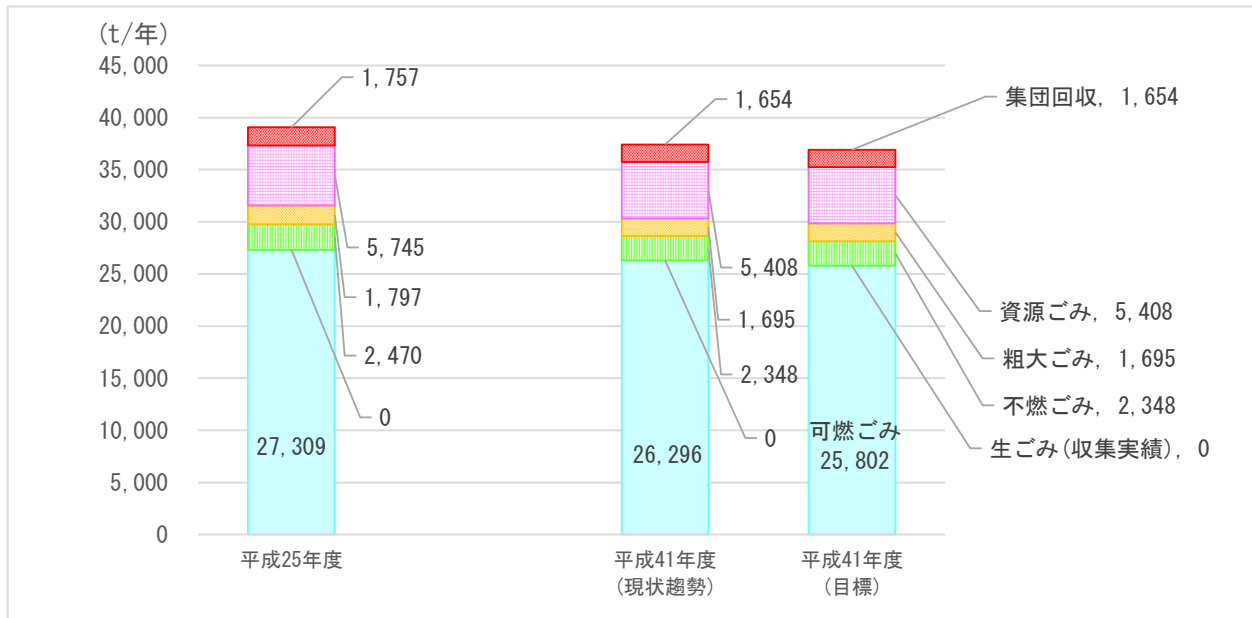


図 28 長浜市でのごみ発生量推計(品目別)

表 38 長浜市でのごみ発生量推計(品目別)

(単位：t)

品目	平成25年度	平成41年度(現状趨勢)	平成41年度(目標)
長浜市	t/年 39,078	37,400 -4.29%	36,906 -5.56%
処理対象ごみ	t/年 37,321	35,746 -4.22%	35,252 -5.54%
可燃ごみ	t/年 27,309	26,296 -3.71%	25,802 -5.52%
生ごみ(収集実績)	t/年 0	0 -	0 -
不燃ごみ	t/年 2,470	2,348 -4.96%	2,348 -4.96%
粗大ごみ	t/年 1,797	1,695 -5.68%	1,695 -5.68%
破砕ごみ	t/年 1,742	1,644 -5.68%	1,644 -5.68%
自転車	t/年 54	51 -5.87%	51 -5.87%
資源ごみ	t/年 5,745	5,408 -5.87%	5,408 -5.87%
ペットボトル	t/年 246	232 -5.87%	232 -5.87%
発泡スチロール	t/年 84	79 -5.87%	79 -5.87%
紙パック	t/年 46	44 -5.87%	44 -5.87%
アルミ缶	t/年 53	50 -5.87%	50 -5.87%
スチール缶	t/年 154	145 -5.87%	145 -5.87%
無色びん	t/年 325	306 -5.87%	306 -5.87%
茶色びん	t/年 256	241 -5.87%	241 -5.87%
その他有色びん	t/年 89	84 -5.87%	84 -5.87%
新聞	t/年 941	886 -5.87%	886 -5.87%
ダンボール	t/年 730	687 -5.87%	687 -5.87%
雑誌・チラシ	t/年 1,699	1,599 -5.87%	1,599 -5.87%
古布(古着)	t/年 296	279 -5.87%	279 -5.87%
プラスチック製容器包装	t/年 786	740 -5.87%	740 -5.87%
使用済み乾電池類	t/年 34	32 -5.87%	32 -5.87%
使用済み蛍光管	t/年 3	3 -5.87%	3 -5.87%
ライター	t/年 2	2 -5.87%	2 -5.87%
集団回収	t/年 1,757	1,654 -5.87%	1,654 -5.87%

2) 米原市

米原市のごみ発生量は、現状趨勢ケースでは6.38%減少、目標ケースでは7.26%減少となる。

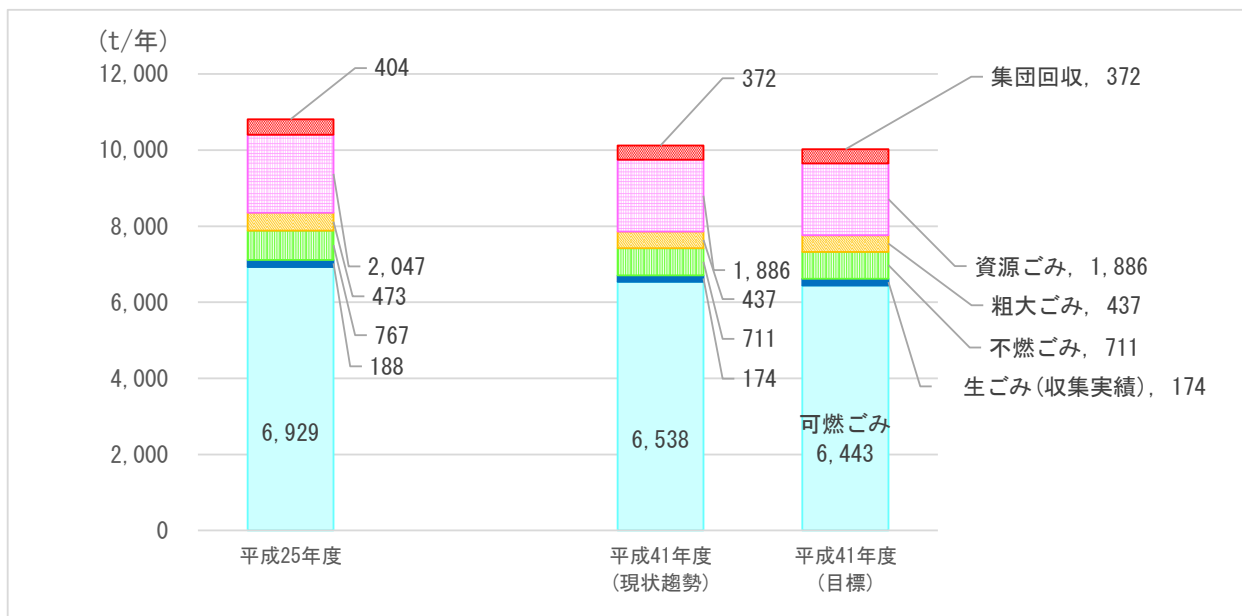


図 29 米原市でのごみ発生量推計 (品目別)

表 39 米原市でのごみ発生量推計 (品目別)

(単位：t)

品目	平成25年度	平成41年度 (現状趨勢)	平成41年度 (目標)
米原市	t/年 10,808	10,118 -6.38%	10,023 -7.26%
処理対象ごみ	t/年 10,404	9,746 -6.32%	9,651 -7.24%
可燃ごみ	t/年 6,929	6,538 -5.64%	6,443 -7.01%
生ごみ(収集実績)	t/年 188	174 -7.88%	174 -7.88%
不燃ごみ	t/年 767	711 -7.22%	711 -7.22%
粗大ごみ	t/年 473	437 -7.53%	437 -7.53%
破砕ごみ	t/年 459	425 -7.52%	425 -7.52%
自転車	t/年 14	13 -7.88%	13 -7.88%
資源ごみ	t/年 2,047	1,886 -7.88%	1,886 -7.88%
ペットボトル	t/年 79	73 -7.88%	73 -7.88%
発泡スチロール	t/年 23	21 -7.88%	21 -7.88%
紙パック	t/年 17	16 -7.88%	16 -7.88%
アルミ缶	t/年 14	12 -7.88%	12 -7.88%
スチール缶	t/年 43	40 -7.88%	40 -7.88%
無色びん	t/年 106	98 -7.88%	98 -7.88%
茶色びん	t/年 84	77 -7.88%	77 -7.88%
その他有色びん	t/年 26	24 -7.88%	24 -7.88%
新聞	t/年 349	321 -7.88%	321 -7.88%
ダンボール	t/年 284	261 -7.88%	261 -7.88%
雑誌・チラシ	t/年 602	555 -7.88%	555 -7.88%
古布(古着)	t/年 98	90 -7.88%	90 -7.88%
プラスチック製容器包装	t/年 309	284 -7.88%	284 -7.88%
使用済み乾電池類	t/年 12	11 -7.88%	11 -7.88%
使用済み蛍光管	t/年 0	0 -7.88%	0 -7.88%
ライター	t/年 1	1 -7.88%	1 -7.88%
集団回収	t/年 404	372 -7.88%	372 -7.88%

3) 圏域合計

圏域合計のごみ発生量は、現状趨勢ケースでは 4.75%減少、目標ケースでは 5.93%減少となる。

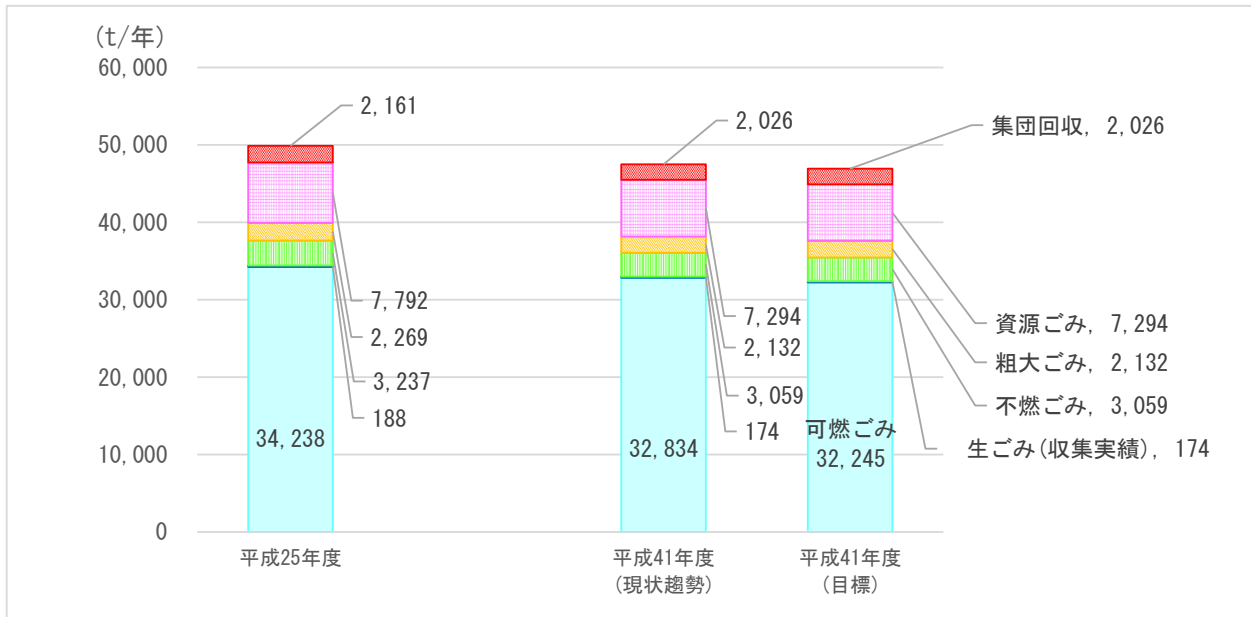


図 30 圏域合計でのごみ発生量推計(品目別)

表 40 圏域合計でのごみ発生量推計(品目別)

(単位：t)

圏域合計	平成25年度	平成41年度(現状趨勢)	平成41年度(目標)
圏域合計	t/年 49,886	47,518	-4.75%
処理対象ごみ	t/年 47,725	45,492	-4.68%
可燃ごみ	t/年 34,238	32,834	-4.10%
生ごみ(収集実績)	t/年 188	174	-7.88%
不燃ごみ	t/年 3,237	3,059	-5.50%
粗大ごみ	t/年 2,269	2,132	-6.07%
破砕ごみ	t/年 2,201	2,068	-6.06%
自転車	t/年 68	64	-6.27%
資源ごみ	t/年 7,792	7,294	-6.40%
ペットボトル	t/年 326	305	-6.36%
発泡スチロール	t/年 107	100	-6.31%
紙パック	t/年 63	59	-6.41%
アルミ缶	t/年 67	63	-6.28%
スチール缶	t/年 197	185	-6.31%
無色びん	t/年 431	404	-6.37%
茶色びん	t/年 340	318	-6.37%
その他有色びん	t/年 115	108	-6.33%
新聞	t/年 1,290	1,207	-6.41%
ダンボール	t/年 1,013	948	-6.43%
雑誌・チラシ	t/年 2,301	2,154	-6.40%
古布(古着)	t/年 394	369	-6.37%
プラスチック製容器包装	t/年 1,095	1,024	-6.44%
使用済み乾電池類	t/年 46	43	-6.39%
使用済み蛍光管	t/年 3	3	-5.97%
ライター	t/年 4	3	-6.50%
集団回収	t/年 2,161	2,026	-6.25%

(2) ごみ発生量の推計(排出形態別)

1) 長浜市

家庭系ごみについては、1人1日あたり家庭系ごみ発生量は平成25年度値を目標値としているため、現状趨勢ケース・目標ケースともに、人口減少に連れ減少している。

事業系可燃ごみの発生量について、現状趨勢ケースでは平成25年度から横ばい、目標ケースでは5.00%減少として推計を行った。

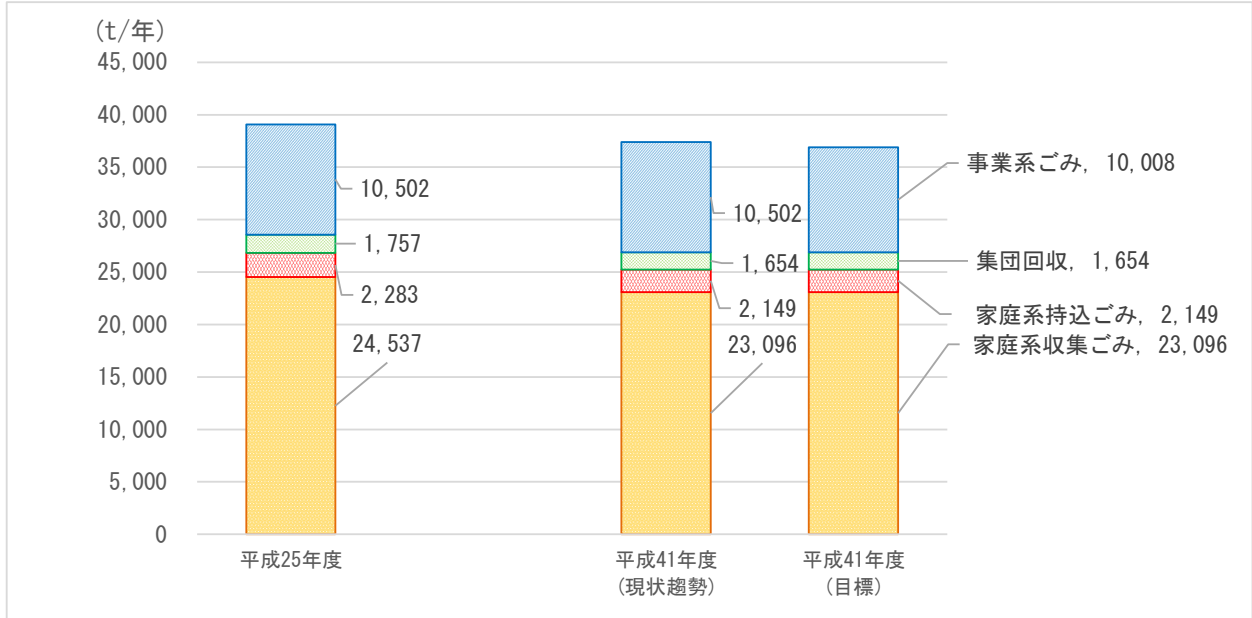


図 31 長浜市でのごみ発生量推計(排出形態別)

表 41 長浜市でのごみ発生量推計(排出形態別)

(単位: t)

	平成25年度	平成41年度(現状趨勢)	平成41年度(目標)
長浜市	t/年 39,078	37,400	-4.30%
家庭系ごみ	t/年 28,576	26,898	-5.87%
収集ごみ	t/年 24,537	23,096	-5.87%
可燃ごみ	t/年 16,527	15,556	-5.87%
生ごみ	t/年 0	0	-
不燃ごみ	t/年 1,670	1,572	-5.87%
粗大ごみ	t/年 595	560	-5.87%
破碎ごみ	t/年 540	509	-5.87%
自転車	t/年 54	51	-5.87%
資源ごみ	t/年 5,745	5,408	-5.87%
持込ごみ	t/年 2,283	2,149	-5.87%
可燃ごみ	t/年 721	678	-5.87%
不燃ごみ	t/年 419	394	-5.87%
粗大ごみ	t/年 1,143	1,076	-5.87%
集団回収	t/年 1,757	1,654	-5.87%
事業系ごみ	t/年 10,502	10,502	0.00%
可燃ごみ(事業系)	t/年 9,877	9,877	0.00%
可燃ごみ(公用ごみ)	t/年 184	184	0.00%
不燃ごみ(公用ごみ)	t/年 382	382	0.00%
粗大ごみ(公用ごみ)	t/年 59	59	0.00%

2) 米原市

家庭系ごみについては、1人1日あたり家庭系ごみ発生量は平成25年度値を目標値としているため、現状趨勢ケース・目標ケースともに、人口減少に従い減少している。

事業系可燃ごみの発生量について、現状趨勢ケースでは平成25年度から横ばい、目標ケースでは5.00%減少として推計を行った。

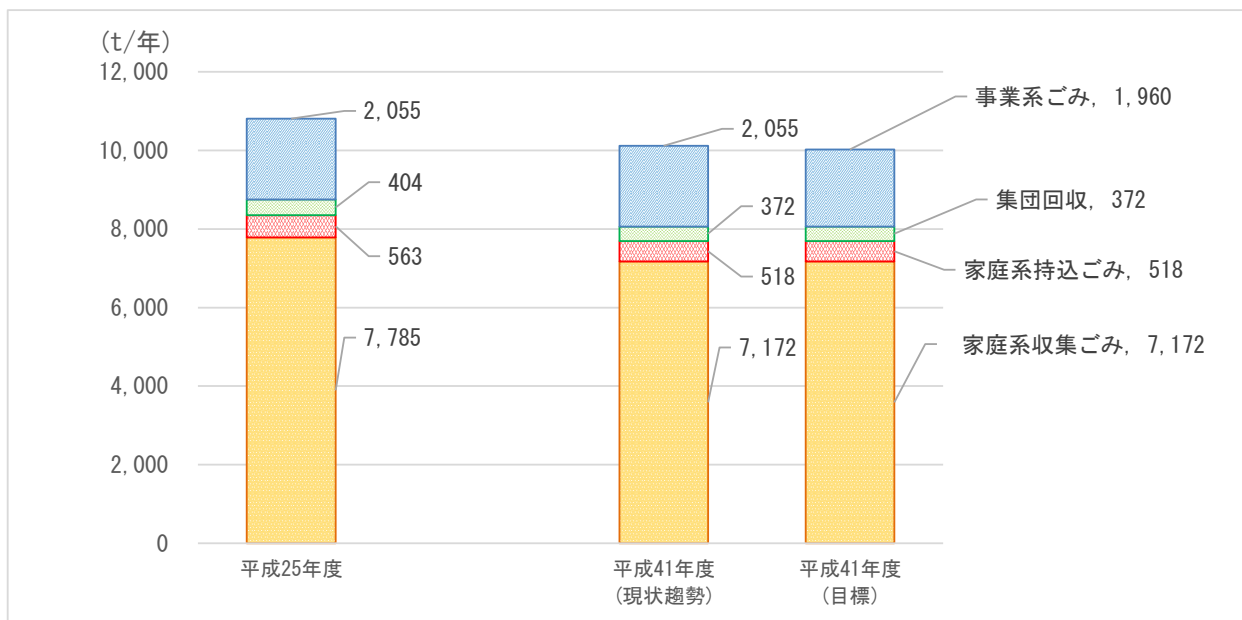


図 32 米原市でのごみ発生量推計 (排出形態別)

表 42 米原市でのごみ発生量推計 (排出形態別)

(単位：t)

	平成25年度	平成41年度 (現状趨勢)	平成41年度 (目標)
米原市	10,808	10,118	10,023
家庭系ごみ	8,752	8,063	8,063
収集ごみ	7,785	7,172	7,172
可燃ごみ	4,786	4,409	4,409
生ごみ	188	174	174
不燃ごみ	604	556	556
粗大ごみ	161	148	148
破碎ごみ	147	135	135
自転車	14	13	13
資源ごみ	2,047	1,886	1,886
持込ごみ	563	518	518
可燃ごみ	171	158	158
不燃ごみ	100	92	92
粗大ごみ	291	268	268
集団回収	404	372	372
事業系ごみ	2,055	2,055	1,960
可燃ごみ (事業系)	1,904	1,904	1,809
可燃ごみ (公用ごみ)	67	67	67
不燃ごみ (公用ごみ)	63	63	63
粗大ごみ (公用ごみ)	21	21	21

3) 圏域合計

家庭系ごみについては、1人1日あたり家庭系ごみ発生量は平成25年度値を目標値としているため、現状趨勢ケース・目標ケースともに、人口減少に従い減少している。

事業系可燃ごみの発生量について、現状趨勢ケースでは平成25年度から横ばい、目標ケースでは5.00%減少として推計を行った。

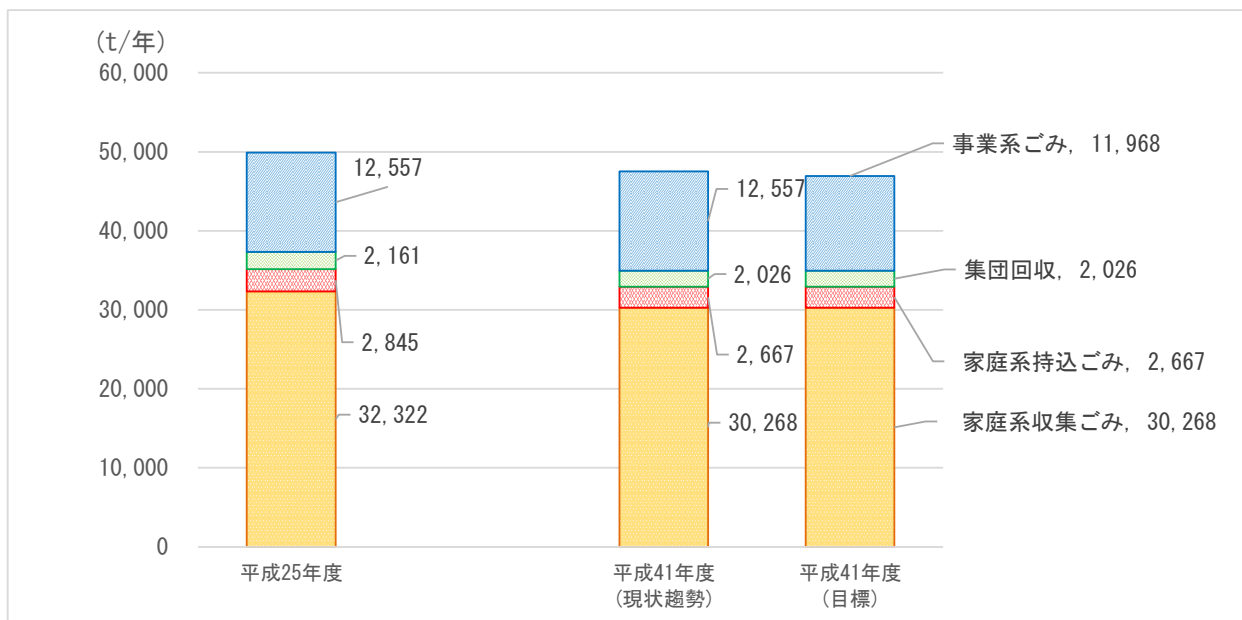


図 33 圏域合計でのごみ発生量推計(排出形態別)

表 43 圏域合計でのごみ発生量推計(排出形態別)

(単位：t)

	平成25年度	平成41年度(現状趨勢)	平成41年度(目標)
圏域合計	49,886	47,518	46,929
家庭系ごみ	37,329	34,961	34,961
収集ごみ	32,322	30,268	30,268
可燃ごみ	21,313	19,965	19,965
生ごみ	188	174	174
不燃ごみ	2,273	2,128	2,128
粗大ごみ	755	708	708
破碎ごみ	687	644	644
自転車	68	64	64
資源ごみ	7,792	7,294	7,294
持込ごみ	2,845	2,667	2,667
可燃ごみ	892	836	836
不燃ごみ	519	486	486
粗大ごみ	1,435	1,345	1,345
集団回収	2,161	2,026	2,026
事業系ごみ	12,557	12,557	11,968
可燃ごみ(事業系)	11,781	11,781	11,192
可燃ごみ(公用ごみ)	252	252	252
不燃ごみ(公用ごみ)	445	445	445
粗大ごみ(公用ごみ)	79	79	79

(3) ごみ中間処理量の推計(施設別搬入量・搬出量)

表 44 ごみ中間処理量推計(施設別搬入量)

(単位: t)

	平成25年度	平成41年度(現状趨勢)		平成41年度(目標)	
クリスタルブラザー-焼却施設	t/年 37,045				
可燃ごみ	t/年 34,406				
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの可燃残渣	t/年 1,966				
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの廃プラスチック	t/年 604				
クリスタルブラザー-リサイクル施設からの可燃残渣	t/年 76				
伊香クリーンブラザー-破砕選別施設からの可燃残渣	t/年 254				
伊香クリーンブラザー-破砕選別施設からの廃プラスチック	t/年 87				
クリスタルブラザー-リサイクル施設	t/年 2,444				
資源ごみ	t/年 2,444				
発泡スチロール	t/年 98				
紙パック	t/年 61				
無色びん	t/年 395				
茶色びん	t/年 308				
その他有色びん	t/年 104				
古布(古着)	t/年 382				
プラスチック製容器包装	t/年 1,053				
使用済み乾電池類	t/年 41				
使用済み蛍光管	t/年 3				
直接再生事業者へ	t/年 5,000				
資源ごみ	t/年 5,000	4,862	-2.77%	4,862	-2.77%
ペットボトル	t/年 286	305	6.62%	305	6.62%
アルミ缶	t/年 59	63	6.97%	63	6.97%
スチール缶	t/年 179	185	3.51%	185	3.51%
新聞	t/年 1,256	1,207	-3.92%	1,207	-3.92%
ダンボール	t/年 976	948	-2.90%	948	-2.90%
雑誌・チラシ	t/年 2,244	2,154	-4.02%	2,154	-4.02%
クリーンプラント-粗大ごみ施設	t/年 4,584				
不燃ごみ(破砕ごみ)	t/年 2,559				
粗大ごみ	t/年 1,953				
自転車(一時保管)	t/年 68				
ライター	t/年 4				
クリーンプラント-最終処分場	t/年 1,570				
直接埋立ごみ	t/年 316				
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの不燃物	t/年 1,153				
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの廃プラスチック	t/年 0				
し尿処理汚泥残渣	t/年 100				
伊香クリーンブラザー-焼却施設	t/年 48				
可燃ごみ	t/年 48				
伊香クリーンブラザー-破砕選別施設からの可燃残渣	t/年 0				
伊香クリーンブラザー-破砕選別施設からの廃プラスチック	t/年 0				
伊香クリーンブラザー-破砕選別施設	t/年 1,022				
不燃ごみ(破砕ごみ)	t/年 361				
粗大ごみ	t/年 316				
資源ごみ	t/年 344				
ペットボトル	t/年 40				
発泡スチロール	t/年 9				
紙パック	t/年 3				
アルミ缶	t/年 8				
スチール缶	t/年 19				
無色びん	t/年 36				
茶色びん	t/年 32				
その他有色びん	t/年 11				
新聞	t/年 33				
ダンボール	t/年 37				
雑誌・チラシ	t/年 57				
古布(古着)	t/年 12				
プラスチック製容器包装	t/年 41				
使用済み乾電池類	t/年 5				
使用済み蛍光管	t/年 0.3				
余呉最終処分場	t/年 196				
直接埋立ごみ	t/年 0				
伊香クリーンブラザー-破砕選別施設からの不燃物	t/年 196				
伊香クリーンブラザー-焼却施設からの焼却残渣	t/年 0				
米原市コンポストセンター	t/年 188	174	-7.88%	174	-7.88%
集団回収	t/年 2,161	2,026	-6.25%	2,026	-6.25%
新ごみ焼却施設	t/年	35,552	-4.15%	34,963	-5.74%
可燃ごみ	t/年	32,834	-4.70%	32,245	-6.41%
新リサイクル施設からの可燃残渣	t/年	2,089	-9.02%	2,089	-9.02%
新リサイクル施設からの廃プラスチック	t/年	629	-9.02%	629	-9.02%
新リサイクル施設	t/年	7,324	-43.88%	7,324	-43.88%
不燃ごみ	t/年	2,760	-5.50%	2,760	-5.50%
粗大ごみ	t/年	2,068	-11.52%	2,068	-11.52%
自転車(一時保管)	t/年	64	-6.27%	64	-6.27%
資源ごみ	t/年	2,432	-68.78%	2,432	-68.78%
新最終処分場	t/年	1,526	-13.56%	893	-49.43%
直接埋立ごみ	t/年	299	-5.50%	299	-5.50%
新リサイクル施設からの不燃残渣	t/年	1,227	-9.02%	594	-55.97%

表 45 ごみ中間処理量推計(施設別搬出量)

(単位: t)

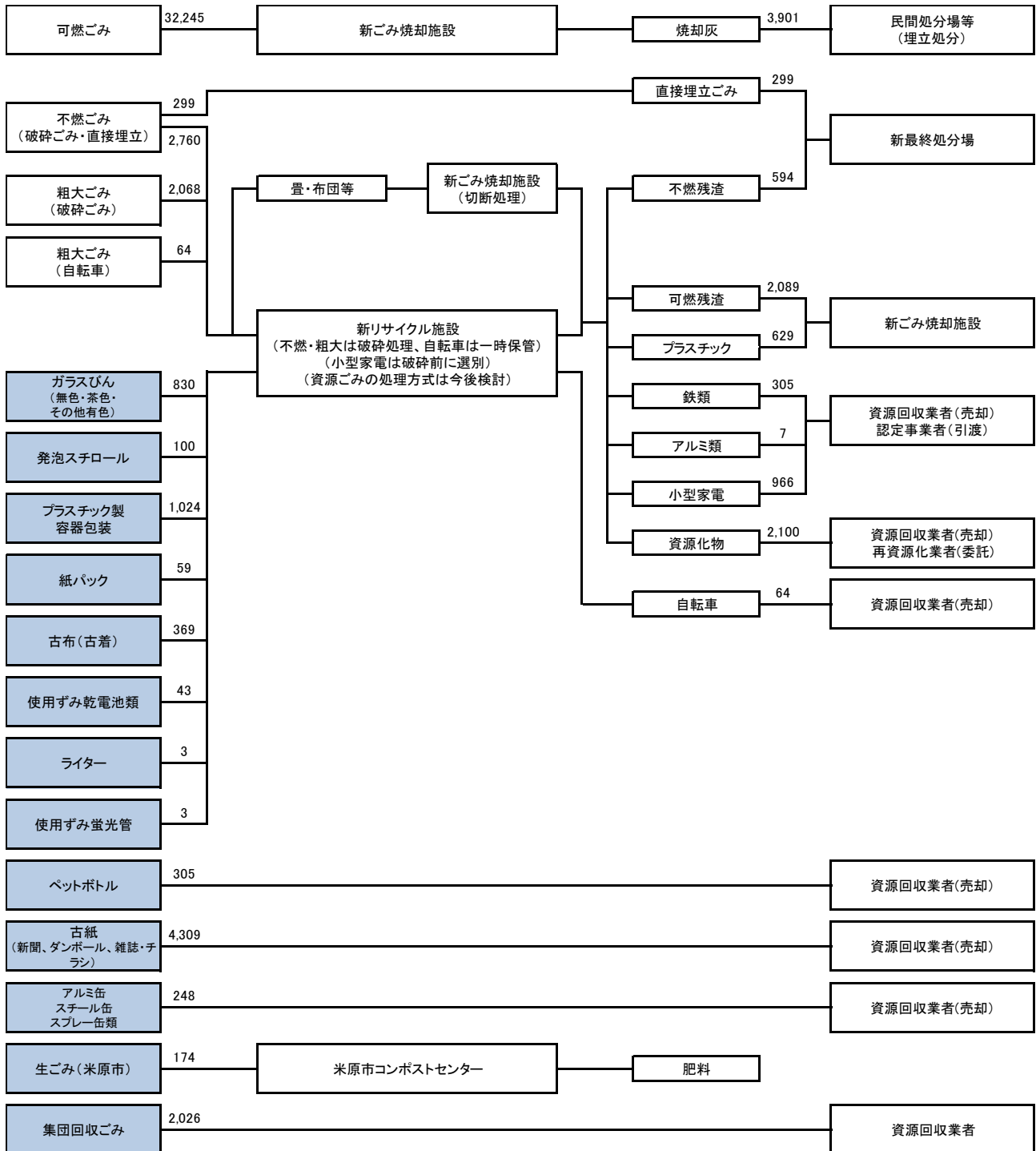
	平成25年度	平成41年度(現状趨勢)	平成41年度(目標)		
クリスタルブラザー-焼却施設	t/年 4,133				
焼却残渣(フェニックス処分場へ ※H33以降は要検討)	t/年 4,133				
クリスタルブラザー-リサイクル施設	t/年 2,312				
資源ごみ(再生事業者へ)	t/年 2,236				
発泡スチロール	t/年 22				
紙パック	t/年 53				
無色びん	t/年 319				
茶色びん	t/年 319				
その他有色びん	t/年 115				
古布(古着)	t/年 420				
プラスチック製容器包装	t/年 944				
使用済み乾電池類	t/年 41				
使用済み蛍光管	t/年 3				
可燃残渣(クリスタルブラザー-焼却施設へ)	t/年 76				
クリーンプラント-粗大ごみ施設	t/年 4,482				
鉄分(再生事業者へ)	t/年 675				
アルミ(再生事業者へ)	t/年 16				
自転車(再生事業者へ)	t/年 68				
不燃物(クリーンプラント-最終処分場へ)	t/年 1,153				
可燃残渣(クリスタルブラザー-焼却施設へ)	t/年 1,966				
プラスチック類(クリスタルブラザー-焼却施設へ)	t/年 604				
プラスチック類(クリーンプラント-最終処分場へ)	t/年 0				
伊香クリーンブラザー-焼却施設	t/年 0				
焼却残渣(余呉町最終処分場へ)	t/年 0				
伊香クリーンブラザー-破砕選別施設	t/年 767				
鉄分(再生事業者へ)	t/年 56				
アルミ(再生事業者へ)	t/年 1				
不燃物(余呉町最終処分場へ)	t/年 196				
資源ごみ(再生事業者へ)	t/年 173				
ペットボトル	t/年 24				
発泡スチロール	t/年 3				
紙パック	t/年 0				
アルミ缶	t/年 6				
スチール缶	t/年 8				
無色びん	t/年 22				
茶色びん	t/年 19				
その他有色びん	t/年 12				
新聞	t/年 14				
ダンボール	t/年 17				
雑誌・チラシ	t/年 27				
古布(古着)	t/年 0				
プラスチック製容器包装	t/年 15				
使用済み乾電池類(再生事業者へ)	t/年 5				
使用済み蛍光管(再生事業者へ)	t/年 0.5				
伊香クリーンブラザー-焼却施設への可燃残渣	t/年 0				
伊香クリーンブラザー-焼却施設への廃プラスチック	t/年 0				
クリスタルブラザー-焼却施設への可燃残渣	t/年 254				
クリスタルブラザー-焼却施設への廃プラスチック	t/年 87				
新ごみ焼却施設	t/年	3,966	-4.03%	3,901	-5.62%
焼却残渣(フェニックス処分場へ ※H33以降は要検討)	t/年	3,966	-4.03%	3,901	-5.62%
新リサイクル施設	t/年	6,753	-10.68%	6,753	-10.68%
鉄分(再生事業者へ)	t/年	630	-13.88%	305	-58.32%
アルミ(再生事業者へ)	t/年	14	-13.88%	7	-58.32%
自転車(再生事業者へ)	t/年	64	-6.27%	64	-6.27%
小型家電(再生事業者へ)	t/年	0	-	966	-
資源化物(再生事業者へ)	t/年	2,100	-12.79%	2,100	-12.79%
新ごみ焼却施設への可燃残渣	t/年	2,089	-9.02%	2,089	-9.02%
新ごみ焼却施設への廃プラスチック	t/年	629	-9.02%	629	-9.02%
新最終処分場への不燃残渣	t/年	1,227	-9.02%	594	-55.97%

平成41年度では、第3章第3節第2項「中間処理計画」及び第3章第3節第3項「最終処分計画」に示すように、中間処理については新ごみ焼却施設、新リサイクル施設、及び米原市コンポストセンターに集約し、最終処分については新最終処分場、及び民間処分場等へ集約した。

目標ケースでは、不燃ごみ・粗大ごみの合計値の20%を小型家電等として回収することを目標としているため、978t/年が小型家電として新リサイクル施設から搬出される推計となる。小型家電等の回収により減少する不燃残渣・鉄・アルミ搬出量の比は、現状趨勢ケースでの不燃残渣・鉄・アルミ搬出量の比と仮定し、それぞれ目標ケースでの搬出量を算出した。

平成 41 年度の処理フロー(目標時)を※図内の数値は各ごみの発生量、施設搬出量を示す。(単位：t)

図 34 に示す。



※図内の数値は各ごみの発生量、施設搬出量を示す。(単位：t)

図 34 平成 41 年度中間処理フロー(目標時)

(4) ごみ処理に関する指標(ごみ発生原単位・リサイクル率・最終処分量)

1人1日あたり総ごみ発生量は、現状趨勢ケースで854.79g/人・日、目標ケースで844.20g/人・日となっており、平成25年度からは増加するものの、現行計画の目標値であった881g/人・日は大きく下回る。

一方、リサイクル率については、現状趨勢ケースでは20.77%に減少する。これは人口減少とともに資源ごみ量も減少するためである。目標ケースでは、不燃ごみ・粗大ごみからの小型家電等の回収により22.38%となっており、平成25年度から1.18ポイント上昇する。

最終処分量については、目標ケースでは、不燃ごみ・粗大ごみからの小型家電等の回収により18.73%減少となっている。

表 46 ごみ処理に関する指標(ごみ発生原単位・リサイクル率・最終処分量)

		平成25年度	平成41年度(現状趨勢)	平成41年度(目標)
1人1日あたり家庭系ごみ発生量	g/人・日	628.72	628.72	628.72
長浜市	g/人・日	640.10	640.10	640.10
米原市	g/人・日	594.22	594.22	594.22
1日あたり事業系ごみ発生量	t/日	34.40	34.40	32.79
長浜市	t/日	28.77	28.77	27.42
米原市	t/日	5.63	5.63	5.37
ごみ総発生量(家庭系・事業系の合計)	t/年	49,886	47,518	46,929
長浜市	t/年	39,078	37,400	36,906
米原市	t/年	10,808	10,118	10,023
1人1日あたりごみ総発生量	g/人・日	840.22	854.79	844.20
長浜市	g/人・日	875.35	890.03	878.27
米原市	g/人・日	733.75	745.68	738.66
収集運搬量	t/年	32,322	30,268	30,268
中間処理量	t/年	45,331	42,985	41,431
焼却処理	t/年	37,093	35,552	34,963
破碎選別処理	t/年	5,194	4,828	3,862
資源化处理	t/年	3,045	2,605	2,605
総資源化量	t/年	10,574	9,870	10,503
直接資源化	t/年	5,000	4,862	4,862
中間処理後再生利用	t/年	3,413	2,982	3,615
集団回収	t/年	2,161	2,026	2,026
リサイクル率	%	21.20%	20.77%	22.38%
最終処分量	t/年	5,898	5,492	4,793
焼却残渣	t/年	4,133	3,966	3,901
その他(直接埋立ごみ・不燃残渣・し尿処理汚泥残渣)	t/年	1,765	1,526	893

- ※ 1人1日あたり家庭系ごみ発生量=(可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)÷(人口)÷(365日)
- ※ 1日あたり事業系ごみ発生量=(事業系可燃ごみ、公用可燃ごみ、公用不燃ごみ、公用粗大ごみ)÷(365日)
- ※ ごみ総発生量 = 処理対象ごみ量(家庭系ごみ及び事業系ごみ) + 集団回収量
- ※ 1人1日あたりごみ総発生量 = ごみ総発生量 ÷ 人口
- ※ 収集運搬量 = 収集ごみ(可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)
- ※ 中間処理量 = 処理対象ごみ量(家庭系ごみ及び事業系ごみ) + (破碎後の可燃残渣・廃プラスチック)
- ※ 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量
- ※ リサイクル率 = 総資源化量 ÷ ごみ総発生量 × 100%
- ※ 最終処分量 = 直接埋立ごみ + 破碎後の不燃残渣 + し尿処理汚泥残渣 + 焼却残渣

なお、「集団回収量」とは、「市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量」を指すものとする。よって、センターが量を把握できていないもの(補助金を交付していない集団回収や、事業者の店頭回収、事業所での自家処理等)は含まれていない。

- ※ 目標ケースの破碎選別量は、現状趨勢ケースでの値から小型家電回収量が除かれている。一方、資源化处理量には、現状趨勢ケースでの値に小型家電回収量が加算されている。

第2節 ごみ排出抑制・再資源化促進のための方策

第1項 ごみ処理の基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や住民のライフスタイルを見直し、何よりもまず資源を効率的に利用してごみを出さないこと、出ってしまったごみは資源として利用すること、どうしても利用できないごみは適正に処分するという「循環型社会」の構築が求められている。

循環型社会を実現するためには、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考え方を改め、最初に廃棄物の発生を抑制（Reduce：リデュース）し、第二に廃棄物を再使用（Reuse：リユース）し、第三に廃棄物を再生利用（Recycle：リサイクル）し、第四に熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することが必要である。この「3R」を、いかにして進めていくかが緊急の課題となっており、3Rを進めることが循環型社会づくりの基礎となるものである。

圏域においても、「循環型社会」を構築するために、この「3R」の取り組みを推進するものとし、3Rの推進にあたっては、市民・事業者・行政（センター及び構成市）が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとする。

第2項 ごみ処理の基本方針

前節で定めた目標を達成するために、次の5つの基本方針に沿った施策を展開する。

① 発生抑制の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し、市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的な協力を強く働きかけていく。

② 資源分別排出の推進

発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、多様な回収手法による資源分別排出を推進していく。

③ 循環型処理の推進

ごみとして排出されたものについては、中間処理施設でリサイクルを前提とした「循環型処理」を行うとともに、ごみの減量化・減容化処理を推進していく。

④ 適正処理の確保

ごみの適正処理を確保するために、施設の点検、整備を推進していく。

⑤ 市民・事業者・行政の連携・取組

市民・事業者・行政がごみに関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして連携・協力してごみ減量化に取り組んでいく。

第3項 目標達成のための施策

(1) 家庭系ごみの排出抑制・再資源化の促進

家庭系ごみについては、1人1日あたりの家庭系ごみ発生量を平成25年度値で維持するために、これまでに実施してきた3Rの取組を継続して実施し、現状以上に発生量が増加しないよう努めることが重要である。家庭系ごみの排出抑制および再資源化の促進のために、当センターは以下に示す施策を実施する。

① 環境教育、普及啓発の充実

- ・ 「こほくる〜る」を適時改訂し正確な分別方法の周知を図る。
- ・ 当センター広報やホームページを通じて、市民に広く情報を発信する。
- ・ 積極的に施設見学を受け入れ、環境学習の拠点としてごみ処理に対する理解を促進する。

② 資源物の抜き取り防止対策

- ・ ごみの集積所における粗大ごみや資源ごみからの抜き取りが急増していることから、抜き取り防止対策を検討する。

③ 住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供

- ・ 圏域では今後も高齢化の進展が予想され、排出困難者(高齢者など)に対する粗大ごみ戸別収集を実施する。
- ・ 空き家となった家屋内の整理や遺品整理に伴って発生する一般廃棄物に限った一般廃棄物処理業の許可について検討する。

(2) 事業系ごみの排出抑制・再資源化の促進

事業所を対象としたアンケートの結果では、多くの事業所が可燃ごみはクリスタルプラザに搬入していることがわかった。一方、多くの事業所でリサイクルや減量の取組を進めており、また今後もさらに進める意識があるなど、リサイクルや減量に対する意識が高いこともわかった。しかし、減量やリサイクルの方法が周知されていないために、なかなか進みにくい現状も明らかとなった。事業系ごみの排出抑制および再資源化の促進のために、当センターは以下に示す施策を実施する。

① 減量やリサイクルに関する積極的な情報提供

- ・ 事業系ごみの処理方法等を具体的にまとめた分別・減量マニュアル「事業所用こほくる〜る」を定期的に更新し、内容の充実を図り、事業者にわかりやすいものとする。
- ・ ホームページや「湖北広域だより」により、リサイクルの方法等の情報提供を随時行う。

② ごみ搬入時のチェック強化

- ・ 許可収集業者等により搬入される可燃ごみについては、搬入時のチェックを強化し、不適物や古紙等資源物の搬入を規制する。

③ 事業系ごみ処理手数料の改定検討

- 現在、事業系ごみの処理手数料を 130 円/10kg としているが、今後の排出状況や近隣市町の動向も踏まえて、処理手数料の改定について検討する。

(3) 不燃ごみ・粗大ごみからの資源物回収に関する施策

① 不燃ごみ・粗大ごみからの小型家電等ピックアップ回収・ボックス回収

- 不燃ごみ・粗大ごみの中には小型家電リサイクル法(平成 25 年度施行)の対象品や資源対象物も含まれている。破碎処理の前にこれらを選別し、回収する。

表 47 小型家電リサイクル法対象品一覧

(出典：「小型家電リサイクル法の施行について」(環境省))

1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	16	フィルムカメラ
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
6	パーソナルコンピュータ	20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
8	プリンターその他の印刷装置	22	電気マッサージ器
9	ディスプレイその他の表示装置	23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
10	電子書籍端末	24	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具
11	電動ミシン	25	蛍光灯器具その他の電気照明器具
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	26	電子時計及び電気時計
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	27	電子楽器及び電気楽器
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具



図 35 ピックアップ回収

(写真出典：「小型家電リサイクル法の施行について」(環境省))

第4項 施策推進のための各主体の役割

目標達成のため、当センターが実施する施策に対し、各構成市・市民・事業者の協力が必須である。また、各家庭・各事業所においても独自の3Rの取組を実施することが重要である。

(1) 各構成市の役割

① 環境教育、普及啓発の充実

- 広報誌・CATV・有線・インターネット等を活用した啓発を実施する。
- ごみの分別等についての出前講座を実施する。
- 住民相互が不用品の交換を行えるよう、不用品交換情報を提供し、リユースを促進する。(長浜市)

② 容器包装廃棄物の排出抑制

- マイバッグ運動を推進するとともに、小売店等に対して過剰包装の自粛を働きかけ、レジ袋等の削減に努める。
- リターナブルびんや詰め替え用容器式商品の利用(購入)を促進するとともに、使い捨て容器等の抑制を市民・事業者に働きかけていく。

③ 排出抑制のための支援

- 環境推進員等による地域での取組を支援する。
- ごみ減量化に向けた市民活動を支援する。

④ 事業系ごみの排出抑制

- 事業者の過剰包装の自粛や環境配慮商品の提供などの取組を促す。
- 事業者の廃棄物発生量の抑制に向けた自主的な取組を促す。
- 事業所へのごみ減量・リサイクル情報の提供を行う。

⑤ 積極的な再使用、再生品使用の実施

- 各構成市の公共施設において事務用品や日用品等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用に努める。
- 米原市の生ごみ等は市のコンポストセンターで堆肥化处理した後に堆肥等を有効利用し、市庁舎で拠点回収した廃食油をバイオディーゼル燃料に精製し、公用車に使用する。(米原市)

(2) 市民の役割

① 生ごみの減量化

- 計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして残さず食事する。
- 生ごみは極力水切りをするとともに、生ごみ処理機器等を活用して家庭内での堆肥化に努める。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

- 買い物時には過剰包装をことわり、マイバッグ運動に協力し、買い物袋を持参するなどレジ袋等のごみとなる物の受け取りを自粛していく。
- 皿売り・計り売りの生鮮食品を購入し、食品トレイを削減する。
- リターナブルびん入り商品や詰め替え用容器式商品を積極的に利用(購入)する。

③ 資源等の分別排出

- 古紙等の集団回収活動に積極的に参加する。
- リターナブルびんは、販売店等に戻すようにする。
- 食品トレイ、紙パック等の店頭回収を積極的に利用する。
- センターが実施する資源ごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行っていく。
- 家電4品目やパソコンについては、適正なルートでの処理、再資源化を行う。

④ 積極的な再使用、再生品使用の実施

- フリーマーケットやガレージセールなど、行政や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を再使用する。
- トイレットペーパー等の日用品は、再生品を使用するよう努める。

(3) 事業者の役割

① ごみ排出事業者での取組

- 事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めるものとする。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備する。
- 多量のごみを排出する事業所は、一般廃棄物減量化計画を作成し実行していく。また、従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図っていく。
- 事業所内で発生する古紙等の資源物は、分別を徹底し資源回収業者へ出す。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- 「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進する。
- ごみを排出する場合は、センターの施設へ直接搬入するか又は許可業者に委託する。

- センターホームページ・広報・事業所用こぼくろーる等を情報提供元としてごみ減量化やリサイクルの推進を図る。

② 製造事業者での取組

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。
- 有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図る。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努める。
- 宣伝広告を通じて消費者にごみ減量化・再生利用の意識高揚を行う。

③ 流通・販売事業者での取組

- 過剰包装を行わず適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていく。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努める。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努める。
- 家電製品等については極力引き取るよう努める。
- 消費者にマイバッグの持参を呼びかける。
- 消費者へ再生品の利用、促進を促す。

第3節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

第1項 収集・運搬計画

(1) 計画の方針

ごみ排出方法(ルール)の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していくものとする。

(2) ごみの分別区分及び収集・運搬体制

ごみの分別区分及び収集運搬体制は、当面現状どおりとし、今後も継続するものとする。家庭系ごみの分別区分は、表48に示すように「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」の4区分とし、「資源ごみ」は11種15品目とする。事業系ごみについては、主に可燃ごみを対象に許可業者による収集もしくは自己搬入とする。

ただし、収集頻度は、今後のごみ排出状況や資源ごみの収集状況に応じて見直していくものとする。また、社会情勢の変化に合わせて、住民ニーズや高齢化社会に対応したサービスの提供等も検討する。

表48 ごみの分別区分及び収集・運搬体制の計画

分別区分		排出容器	排出先	収集頻度	収集体制	備考	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず・木くず、ぬいぐるみ、紙おむつ、汚れの落ちないプラスチック類、テープ等	指定袋(有料)	ステーション	週2回	委託直営	指定袋は平成20年10月1日から、超過量有料制を単純従量制による有料化に変更	
不燃ごみ	陶磁器、金属類、スプレー缶、小型家電製品、硬いプラスチック製品、はきもの・かばん、電球等	指定袋(有料)	ステーション	月1回	委託直営		
粗大ごみ	家具、雨戸、網戸、自転車、ガスコンロ、布団、カーペット、小型家電製品等 (大きさ:学習机、重さ:60kg)	エフ付(無料)	ステーション	年2回	直営	年間6品目まで	
		有料	戸別収集	随時		平成27年度～	
資源ごみ	空き缶	アルミ缶・スチール缶 スプレー缶類	ステーション	月2回	委託直営	アルミ缶・スチール缶: 平成11年度～ スプレー缶類: 平成23年度～	
	ガラスびん	無色びん				黄色コンテナ	平成2年度～ (旧長浜市は昭和53年度～)
		茶色びん				茶色コンテナ	
		その他有色びん				青色コンテナ	
		ペットボトル				回収容器、網袋	平成11年度～
		発泡スチロール				回収容器、網袋	平成11年度～
		プラスチック製容器包装				透明袋	平成16年度～
		紙パック				回収容器	平成11年度～
	古紙	新聞紙				紐結束	平成14年度～
		ダンボール				紐結束	
		雑誌・チラシ				紐結束	
		古布(古着)				透明袋	平成15年度～
		使用済み乾電池類				コンテナ	平成2年度～
	ライター類	回収容器	平成23年度～				
	使用済み蛍光管	回収容器	ステーション 拠点回収	年2回 随時	直営	平成17年度～	
法定リサイクル	パソコン、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機 (※平成21年4月1日からは「液晶テレビ・プラズマテレビ」と「衣類乾燥機」を追加)						
収集・持込できないごみ	産業廃棄物、農機具類、農林業用資材、農薬、バイク、舟艇、ピアノ、電気温水器、ボイラー、浴槽・便槽、耐火金庫、ポンプ類、ガスボンベ、消火器、バッテリー、タイヤ、ホイール、ワイヤー類、毒物・劇薬、油脂類、シンナー、塗料、危険物、石膏ボード、粗大ごみ処理施設での破砕処理が困難なもの						

※小型家電製品を、センター施設内でのピックアップ回収・ボックス回収により平成27年度から回収

収集車両体制及び収集人員体制についても、当面現状どおりとし、今後も継続するものとする。ただし、今後の排出状況に応じて見直していくものとする。

また、収集・運搬車両については、環境保全に配慮した低公害車の転換を検討するとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとする。

表 49 収集車両体制及び収集人員体制の計画

		ごみ種及び車種		台数
収集車両	委託	可燃・不燃・プラスチック製容器包装	パッカー車・ロータリー車	15台 (内4台予備)
		資源	パッカー車・箱車	16台 (内4台予備)
	直営	3t パワーゲート車		1台 (伊香クリーンプラザ)
		4t パッカー車		3台 (クリーンプラント) 2台 (伊香クリーンプラザ)
		3t パッカー車		4台 (伊香クリーンプラザ)
		3tトラック		1台 (伊香クリーンプラザ)
		2tトラック		2台 (伊香クリーンプラザ)
		0.85tトラック		1台 (クリーンプラント)
収集人員	委託	52人		
	直営	16人		

(3) 収集・運搬量の見込み

家庭系ごみの収集・運搬量の見込みは、表 50 に示すとおりである。

表 50 収集・運搬量の見込み

		平成 25 年度 (現状)	平成 31 年度 (中間目標①)	平成 36 年度 (中間目標②)	平成 41 年度 (目標年度)
可燃ごみ	t/年	21,313	20,808	20,386	19,965
生ごみ	t/年	188	183	178	174
不燃ごみ	t/年	2,273	2,219	2,173	2,128
粗大ごみ	t/年	755	737	723	708
資源ごみ	t/年	7,792	7,605	7,450	7,294
合計	t/年	32,322	31,552	30,910	30,268

注) 中間目標年度 (平成 31 年度及び平成 36 年度) の値は、比例按分により算出した。

第2項 中間処理計画

(1) 計画の方針

排出されたごみについては、当センターの中間処理施設で極力資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとする。

また、中間処理施設については、適正な維持管理及び点検・補修を行うことにより安定した運転を継続する。

(2) 運営・管理体制

中間処理は、現在、直営(一部委託)により実施しており、今後も継続するものとする。

(3) 中間処理対象ごみ及び処理方法

中間処理の方法は、表51に示すように、平成40年度までは基本的には現行の処理体制を維持していくものとするが、今後の排出状況や関係法令の改正等に応じて見直していくものとする。また、平成41年度以降は表52に示すように新施設での処理を行うこととする。

表51 中間処理対象ごみ及び処理方法（平成40年度まで）

ごみの種類		処理施設	処理方法	二次処理
可燃ごみ		クリスタルプラザ ごみ焼却施設	焼却	焼却残渣：埋立処分
生ごみ等（米原市）		米原市 コンポストセンター	堆肥化等	堆肥等：（地域再利用）
資源ごみ	ガラスびん	クリスタルプラザ リサイクル施設	一時保管	（資源再生業者）
	古布（古着）			
	紙パック			
	プラスチック製 容器包装	伊香クリーンプラザ 破碎選別施設	一時保管・圧縮梱包	選別残渣：焼却処理 資源化物：（資源再生業者）
	発泡スチロール	一時保管・溶解固化		
	ペットボトル	—	直接 資源回収業者	（資源再生業者）
	空き缶			
	古紙			
	使用済み乾電池類	クリーンプラント 粗大ごみ処理施設	一時保管 資源回収業者 引取	（資源再生業者）
	使用済み蛍光管			
ライター	クリーンプラント 粗大ごみ処理施設	破碎選別 ※小型家電は破碎前に選別	可燃物：焼却処理 不燃物：埋立処分 プラ類：焼却処理・埋立処分 鉄類：資源回収業者 売却 アルミ：資源回収業者 売却 小型家電：認定事業者 引渡	
不燃ごみ （破碎ごみ）	伊香クリーンプラザ 破碎選別施設			
粗大ごみ （破碎ごみ）	伊香クリーンプラザ 破碎選別施設	※小型家電は破碎前に選別	資源回収業者 売却 アルミ：資源回収業者 売却 小型家電：認定事業者 引渡	
粗大ごみ （自転車）	クリーンプラント 粗大ごみ処理施設	一時保管		自転車：資源回収業者 売却

注) 不燃ごみ中の埋立ごみは直接埋立処分

焼却残渣埋立処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖処分場で実施

表 52 中間処理対象ごみ及び処理方法（平成 41 年度以降）

ごみの種類		処理施設	処理方法	二次処理
可燃ごみ		新ごみ焼却施設	焼却またはガス化溶融 (今後、施設の整備計画 で検討を行う。)	焼却残渣：埋立処分または有 効利用(スラグ化 を行う)
生ごみ等（米原市）		米原市 コンポストセンター	堆肥化等	堆肥等：(地域再利用)
資源ごみ	ガラスびん	新リサイクル施設	(今後、施設の整備計画 で検討を行う。)	(資源再生業者)
	古布（古着）			
	紙パック			
	プラスチック製 容器包装			
	発泡スチロール			
	ペットボトル	—	直接 資源回収業者	(資源再生業者)
	空き缶	新リサイクル施設	一時保管 資源回収業者 引取	(資源再生業者)
	古紙			
	使用済み乾電池類			
	使用済み蛍光管			
ライター	新リサイクル施設	破碎選別 (詳細は、施設の整備計 画で検討を行う。)	可燃物：焼却処理 不燃物：埋立処分 プラ類：焼却処理・埋立処分 鉄 類：資源回収業者 売却 アルミ：資源回収業者 売却 小型家電：認定事業者 引渡	
不燃ごみ (破碎ごみ)				
粗大ごみ (破碎ごみ)				
粗大ごみ (自転車)		一時保管	自転車：資源回収業者 売却	

注) 不燃ごみ中の埋立ごみは直接埋立処分

焼却残渣の埋立処分先は、今後検討を行う。

新ごみ焼却施設及び新リサイクル施設の処理方法は、今後、施設の整備計画で検討を行う。

(4) 中間処理量の見込み

センターの中間処理施設における中間処理量の見込みは、表 53 に示すとおりである。

表 53 中間処理量の見込み

		平成 25 年度 (現状)	平成 31 年度 (中間目標①)	平成 36 年度 (中間目標②)	平成 41 年度 (目標年度)
焼却処理	t/年	37,093	36,294	35,629	34,963
破碎選別処理	t/年	5,194	4,694	4,278	3,862
資源化処理	t/年	3,045	2,880	2,743	2,605
合計	t/年	45,331	43,869	42,650	41,431

第3項 最終処分計画

(1) 計画の方針

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る。

(2) 埋立対象物及び最終処分方法

既存最終処分場のうち、クリーンプラント最終処分場については、平成27年3月で埋立を完了した。平成27年4月より、新一般廃棄物最終処分場(計画埋立期間：平成57年3月まで)にて最終処分を行うとともに、余呉一般廃棄物最終処分場でも引き続き埋立を実施する。

なお、焼却残渣の埋立は平成19年度からフェニックス処分場に委託(平成33年度までの15年間)しているが、平成34年度以降は民間処分場への委託等も含めて検討する必要がある。

表54 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物		新最終処分場 (平成27年度～)	余呉最終処分場	大阪湾広域臨海 環境整備センター
不燃ごみ (埋立ごみ)	ガレキ 河川清掃ごみ 火災ごみ	○	—	—
破碎選別残渣	不燃残渣	○	○	—
	プラスチック類	○	○	—
焼却残渣	主灰、固化飛灰、 燃え殻の金属屑等	—	—	○ (H19～H33)

(3) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みは、表53に示すとおりである。中間目標年度の平成31年度及び平成36年度の値については、比例按分により算出した。

表55 最終処分量の見込み

		平成25年度 (現状)	平成31年度 (中間目標①)	平成36年度 (中間目標②)	平成41年度 (目標年度)
焼却残渣	t/年	4,133	4,046	3,973	3,901
その他(直接埋立ごみ・不燃残渣)	t/年	1,765	1,438	1,165	893
合計	t/年	5,898	5,484	5,139	4,793

第4章 ごみ処理の施設の整備に関する事項

政府は平成25年5月に、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする、新一般廃棄物処理施設整備計画を閣議決定している。この整備計画については、従来の「3R」の推進に加えて、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に備えて広域圏での処理体制を構築し、各施設が備える能力を発揮できるよう整備しておくことが必要であるとし、老朽化が進む廃棄物処理施設の適切なタイミングでの更新・改良を行い、システムの強靱化を確保することとしている。さらに、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進め、回収エネルギーの熱供給による地域還元の取り組みを促進するなど、地域全体で温室効果ガスの排出抑制やエネルギー消費の低減を図ることが重要であるとしている。

当センターでは、今後センターとして国の方針を具体化していく必要があることから、平成41年4月までに稼働することが決められている次期可燃ごみ焼却施設の移転計画を検討し、センター管内の他施設と併せた全体整備の基本的な考え方について、平成26年2月に「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（以下、「施設整備基本方針」という。）を定めた。

本章では、施設整備基本方針を踏まえた上で、ごみ処理施設の整備に関する事項を定める。

第1節 施設整備の基本理念

基本理念は、施設整備基本方針において以下の通り定めた。

【施設整備の基本理念】

廃棄物処理法では、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする事により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を制定の目的としており、市民生活に欠かせない一般廃棄物処理施設の整備を行ううえで環境保全への配慮をはじめとする施設整備の基本概念を遵守する事が重要である。

近年、処理技術の発達により、処理施設が周辺に及ぼす環境負荷の低減は進んでいることから、今後は、省エネルギー化・創エネルギー化を進め地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費の低減および温室効果ガスの排出抑制を図っていくことが求められている。

このことから、次期施設の整備にあたっては、焼却施設の回収熱エネルギーの効率的な有効利用と設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会や循環型社会形成の推進に貢献するものとする。

第2節 現有施設の概況

センターの現有施設については、第1章 第2節 第3項「中間処理施設・最終処分場の現状」に記載した通りであるが、ここでは各施設の稼働状況等について整理する。

- ① **クリスタルプラザ-焼却施設、及びクリスタルプラザ-リサイクル施設**
 - 平成11年4月稼働開始
 - 関係地元自治会との協定書により稼働開始後30年で移転することが定められている。
 - 施設維持管理の中長期計画を策定し、平成40年度までの施設稼働を計画している。
 - 施設定期整備の中で設備更新を行い、安定処理を維持している。
- ② **クリーンプラント-粗大ごみ処理施設**
 - 平成2年4月稼働開始
 - 施設維持管理の中長期計画を策定し、平成40年度までの施設稼働を計画している。
 - 施設定期整備の中で設備更新を行い、安定処理を維持している。
- ③ **伊香クリーンプラザ-焼却施設**
 - 平成9年4月稼働開始
 - 平成25年4月から稼働を休止している。
- ④ **伊香クリーンプラザ-破碎選別・資源化施設**
 - 平成9年4月稼働開始
 - 施設維持管理の中長期計画を策定している。
 - 施設定期整備の中で設備更新を行い、安定処理を維持している。
- ⑤ **クリーンプラント-最終処分場**
 - 平成2年4月稼働開始
 - 平成27年3月に埋立を完了した。
- ⑥ **新一般廃棄物最終処分場**
 - 平成27年4月埋立開始（計画埋立期間は、平成57年3月までの30年間）
- ⑦ **余呉一般廃棄物最終処分場**
 - 昭和61年4月埋立開始。無人施設。管理は委託により月数回の点検を実施。
 - 平成25年度実績で、埋立容量（35,800m³）に対する残余容量は15,698m³であり、残余率は43.8%となっている。埋立年数には余裕がある。
 - 特別豪雪地帯に位置しており、毎年12月頃～翌年5月頃まで積雪により、搬入ができないが、浸出水処理施設の維持管理は通年で実施している。

第3節 今後整備する施設の種類及び規模

第2節で整理した現有施設の概況を踏まえ、今後整備する施設の種類及び施設規模を定める。

なお、次期施設の整備にあたっては、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）に則り検討を行う必要がある。同計画によれば、当センター管内は「湖北ブロック」として1つのブロックに位置付けられており、可燃ごみ処理施設については「平成26年度 施設の広域化」、粗大・不燃ごみ処理施設については「可燃ごみ処理施設の整備に併せて広域化を検討」と明記されている。

第1項 ごみ焼却施設

可燃ごみの処理については、既にクリスタルプラザ-焼却施設に集約し処理を行っており、平成40年度まではクリスタルプラザ-焼却施設を使用する。平成41年度以降も、センター管内で1施設に集約し処理を続けるものとし、平成41年度稼働開始を目指し、新ごみ焼却施設を整備することとする。

新ごみ焼却施設の建設候補地については、平成31年度までに確定することとする。

施設規模は、第3章 第3節 第2項「中間処理計画」に示す中間処理量の見込み(平成41年度)をもとに、以下の算式を用いて算定する。施設規模の設定では、稼働開始予定年度から7年間(平成41～47年度)のうちごみ量が最大となる年度を計画目標年度として定めるのが一般的であり、今後ごみ量は減少する見込みであるため、平成41年度を計画目標年度として定める。

■施設規模算定式（平成15年12月15日付環境廃棄対策発第031215002号）

$$\frac{(\text{計画日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{直接搬入量})}{\text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}}$$

$$= \frac{\text{処理対象量(1日あたり)}}{\text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}}$$

※計画日平均排出量 = 1人1日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量）

計画収集人口 = 人口推計

実稼働率 = (365日 - 年間停止日数) ÷ 365日 ※年間停止日数は85日とする

調整稼働率 = 0.96 ※故障・一時休止・能力低下による係数

この算式に従うと、施設規模は、以下のとおり算定される。

$$\text{処理対象量(1日あたり)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

$$= (34,963 \div 365) \div (280/365) \div 0.96$$

$$= 130.1\text{t/日} \quad \text{※小数点第2位を四捨五入}$$

これに、災害廃棄物発生時の処理余力として、上記施設規模の10%（13.0t/日）を加算する。よって、新ごみ焼却施設の施設規模は、以下のとおり算定される。 ※小数点以下切上げ

【新ごみ焼却施設(平成41年度稼働開始予定)の規模】

144t/日

なお、新ごみ焼却施設では、蒸気タービンによる発電等、有効な余熱利用を行うものとする。

第2項 リサイクル施設

不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみについては、現在、クリーンプラント-粗大ごみ処理施設、伊香ク
リーンプラザ破砕選別・資源化施設、クリスタルプラザ-リサイクル施設の3施設で処理を行って
いる。平成41年度にごみ焼却施設を新設することと合わせて、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみにつ
いても、1施設での集約した処理が可能なるよう、新リサイクル施設を整備することとする。

施設規模は、第3章第3節第2項「中間処理計画」に示す中間処理量の見込み(平成41年度)を
もとに、以下の算式を用いて算定する。

なお、施設規模の設定では、稼働開始予定年度から7年間(平成41~47年度)のうちごみ量が最大
となる年度を計画目標年度として定めるのが一般的であり、今後ごみ量は減少する見込みであるため、
平成41年度を計画目標年度として定める。

■施設規模算定式(平成4年2月7日付衛環第46号)

$$\text{(計画日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{直接搬入量}) \times \text{計画月最大変動係数} \div \text{稼働率}$$

$$= \text{処理対象量(1日あたり)} \times \text{計画月最大変動係数} \div \text{稼働率}$$

※計画日平均排出量 = 1人1日あたり処理量目標(計画一人一日平均排出量)

計画収集人口 = 人口推計

計画月最大変動係数 = 月変動係数のうち最大のもの

(ごみ種別に、過去5年間以上の収集量の実績を基礎として求める)

月変動係数は、月間日平均処理量をその年の年間日平均処理量で除し求
める。月間日平均処理量とは、その月における総処理量をその月の日数
で除したものをいい、年間日平均処理量とは、その年次における総処理
量を365日で除したものをいう。

稼働率 = (365日 - 年間停止日数) ÷ 365日

年間停止日数は、現有施設の運転実績より、130日とする。

計画月最大変動係数は、平成22~25年度の過去4年間の実績より、不燃ごみ・粗大ごみにつ
いては1.23、資源ごみについては、1.11と設定する。

表56 不燃ごみ・粗大ごみの計画月最大変動係数

区分	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			月別変 動係数 (平均)
	収集ごみ量等 (直接搬入を 含む) (t/月)	1日当 りの量 (t/日)	月別 変動 係数	収集ごみ量等 (直接搬入を 含む) (t/月)	1日当 りの量 (t/日)	月別 変動 係数	収集ごみ量等 (直接搬入を 含む) (t/月)	1日当 りの量 (t/日)	月別 変動 係数	収集ごみ量等 (直接搬入を 含む) (t/月)	1日当 りの量 (t/日)	月別 変動 係数	
4月	504	16.8	1.17	478	15.9	1.05	490	16.3	1.07	529	17.6	1.25	1.14
5月	470	15.2	1.06	497	16.0	1.06	621	20.0	1.31	534	17.2	1.22	1.16
6月	459	15.3	1.07	467	15.6	1.03	505	16.8	1.10	459	15.3	1.08	1.07
7月	437	14.1	0.98	463	14.9	0.99	446	14.4	0.94	417	13.5	0.95	0.97
8月	494	15.9	1.11	497	16.0	1.06	473	15.3	1.00	468	15.1	1.07	1.06
9月	405	13.5	0.94	482	16.1	1.06	458	15.3	1.00	435	14.5	1.03	1.01
10月	493	15.9	1.11	516	16.6	1.10	522	16.8	1.10	445	14.4	1.02	1.08
11月	432	14.4	1.00	502	16.7	1.11	490	16.3	1.07	432	14.4	1.02	1.05
12月	529	17.1	1.19	542	17.5	1.16	480	15.5	1.01	470	15.1	1.07	1.11
1月	247	8.0	0.56	316	10.2	0.67	332	10.7	0.70	302	9.7	0.69	0.66
2月	312	11.1	0.78	240	8.3	0.55	276	9.9	0.65	273	9.8	0.69	0.67
3月	453	14.6	1.02	516	16.6	1.10	487	15.7	1.03	393	12.7	0.90	1.01
計	5,234	14.3		5,515	15.1		5,581	15.3		5,157	14.1		
最大			1.19			1.16			1.31			1.25	1.16
計画月最大変動係数(最大値の平均値)										1.23			

表 57 資源ごみの計画月最大変動係数

区分	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			月別変動係数(平均)
	収集ごみ量等(直接搬入を含む) (t/月)	1日当りの量 (t/日)	月別変動係数	収集ごみ量等(直接搬入を含む) (t/月)	1日当りの量 (t/日)	月別変動係数	収集ごみ量等(直接搬入を含む) (t/月)	1日当りの量 (t/日)	月別変動係数	収集ごみ量等(直接搬入を含む) (t/月)	1日当りの量 (t/日)	月別変動係数	
4月	798	26.6	1.12	732	24.4	1.05	714	23.8	1.08	708	23.6	1.11	1.09
5月	733	23.7	0.99	714	23.0	1.00	729	23.5	1.06	697	22.5	1.05	1.03
6月	721	24.0	1.01	695	23.2	1.00	637	21.2	0.96	588	19.6	0.92	0.97
7月	739	23.8	1.00	678	21.9	0.95	712	23.0	1.04	698	22.5	1.06	1.01
8月	795	25.6	1.08	804	25.9	1.12	731	23.6	1.07	688	22.2	1.04	1.08
9月	690	23.0	0.97	677	22.6	0.98	623	20.8	0.94	616	20.5	0.96	0.96
10月	693	22.3	0.94	703	22.7	0.98	652	21.0	0.95	632	20.4	0.96	0.96
11月	671	22.4	0.94	646	21.5	0.93	607	20.2	0.92	610	20.3	0.95	0.94
12月	810	26.1	1.10	756	24.4	1.05	698	22.5	1.02	683	22.0	1.03	1.05
1月	610	19.7	0.83	714	23.0	0.99	708	22.8	1.03	682	22.0	1.03	0.97
2月	676	24.1	1.01	590	20.4	0.88	544	19.4	0.88	547	19.5	0.92	0.92
3月	759	24.5	1.03	741	23.9	1.03	711	22.9	1.04	633	20.4	0.96	1.02
計	8,696	23.8		8,449	23.1		8,066	22.1		7,781	21.3		
最大			1.12			1.12			1.08			1.11	1.09
計画月最大変動係数(最大値の平均値)								1.11					

よって、新リサイクル施設の施設規模は、以下のとおり算定される。

<p>【破碎選別】 処理対象量(1日あたり) × 計画月最大変動係数 ÷ 稼働率 $= (3,862 \div 365) \times 1.23 \div (235/365)$ $= 21\text{t/日}$ ※小数点以下切上</p> <p>【資 源 化】 処理対象量(1日あたり) × 計画月最大変動係数 ÷ 稼働率 $= (2,605 \div 365) \times 1.11 \div (235/365)$ $= 13\text{t/日}$ ※小数点以下切上</p>
--

<p align="center">【新粗大ごみ処理施設(平成41年度稼働開始予定)の規模】</p> <p align="center">破碎選別 : 21t/日</p> <p align="center">資 源 化 : 13t/日</p>
--

なお、災害廃棄物発生時の対応については、リサイクル施設は稼働時間延長等によるものとする。

第3項 最終処分場

焼却残渣については、現在、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託(平成33年度までの15年間)しているが、平成34年度以降は民間処分場への委託も含めて検討する必要がある。

不燃ごみのうち埋立ごみ、破碎選別残渣のうち不燃残渣及びプラスチックについては、新一般廃棄物最終処分場、及び余呉一般廃棄物最終処分場にて処分を行うこととする。

第5章 その他処理に関し必要な事項

第1節 廃棄物減量等推進審議会

これまで、当センターでは、一般廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生の促進による廃棄物の減量化ならびに適正な処理に関する基本的な事項について調査・審議を行う機関として、廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）を設置している。審議会については、引き続き設置し、「湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会設置条例」に掲げる次の事項についての調査・審議を行うものとする。

- ① 一般廃棄物の減量化及び再生利用に関すること。
- ② 分別収集等に関すること。
- ③ 一般廃棄物の適正な処理に関すること。
- ④ 市民及び事業所啓発に関すること。
- ⑤ その他一般廃棄物の処理計画に関すること。

また、各構成市とも連携し、施策の内容や実効性について審議していくものとする。

第2節 災害廃棄物対策

平成26年3月に策定された国の「災害廃棄物対策指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に従い、災害廃棄物対策を推進する。

なお、今後、国及び県の動向を注視して対策の強化を図っていくとともに、各構成市が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図る。

第1項 災害時の組織体制

(1) 連絡体制の確立

災害時のセンター及び構成市の連絡体制を確立するため、平常時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

(2) 周辺自治体との支援・連絡体制の確立

処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、構成市と協議して搬送可能な範囲の複数の自治体と、災害廃棄物処理に係る相互応援協力協定を結ぶ。

(3) 収集業者との連携体制の確立

災害時の連絡体制や収集体制について、平常時から収集委託業者や許可業者と協議を行い、災害時収集協定を結ぶ。

第2項 災害に強い廃棄物処理施設づくり

(1) 災害に対する構造的な強度の確保

廃棄物処理施設を整備する場合には、特に地震時を想定して、建物の強度の確保、地盤の流動化等にも耐えうる基礎構造とする。

(2) 断水、停電時に対する備え

廃棄物処理施設を整備する場合には、災害時の断水や停電に備え、非常発電設備や雨水貯留設備を設けるなどの対策を講じる。

(3) 廃棄物処理施設建設時の立地場所の配慮

廃棄物処理施設を整備する場合には、災害の影響を受けやすい場所、例えば土砂災害や水害を受けやすい場所や、交通が遮断されやすい場所等をできるだけ避けた立地場所とする。

第3項 災害廃棄物の適正処理体制づくり

(1) 仮置場の確保

処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、構成市と協議して、ごみの仮置き場を確保しておく。河川敷、スポーツグラウンドや企業グラウンド等を使用できるように、平常時に災害時使用協定等の締結を構成市に依頼する。

(2) 周辺自治体と緊急処理設備の確保

多量の災害廃棄物(建築の被災、解体に伴う廃棄物)の処理に備え、緊急用処理設備を周辺自治体と協力して確保しておくことを検討する。

(3) 事前広報の実施

構成市と協議し、広報紙等により、災害時における適正処理に向けた対策の周知徹底を図る。

(4) 被災初期における収集・処理対策

構成市と協議して被災初期において、感染症対策上から生ごみを優先収集することや、公園・空地をごみの集積所とすること、収集できず放置するごみへの消毒等の対策について整理する。

第3節 適正処理困難物等処理計画

第1項 適正処理困難物対策の推進

(1) 回収・処理ルートが確立されているもの

下記の適正処理困難物については、それぞれのルートで処理すべく構成市を通じ今後とも啓発に努めるとともに、それぞれの引取り・処理・処分事業者についても一層の協力を求める。

1) 指定適正処理困難物

廃棄物処理法で指定されている廃スプリングマットレス、廃自動車タイヤ、廃テレビ、廃冷蔵庫(250リットル以上)のうち、廃スプリングマットレス以外は業界による引取システムが整備されており、そのルートに乗って処理されている。

2) 家電リサイクル法による指定適正処理困難廃棄物

同法で指定されているテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、液晶・プラズマテレビについてもすでに家電メーカーによる回収・リサイクルのルートが確立されている。

3) 資源有効利用促進法による指定適正処理困難廃棄物

同法で指定されているパソコン・小型二次電池(充電式)についてもメーカーや電器店等による回収・再資源化が図られている。

4) 医療系廃棄物

危険性・感染性廃棄物としての在宅医療器具(注射針、点滴チューブ等)は、現在各医療機関へ持込むことで引取り・処分を願っており、今後も医師会を通じて更なる協力を依頼する。なお、

医療機関自らが排出する医療系廃棄物については、それぞれで自己処理もしくは専門処理業者に委託処理されている。

(2) その他の適正処理困難物

- バッテリー、オートバイ、ピアノ、LP ガスボンベ、FRP 製品、消火器等にそれぞれの購入時の店舗へ持ち込むことで処理ルートが敷かれているが、不完全な部分もあり、さらに調査のうえ処理ルートを明確にする。
- 廃スプリングマットレス、耐火金庫、塗料や溶剤、農薬や化学薬品等については製造・販売事業者の個別的な対応に任されており、回収システムやルートが構築されていないので販売店や廃品処理事業者等と連携を密にし、処理・処分ルートの確立を図る。

1) 適正処理困難物の受入先の周知

構成市を通じ、市民に適正処理困難物の特定と受入先を紹介、周知を図る

2) 適正処理困難物の受入先に係る問題点

- 受け入れ基準のばらつき。
- 処理処分手数料のばらつき。
- 受け入れ対象外物の処置。

第 2 項 有害廃棄物対策の推進

特別管理一般廃棄物等の有害廃棄物処理対策の推進を図る。

(1) 特別管理一般廃棄物

1) ばいじんの処理

焼却施設で発生する「ばいじん」としての飛灰については安定化处理し、平成 19 年度からはフェニックス処分場へ搬入している。今後も環境保全と労働安全の向上に努める。

2) 医療系廃棄物対策の推進

医療系廃棄物については前記 1. (1). ④による。

(2) その他の有害廃棄物

1) フロンガス対策

平成 7 年度から廃冷蔵庫・エアコンのフロンガス抜き取り業務を行ってきたが、平成 13 年 4 月から施行の家電リサイクル法により家電メーカーによる回収が義務づけられ、現在はそのルートで処理されているので、今後さらに市民・販売店等に啓発と周知徹底を図る。

第4節 計画推進体制

計画を進めていくには、市民・事業者・行政（構成市及びセンター）は、各々の役割に応じて積極的・自発的に取り組む必要があり、三者の協働、連携が重要である。

第5節 情報管理計画

ごみの発生・収集・処理・処分・資源化に関する情報管理システムを確立し、情報の収集・管理・提供を容易に実行できるような体制を整える。

第6節 計画実施スケジュール

第1項 進行管理計画

本計画の進行管理においては、**図36**に示すようにPlan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、目標値や施策の進捗状況を継続的に点検し、改善を図っていくものとする。特に、本計画の策定より5年ごとを目処に計画の見直しを行い、新たな施策の導入、社会情勢の変化への対応を検討する。なお、計画の見直しにあたっては、本計画で定めた目標値に対する達成状況を検証するとともに、施策の実施状況とその効果について評価する。

また、計画の進捗状況をセンターや構成市の広報・ホームページ等で公表するとともに、進捗状況に応じて市民・事業者に対して理解と協力を働きかけていく。

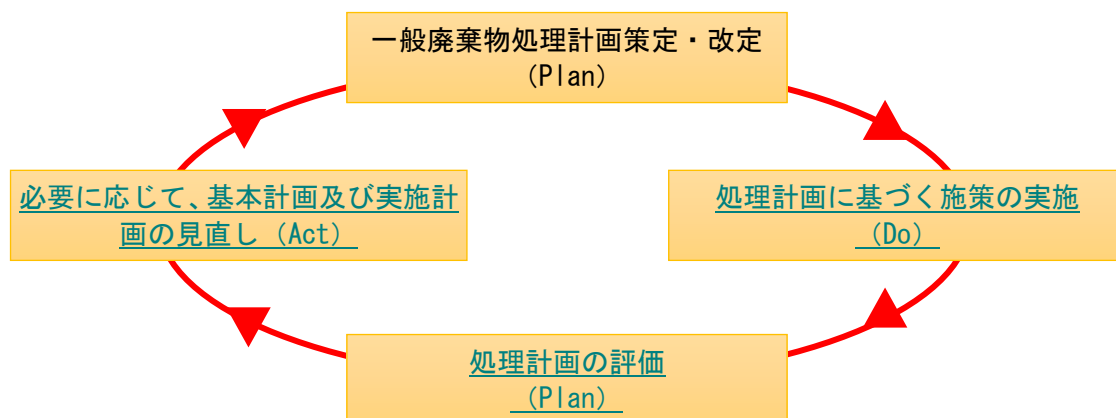


図36 進行管理 (PDCA サイクル) の概念図

第2項 計画実施スケジュール

本計画の実施スケジュールは、表 58 に示すとおりである。

表 58 計画実施スケジュール

		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
排出抑制・再資源化促進のための施策	家庭系ごみの排出抑制・再資源化促進	環境教育、普及啓発の充実														
		資源物の抜き取り防止対策														
		検討	住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供													
排出抑制・再資源化促進のための施策	事業系ごみの排出抑制に関する施策	減量やリサイクルに関する積極的な情報提供														
		ごみ搬入時のチェック強化														
		検討	事業系ごみ処理手数料の改定検討													
排出抑制・再資源化促進のための施策	不燃ごみ・粗大ごみからの資源物回収に関する施策	不燃ごみ・粗大ごみからの小型家電等ピックアップ回収・ボックス回収														
施設整備	新ごみ焼却施設の整備	候補地検討														稼働開始
	新リサイクル施設の整備															
	フェニックスに代わる焼却残渣埋立先の検討	検討	埋立開始													
計画の進行管理	計画の進行管理	PDCAサイクルによる進行管理														
		見直し							見直し							

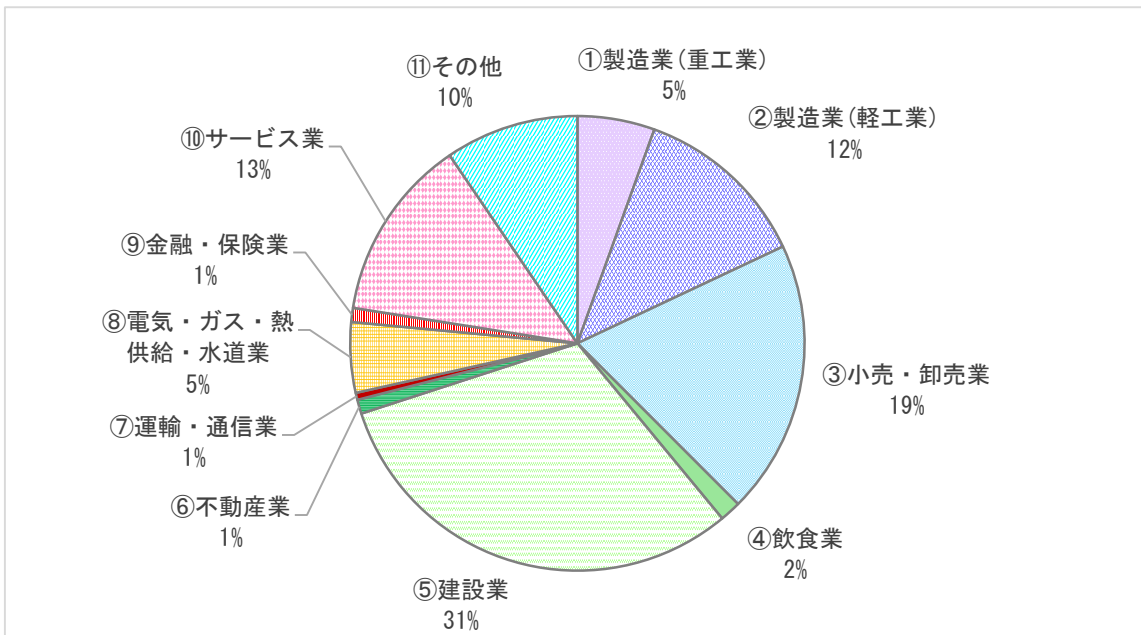
第 3 編 資料編

第1章 事業所アンケート

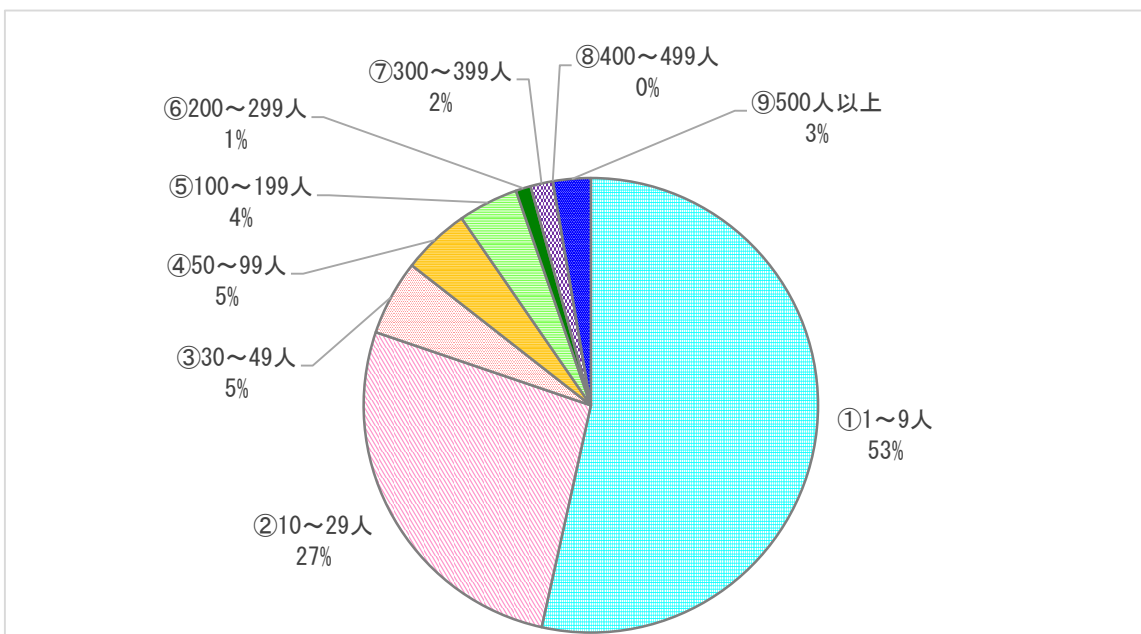
実施期間：平成26年7月10日～8月8日
 調査対象：長浜市・米原市内の事業所380社
 有効回答数：192社(回収率50.5%)

① 回答事業所の属性

(1) 業種

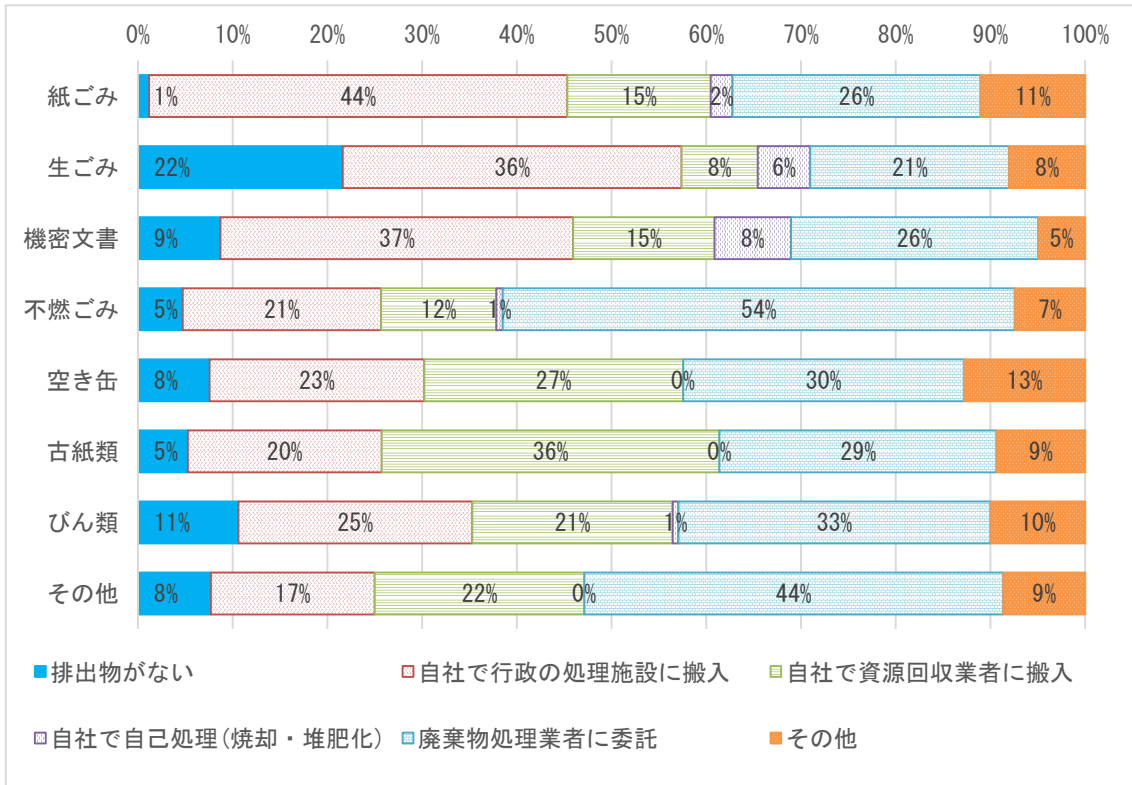


(2) 従業員数 (非正規従業員も含む)



② 発生する可燃ごみの処理方法

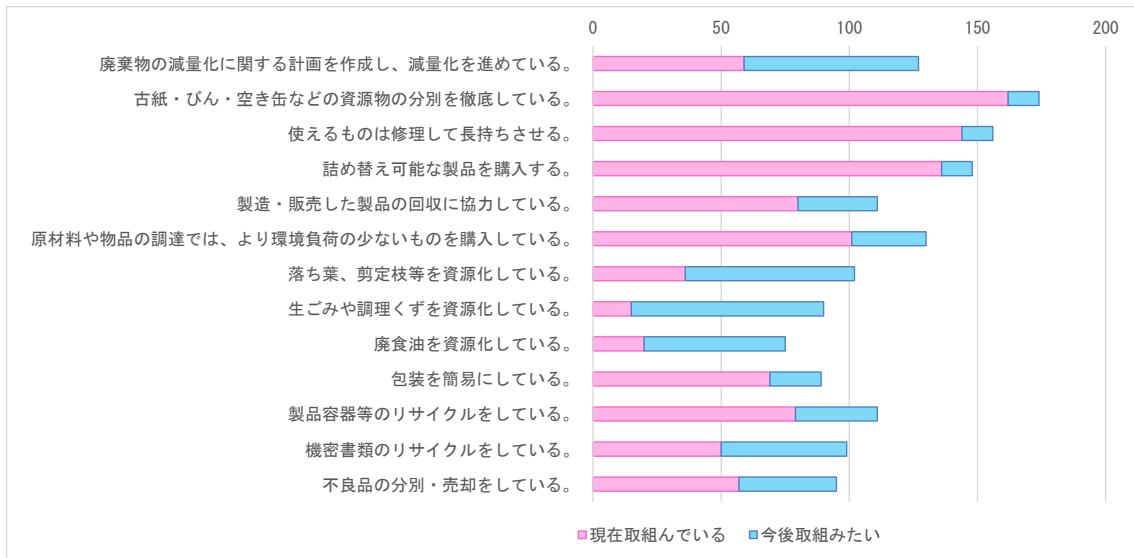
可燃ごみについて行政施設に搬入している割合が最も多い。紙ごみ、生ごみ、機密文書と
 もリサイクル可能な品目であるため、情報を提示することで可燃ごみのさらなる減量が図れ
 るものと考えられる。廃棄物処理業者に委託しているという回答もあったが、収集運搬許可
 業者を指しているものも含まれている可能性が高く、これらの可燃ごみも行政施設に搬入さ
 れているものと思われる。



③ ごみの減量化やリサイクルの取組

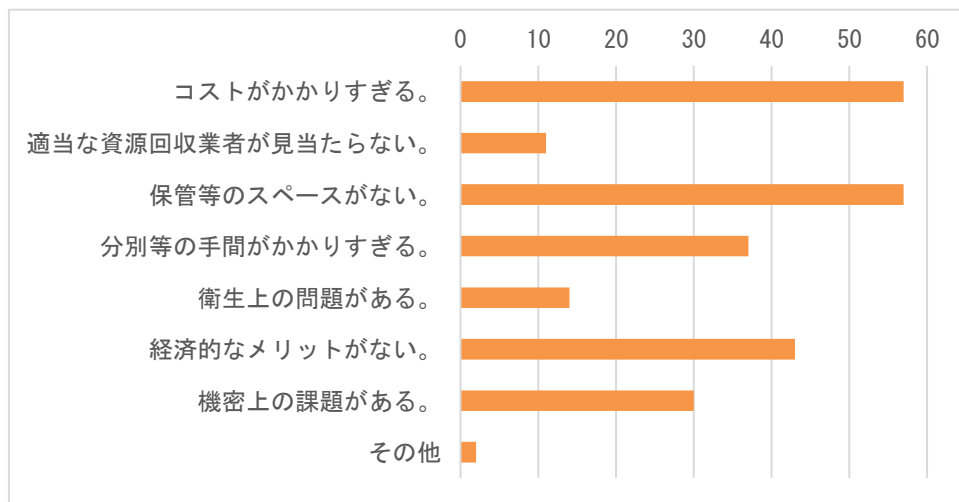
「資源の分別の徹底」「使えるものを長持ちさせる」「詰替え可能な製品をなるべく使用する」という項目について取り組んでいる業者が多く、減量化・リサイクルに対する意識の高さが伺えた。今後、減量化・リサイクルへの取り組みを行いたいという業者も多く、減量化・リサイクルを行う余地が十分有るように思われた。

情報の提示によりごみのさらなる減量化・リサイクル推進が図れるものと考えられる。



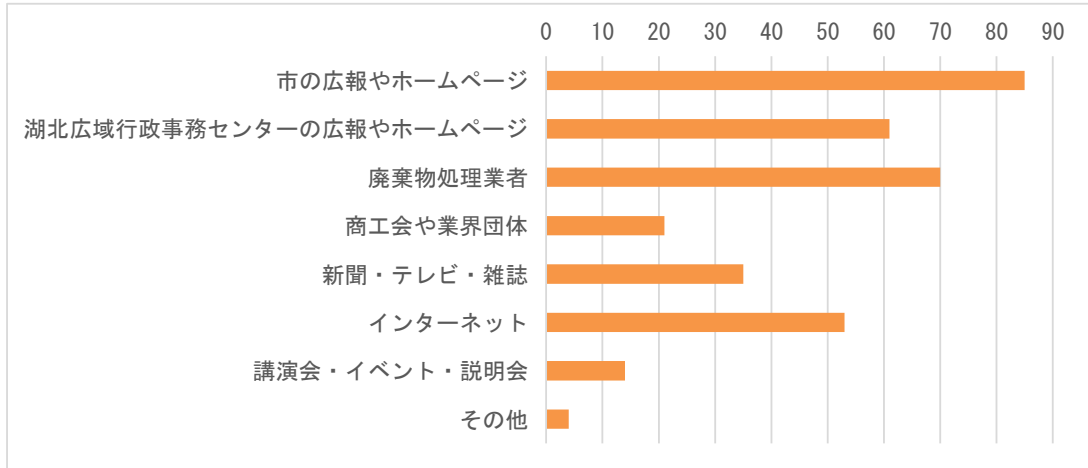
④ ごみの減量化やリサイクルを行う上での問題点

「コストがかかりすぎる」「経済的メリットがない」「保管スペースがない」という回答が多く見受けられた。コスト・スペースをかけずに行える処理法を提示することでさらなる減量化・リサイクル推進が図れるものと考えられる。



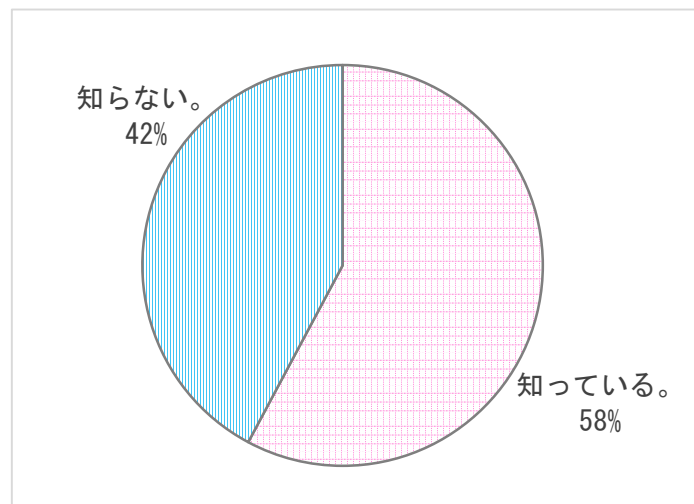
⑤ 減量化やリサイクルの情報の入手方法

市やセンターの情報をよりどころとしている業者が多いことから市やセンターのホームページのさらなる情報の充実が望まれる。また、特出して拠り所とされている情報ツールがないのも事実であることから、市やセンターの情報がそこまで高まるよう内容を充実させる必要がある。



⑥ 「事業所用のこほくる〜」について

10年以上作成されていない冊子であるが認知度が高い結果となった。事業所こほくる〜を拠り所としている業者も多く見受けられるため、今後作成する際はそういった業者に減量化・リサイクル推進のための方法を提示することが有効な手法と考えられる。また、知らない業者も 81 業者あったため、事業所こほくる〜を作成することは減量化・リサイクル推進の有効なツールと考えられる。

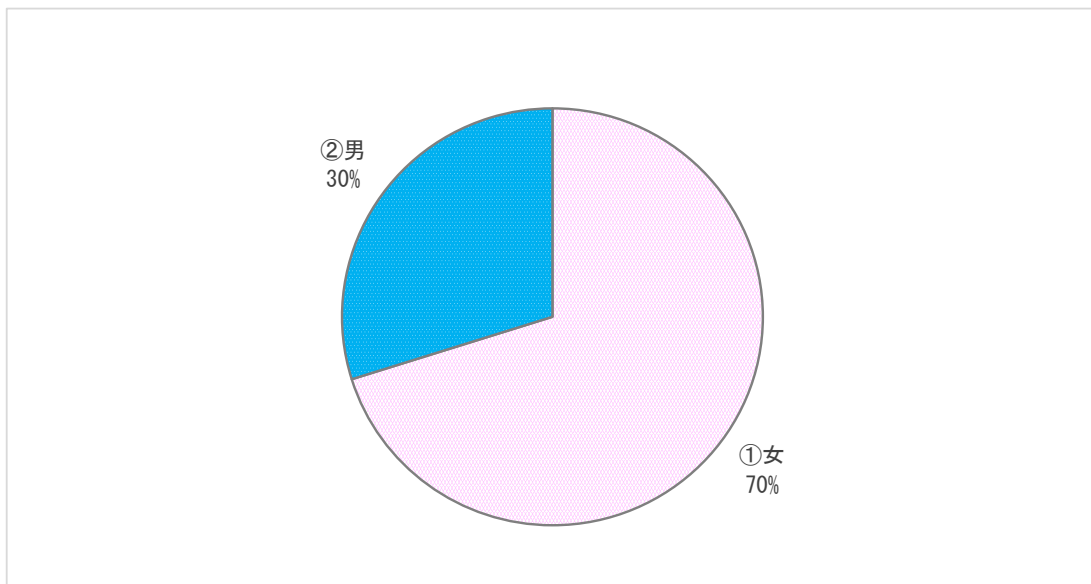


第2章 市民アンケート

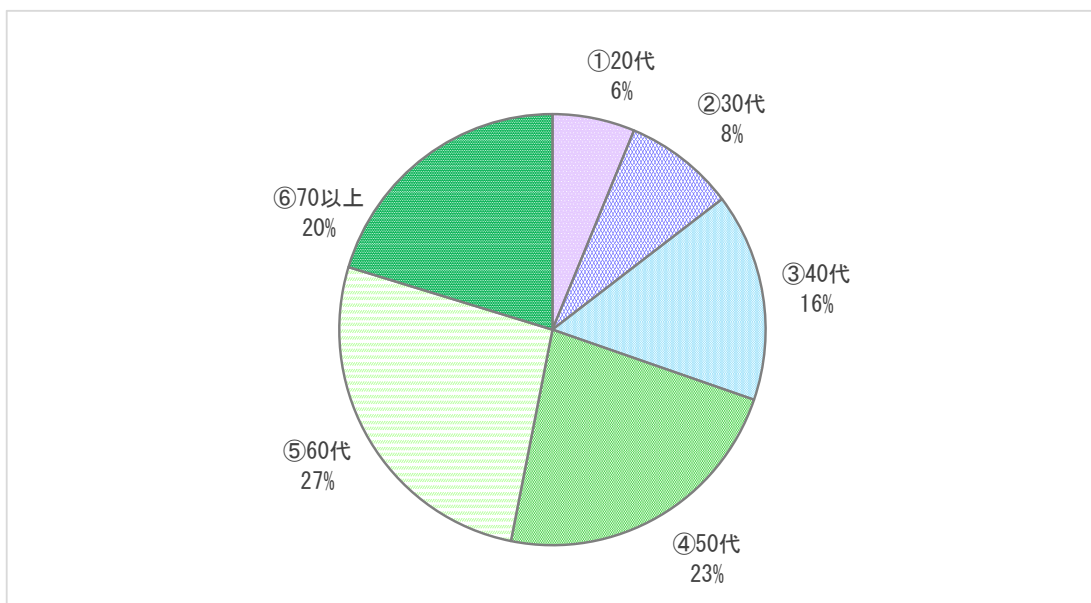


① 回答者の属性

(1) 性別



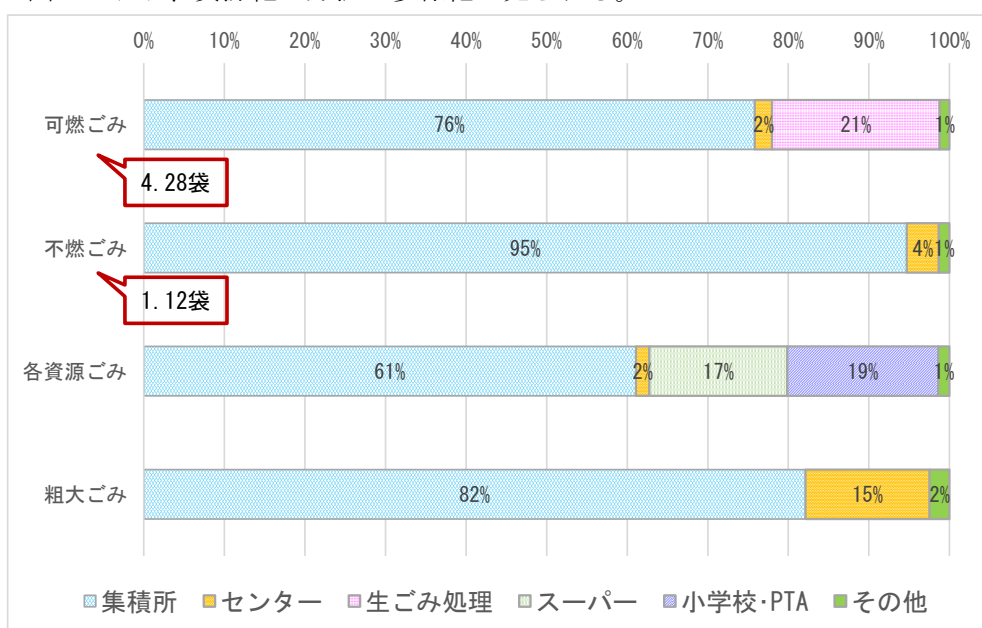
(2) 年齢



② 発生するごみの量及び処理方法

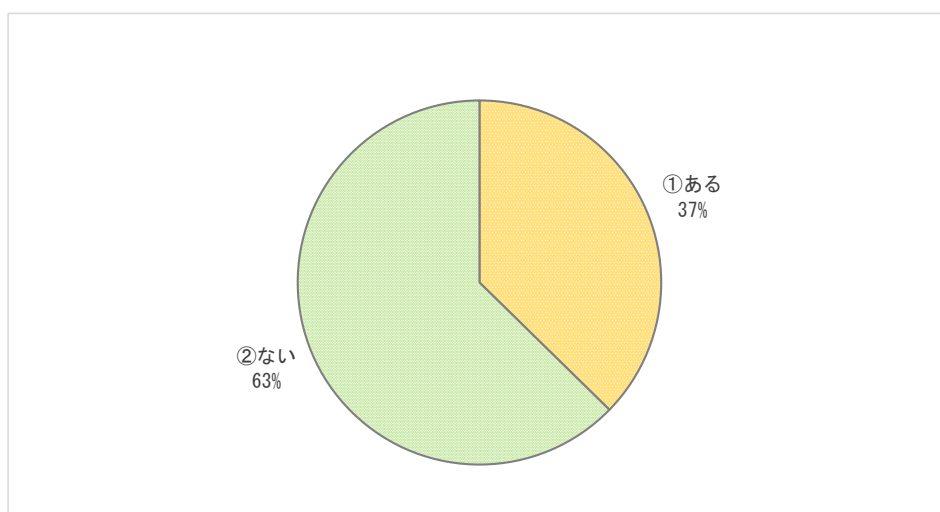
1 か月あたりの平均排出量は、可燃ごみは 4.28 袋、不燃ごみは 1.12 袋となっている。
(いずれも指定袋大袋換算)

処理方法としては、各ごみとも「集積所への排出」が最も多くなっている。可燃ごみは 2 割が生ごみ処理を行っており、各資源ごみは 3 割以上が「スーパー」や「小学校・PTA」等に出しており、資源化の方法の多様化が見られる。

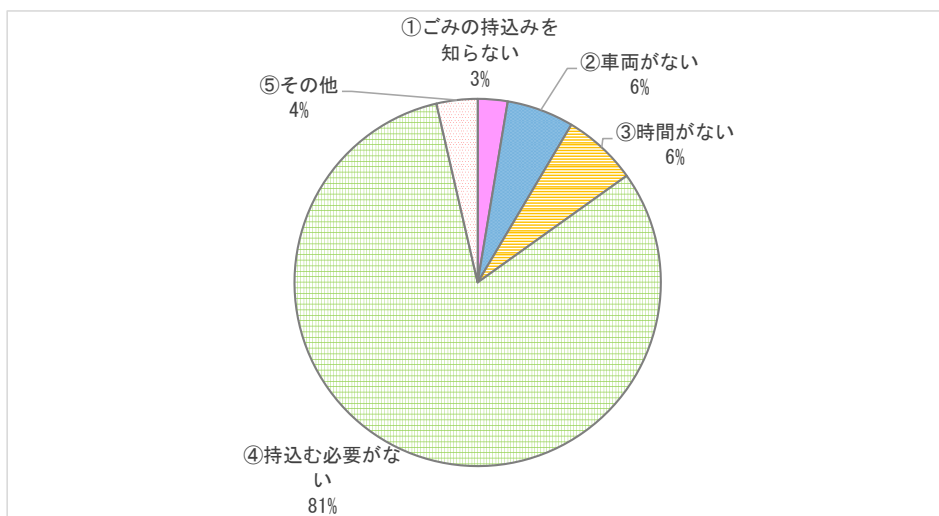


③ センター施設への直接搬入について

センター施設（クリスタルプラザ、クリーンプラント、伊香クリーンプラザ）へのごみの直接搬入については、「搬入したことがない」が約 6 割となっている。搬入しない理由としては、「持込む必要がない」が約 8 割、「センター施設に直接持込めることをしらなかった」はわずか 3%となっており、センター施設への直接搬入制度について、概ね周知はできているといえる。

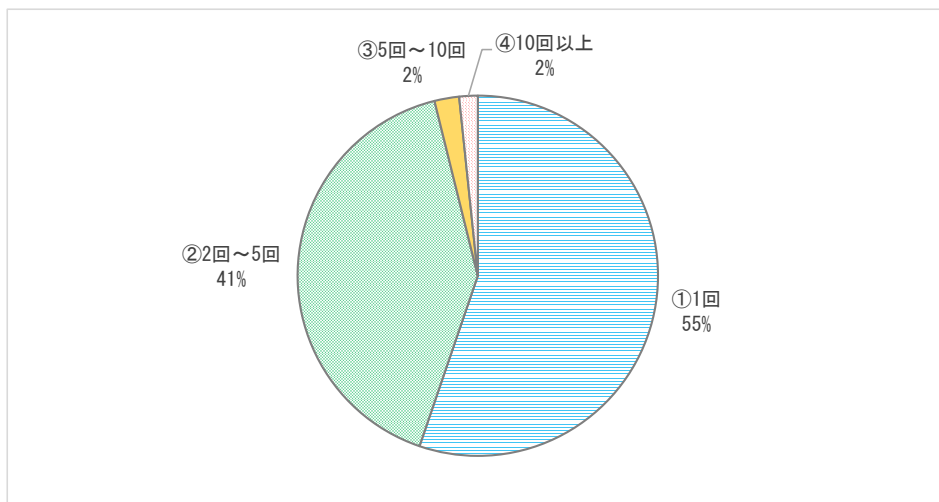


「直接搬入したことがない」人の理由では、集積所へ出すので持込む必要がないとの回答が8割以上を占めており、集積所収集の重要性がわかる。



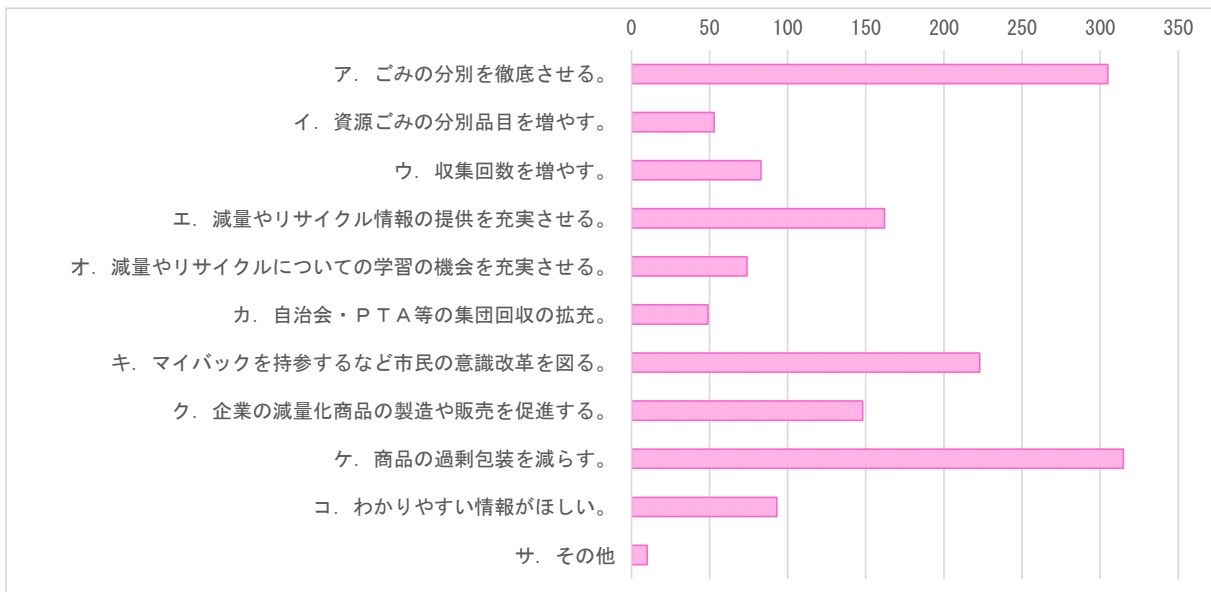
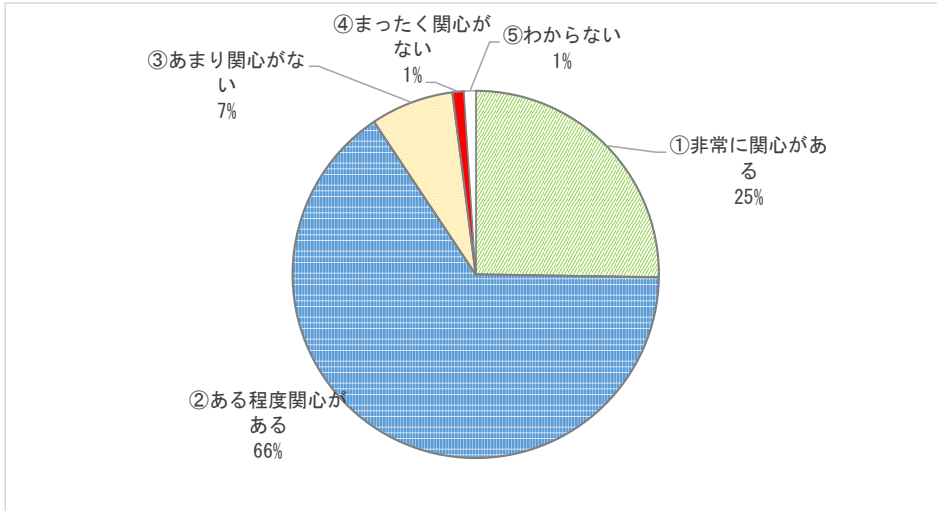
一方、「直接搬入したことがある」という回答のうち、最近1年間での直接搬入の回数を見ると、「1回」が最も多く、「2回～5回」を合わせると9割以上となっている。

直接搬入を利用した理由としては、「大掃除や引越し等により一時的に大量ごみが発生した」という理由が多くなっている。

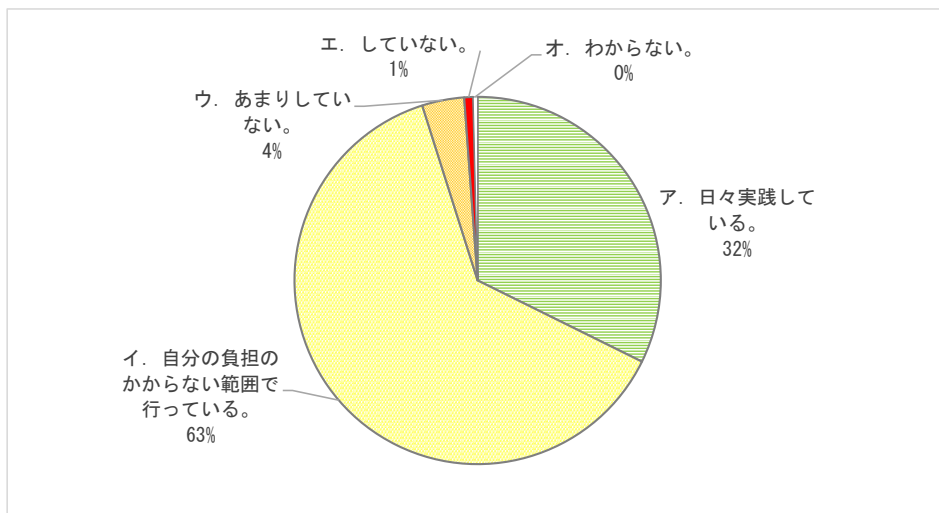


④ 減量化やリサイクルの意識について

減量化やリサイクルの意識については、「非常に興味がある」、「ある程度興味がある」の回答が合わせて9割以上となっており、市民の意識が高いといえる。関心の内容としては、「ごみの分別」や「マイバックの持参」、「商品の過剰包装」が多くなっている。

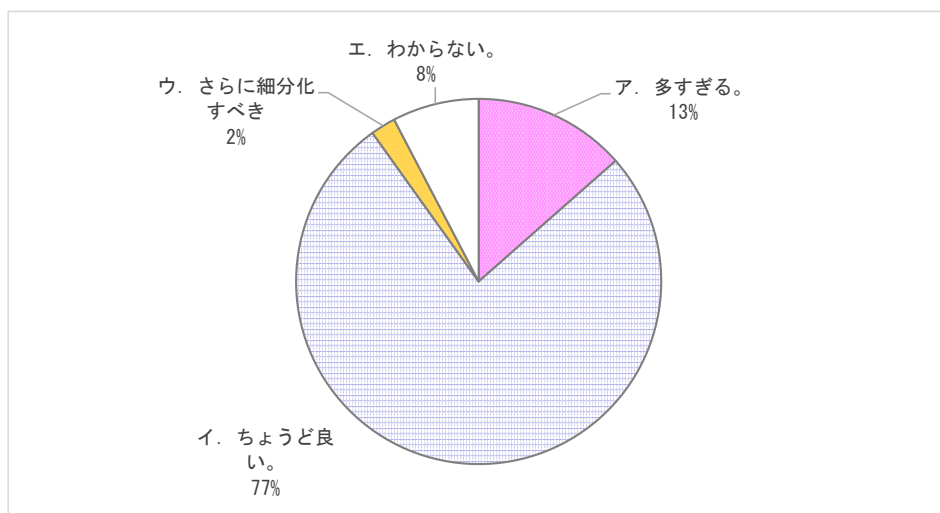


また日頃からの取組については、「日々実践している」「自分の負担のかからない範囲で行っている」が合わせて 95%となっており、取組の内容は、「マイバックの持参」や「詰め替え商品の購入」、「集団回収や店頭回収に取り組んでいる」が多くなっている。



⑤ ごみの分別区分について

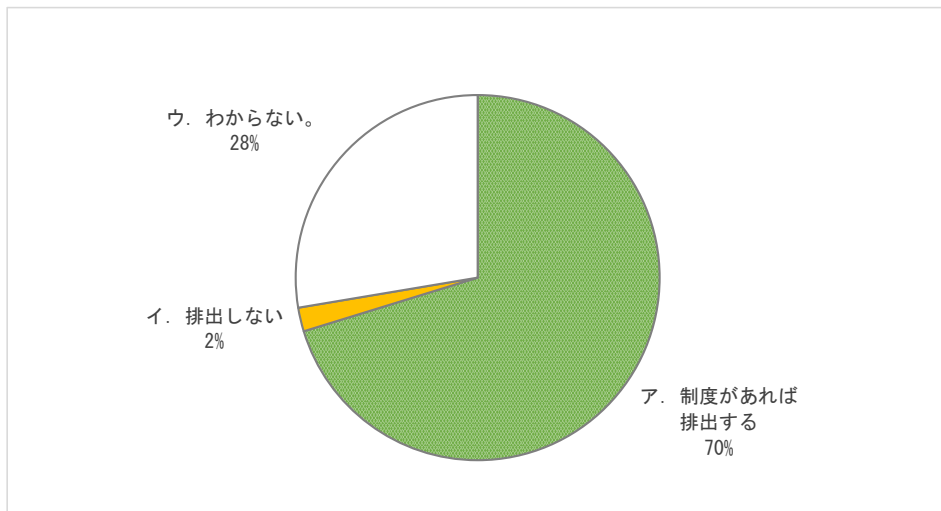
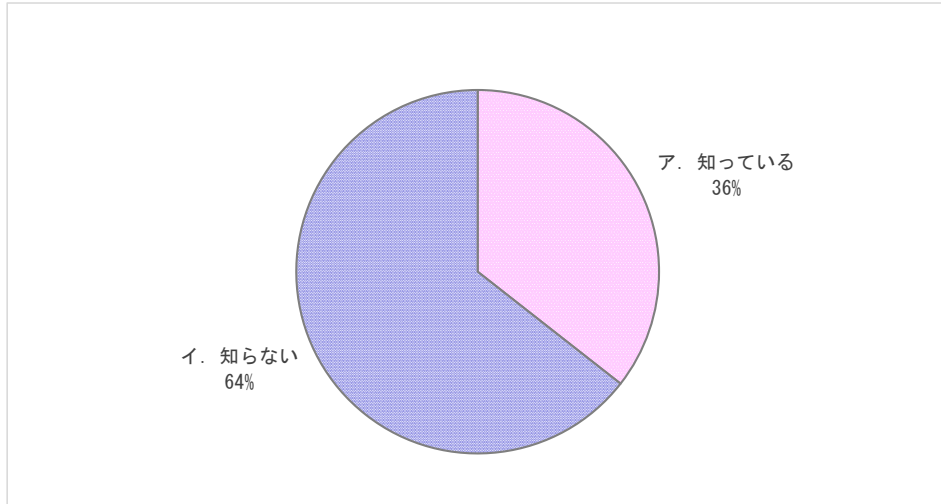
ごみの分別区分を可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみを14種18品目としていることについては、「ちょうど良い」が7割以上で最も多く、これ以上の分別区分は望まれていないと思われる。



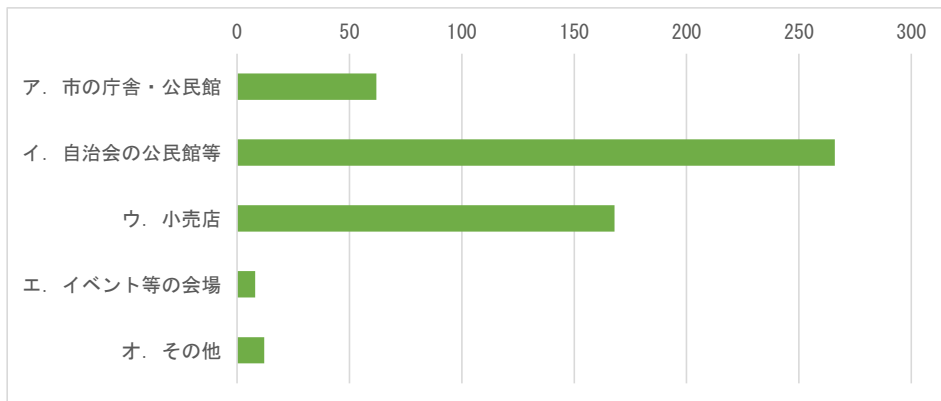
またごみの分別で困っていることは何か、の問いに対しては「プラの分別」、「資源の水洗いが大変」との回答が比較的多かったが、これは市民が熱心に分別に取り組んでいることの表れであると考えられる。

⑥ 小型家電リサイクルについて

使用済小型電子機器等のリサイクルを進める小型家電リサイクル制度について、「知らない」が6割を超えているが、「制度があれば排出する」との回答が7割となっており、周知により市民の協力は十分に得られると考えられる。



排出場所としては、「自治会の公民館等」、「小売店」が良いとの回答が多くなっている。



⑦ 減量化やリサイクルの情報源について

情報源としては、「こほくる一る」や「ごみ収集日程表」との回答が多く、高い情報源であることがわかります。またその充実を求める回答も多く見られている。

「こほくる一る」の改善については、「ごみ出し基本ルールと分別早見表を別冊で作成」してほしいとの回答が多く、次いで「わかりやすさ」を求める声も多く見られた。

